東広島市地域防災計画

基本編

震災対策編

［地震災害対策計画
津波災害対策計画
南海トラフ地震防災対策推進計画］

令和７年５月修正

東 広 島 市 防 災 会 議

目次

基　本　編 1

第１章　総　　則 2

第１節　防災計画作成の目的 3

第２節　基本方針 3

第３節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則 4

第４節　防災計画の修正等 5

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 6

第６節　東広島市の概要 13

第７節　過去の災害及び被害想定 15

第２章　災害予防計画 17

第１節　基本方針 18

第２節　市域の保全等に関する計画 18

第３節　防災施設・設備の新設又は改良計画 22

第４節　市民の防災活動の促進に関する計画 23

第５節　調査、研究に関する計画 31

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 31

第７節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 38

第８節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画 44

第９節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 48

第 10 節　広域避難の受入に関する計画 52

第３章　災害応急対策計画 54

第１節　基本方針 55

第２節　組織、動員計画 56
第３節　労働力確保計画 67
第４節　気象警報等の伝達に関する計画 67
第５節　住民等の避難誘導に関する計画 79
第６節　災害情報計画 87
第７節　通信運用計画 91
第８節　ヘリコプターによる災害応急対策計画 93
第９節　自衛隊災害派遣要請計画 96
第 10 節　相互応援協力計画 99
第 11 節　防災拠点に関する計画 101
第 12 節　救出計画 102
第 13 節　医療救護・助産計画 105
第 14 節　消防計画 107
第 15 節　水防計画 110
第 16 節　危険物等災害応急対策計画 116
第 17 節　災害警備計画 120
第 18 節　交通応急対策計画 121
第 19 節　輸送応急対策計画 125
第 20 節　在港船舶対策計画 126
第 21 節　避難計画 127
第 22 節　災害広報・被災者相談計画 129
第 23 節　住宅応急対策計画 131
第 24 節　食料供給計画 134
第 25 節　給水計画 136
第 26 節　生活必需品等供給計画 138
第 27 節　保健衛生計画 139
第 28 節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画 141

第 29 節　電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画 143
第 30 節　その他施設災害応急対策計画 146
第 31 節　廃棄物処理計画 146
第 32 節　ボランティアの受入れ等に関する計画 150
第 33 節　文教計画 152
第 34 節　災害救助法適用計画 156
第 35 節　航空機事故による災害応急対策計画 158
第 36 節　海上災害応急対策計画 159
第 37 節　主な災害の特質及び対策 163
第 38 節　公共施設等災害応急復旧計画 167

第４章　災害復旧計画 169
第１節　目的 170
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画 170
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画 175
第４節　被災者の生活確保に関する計画 177
第５節　施設災害復旧計画 177
第６節　激甚災害の指定に関する計画 179
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画 179
第８節　災害復興計画（防災まちづくり） 180

震　災　対　策　編 181

地震災害対策計画 182

第１章　総　　則 183
第１節　目的 184
第２節　基本方針 184
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 184

第４節　東広島市の地勢の概要 184
第５節　被害想定 185
第６節　地震被害軽減のための基本的な施策 206

第２章　災害予防計画 210
第１節　防災まちづくりに関する計画 211
第２節　市民の防災活動の促進に関する計画 216
第３節　調査、研究に関する計画 220
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 220
第５節　危険物等災害予防計画 229
第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画 232
第７節　ボランティア活動の環境整備計画 232
第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 232
第９節　広域避難の受入に関する計画 232

第３章　災害応急対策計画 233
第１節　組織、動員計画 234
第２節　住民等の避難誘導に関する計画 234
第３節　災害情報計画 236
第４節　通信運用計画 242
第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画 242
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 242
第７節　相互応援協力計画 242
第８節　防災拠点に関する計画 242
第９節　救出計画 243
第 10 節　医療、救護計画 244
第 11 節　消防計画 245
第 12 節　水防計画 246

第 13 節　危険物等災害応急対策計画 247
第 14 節　災害警備計画 247
第 15 節　交通応急対策計画 247
第 16 節　輸送応急対策計画 248
第 17 節　在港船舶対策計画 248
第 18 節　避難計画 248
第 19 節　災害広報・被災者相談計画 249
第 20 節　住宅応急対策計画 250
第 21 節　食料供給計画 252
第 22 節　給水計画 253
第 23 節　生活必需品等供給計画 253
第 24 節　保健衛生計画 254
第 25 節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画 254
第 26 節　公共施設等災害応急復旧計画 254
第 27 節　電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画 255
第 28 節　その他施設災害応急対策計画 257
第 29 節　廃棄物処理計画 257
第 30 節　ボランティアの受入れ等に関する計画 257
第 31 節　文教計画 258
第 32 節　災害救助法適用計画 258

第４章　災害復旧計画 259
第１節　目的 260
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画 260
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画 260
第４節　被災者の生活確保に関する計画 260
第５節　施設災害復旧計画 260

第６節　激甚災害の指定に関する計画 260
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画 260
第８節　災害復興計画（防災まちづくり） 260

津波災害対策計画 261

第１章　総　　則 262
第１節　目的 263
第２節　基本方針 263
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 263
第４節　被害想定 263
第５節　津波浸水想定 282
第６節　地震被害軽減のための基本的な施策 284

第２章　災害予防計画 288
第１節　防災まちづくりに関する計画 289
第２節　市民の防災活動の促進に関する計画 294
第３節　調査、研究に関する計画 298
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 299
第４節の２　迅速かつ円滑な避難体制の確保に関する計画 308
第５節　危険物等災害予防計画 309
第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画 311
第７節　ボランティア活動の環境整備計画 311
第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 311
第９節　広域避難の受入に関する計画 312

第３章　災害応急対策計画 313
第１節　組織、動員計画 314
第２節　住民等の避難誘導に関する計画 314

第３節　災害情報計画 318
第４節　通信運用計画 327
第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画 327
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 327
第７節　相互応援協力計画 327
第８節　防災拠点に関する計画 327
第９節　救出計画 327
第 10 節　医療、救護計画 328
第 11 節　消防計画 329
第 12 節　水防計画 331
第 13 節　危険物等災害応急対策計画 332
第 14 節　災害警備計画 332
第 15 節　交通応急対策計画 332
第 16 節　輸送応急対策計画 332
第 17 節　在港船舶対策計画 333
第 18 節　避難計画 333
第 19 節　災害広報・被災者相談計画 333
第 20 節　住宅応急対策計画 335
第 21 節　食料供給計画 337
第 22 節　給水計画 338
第 23 節　生活必需品等供給計画 338
第 24 節　保健衛生計画 338
第 25 節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画 338
第 26 節　公共施設等災害応急復旧計画 338
第 27 節　電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画 339
第 28 節　その他施設災害応急対策計画 342
第 29 節　廃棄物処理計画 342

第 30 節　ボランティアの受入れ等に関する計画 342
第 31 節　文教計画 342
第 32 節　災害救助法適用計画 342

第４章　災害復旧計画 343
第１節　目的 344
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画 344
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画 344
第４節　被災者の生活確保に関する計画 344
第５節　施設災害復旧計画 344
第６節　激甚災害の指定に関する計画 344
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画 344
第８節　災害復興計画（防災まちづくり） 344

南海トラフ地震防災対策推進計画 345
第１節　目的 346
第２節　南海トラフ地震防災対策推進地域 346
第３節　基本方針 346
第４節　南海トラフ地震の概要 350
第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画 359
第６節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 360
第７節　関係者との連携協力の確保に関する計画 375
第８節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画 381
第９節　防災訓練に関する計画 384
第１０節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 386
用語解説（五十音順） 390

担当防災班一覧表

【基本編】

第２章　災害予防計画	
第１節　基本方針	総括班
第２節　市域の保全に関する計画	建設班、都市班、農林水産班
第３節　防災施設・設備の新設又は改良計画	総括班
第４節　市民の防災活動の促進に関する計画	総括班
第５節　調査、研究に関する計画	総括班
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	総括班、生活環境班、都市班
第７節　円滑な避難体制の確保等に関する計画	総括班
第８節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	総括班
第９節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	生活救助班
第10節　広域避難の受入に関する計画	総括班
第３章　災害応急対策計画	
第１節　基本方針	総括班
第２節　組織、動員計画	総括班
第３節　労働力確保計画	総括班
第４節　気象警報等の伝達に関する計画	総括班
第５節　住民等の避難誘導に関する計画	総括班
第６節　災害情報計画	情報収集班、広報班
第７節　通信運用計画	総括班、通信管理班
第８節　ヘリコプターによる災害応急対策計画	消防班
第９節　自衛隊災害派遣要請計画	総括班
第10節　相互応援協力計画	総括班、消防班
第11節　防災拠点に関する計画	総括班
第12節　救出計画	消防班
第13節　医療救護・助産計画	生活救助班
第14節　消防計画	消防班
第15節　水防計画	総括班、建設班
第16節　危険物等災害応急対策計画	消防班
第17節　災害警備計画	総括班
第18節　交通応急対策計画	建設班
第19節　輸送応急対策計画	総括班
第20節　在港船舶対策計画	建設班
第21節　避難計画	総括班、避難所班、情報収集班、広報班、生活救助班、生活環境班、配給班、農林水産班、保育班、

	教育班
第22節　災害広報・被災者相談計画	総括班、広報班
第23節　住宅応急対策計画	都市班
第24節　食料供給計画	総括班、配給班、農林水産班、教育班
第25節　給水計画	（広島県水道広域連合企業団）
第26節　生活必需品等供給計画	生活救助班、配給班、商工班
第27節　保健衛生計画	生活救助班
第28節　遺体の捜索、取り扱い、埋葬計画	生活環境班
第29節　電気、ガス、水道、下水道施設災害応急対策計画	下水道班、（広島県水道広域連合企業団）
第30節　その他施設災害応急対策計画	建設班、都市班
第31節　廃棄物処理計画	生活環境班
第32節　ボランティアの受入れ等に関する計画	生活救助班
第33節　文教計画	教育班
第34節　災害救助法適用計画	総括班
第35節　航空機事故による災害応急対策計画	消防班
第36節　海上における大量流出油等災害応急対策計画	生活環境班、消防班
第37節　主な災害の特質及び対策	総括班
第38節　公共施設等災害応急復旧計画	広報班、調査対応班
第４章　災害復旧計画	
第１節　目的	総括班
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画	総括班、技術企画課、災害河港課
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	総括班、生活救助班
第４節　被災者の生活確保に関する計画	商工班
第５節　施設災害復旧計画	建設班、農林水産班、教育班、都市班、住宅課、地域共生推進課、介護保険課、障がい福祉課
第６節　激甚災害の指定に関する計画	総括班
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画	経理・資材班、生活救助班
第８節　災害復興計画（防災まちづくり）	調整班、都市班

【震災対策編　地震災害対策計画】

第２章　災害予防計画	
第１節　防災まちづくりに関する計画	調整班
第２節　市民の防災活動の促進に関する計画	総括班
第３節　調査、研究に関する計画	総括班
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	総括班
第５節　危険物等災害予防計画	消防班

第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	総括班
第７節　ボランティア活動の環境整備計画	生活救助班
第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	生活救助班
第９節　広域避難の受入に関する計画	総括班
第３章　災害応急対策計画	
第１節　配備動員計画	総括班
第２節　住民等の避難誘導に関する計画	総括班
第３節　災害情報計画	広報班
第４節　通信運用計画	総括班、通信管理班
第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画	消防班
第６節　自衛隊災害派遣要請計画	総括班
第７節　相互応援協力計画	総括班
第８節　防災拠点に関する計画	総括班
第９節　救出計画	消防班
第10節　医療、救護計画	生活救助班
第11節　消防計画	消防班
第12節　水防計画	総括班、建設班
第13節　危険物等災害応急対策計画	消防班
第14節　災害警備計画	総括班
第15節　交通応急対策計画	建設班
第16節　輸送応急対策計画	総括班
第17節　在港船舶対策計画	建設班
第18節　避難計画	総括班、避難所班、情報収集班、広報班、生活救助班、生活環境班、配給班、農林水産班、保育班、教育班
第19節　災害広報・被災者相談計画	総括班、広報班
第20節　住宅応急対策計画	都市班
第21節　食料供給計画	総括班、配給班、農林水産班、教育班
第22節　給水計画	（広島県水道広域連合企業団）
第23節　生活必需品等供給計画	生活救助班、配給班、商工班
第24節　保健衛生計画	生活救助班
第25節　遺体の捜索、取り扱い、埋葬計画	生活環境班
第26節　公共施設等災害応急復旧計画	財産管理班、都市班、教育班
第27節　電気、ガス、水道、下水道施設災害応急対策計画	下水道班、（広島県水道広域連合企業団）
第28節　その他施設災害応急対策計画	建設班、都市班
第29節　廃棄物処理計画	生活環境班

第30節　ボランティアの受入れ等に関する計画	生活救助班
第31節　文教計画	教育班
第32節　災害救助法適用計画	総括班
第４章　災害復旧計画	
第１節　目的	総括班
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画	総括班、技術企画課、災害河港課
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	総括班、生活救助班
第４節　被災者の生活確保に関する計画	商工班
第５節　施設災害復旧計画	建設班
第６節　激甚災害の指定に関する計画	総括班
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画	経理・資材班、生活救助班
第８節　災害復興計画（防災まちづくり）	調整班、都市班

【震災対策編　津波災害対策計画】

第２章　災害予防計画	
第１節　防災まちづくりに関する計画	調整班
第２節　市民の防災活動の促進に関する計画	総括班
第３節　調査、研究に関する計画	総括班
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	総括班
第４節の２　迅速かつ円滑な避難体制の確保に関する計画	総括班
第５節　危険物等災害予防計画	消防班
第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	総括班
第７節　ボランティア活動の環境整備計画	生活救助班
第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	生活救助班
第９節　広域避難の受入に関する計画	総括班
第３章　災害応急対策計画	
第１節　配備動員計画	総括班
第２節　住民等の避難誘導に関する計画	総括班
第３節　災害情報計画	広報班
第４節　通信運用計画	総括班、通信管理班
第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画	消防班
第６節　自衛隊災害派遣要請計画	総括班
第７節　相互応援協力計画	総括班
第８節　防災拠点に関する計画	総括班
第９節　救出計画	消防班
第10節　医療、救護計画	生活救助班
第11節　消防計画	消防班
第12節　水防計画	総括班、建設班

第13節　危険物等災害応急対策計画	消防班
第14節　災害警備計画	総括班
第15節　交通応急対策計画	建設班
第16節　輸送応急対策計画	総括班
第17節　在港船舶対策計画	建設班
第18節　避難計画	総括班、避難所班、情報収集班、広報班、生活救助班、生活環境班、配給班、農林水産班、保育班、教育班
第19節　災害広報・被災者相談計画	総括班、広報班
第20節　住宅応急対策計画	建設班、都市班
第21節　食料供給計画	総括班、配給班、農林水産班、教育班
第22節　給水計画	（広島県水道広域連合企業団）
第23節　生活必需品等供給計画	生活救助班、配給班、商工班
第24節　保健衛生計画	生活救助班
第25節　遺体の捜索、取り扱い、埋葬計画	生活環境班
第26節　公共施設等災害応急復旧計画	財産管理班、都市班、教育班
第27節　電気、ガス、水道、下水道施設災害応急対策計画	下水道班、（広島県水道広域連合企業団）
第28節　その他施設災害応急対策計画	建設班、都市班
第29節　廃棄物処理計画	生活環境班
第30節　ボランティアの受入れ等に関する計画	生活救助班
第31節　文教計画	教育班
第32節　災害救助法適用計画	総括班
第４章　災害復旧計画	
第１節　目的	総括班
第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画	総括班、災害河港課
第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	総括班、生活救助班
第４節　被災者の生活確保に関する計画	商工班
第５節　施設災害復旧計画	建設班
第６節　激甚災害の指定に関する計画	総括班
第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画	経理・資材班、生活救助班
第８節　災害復興計画（防災まちづくり）	調整班、都市班

基　本　編

第１章　総　　則

第１節　防災計画作成の目的

第１　この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて、市全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本市の地域内に関わる防災に関し、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

第２　東広島市防災会議は、災害対策基本法第 16 条第１項及び東広島市防災会議条例（昭和 49 年条例第 114 号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

資料編　１２－１　東広島市防災会議条例
　　１２－３　東広島市防災会議委員名簿

第２節　基本方針

第１　この計画は、「基本編」、「震災対策編」及び「資料編」をもって構成するものとする。

第２　この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。

第３　この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

第４　この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第３節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第１　平成３０年７月豪雨の課題と教訓

平成 30 年（2018 年）7 月 5 日から降り続いた雨により発生した平成 30 年 7 月豪雨災害では、7 月 5 日から 8 日にかけて累加雨量は市内の多い所で 521 ㎜に達し、市内全域で未曾有の被害が発生した。

この災害により、市内各所の斜面崩壊は 2,700 ヶ所を超え、多くの場所で土石流や河川の氾濫などが発生し、20 名もの尊い命が奪われた（災害関連死 8 名含む）ほか、数多くの住宅が損壊・浸水などの被害を受けた。

また、幹線道路や生活道路、鉄道が寸断されるなど公共インフラにも多大な被害が生じるとともに、宅地や農地、ため池などに土砂や流木が流れ込み、市民生活や経済活動にも甚大な被害が発生した。

本市では、7 月 6 日には非常レベルの災害対策本部を設置したが、目まぐるしく変化する気象状況とその対応、また大量に寄せられる様々な情報などで本部は騒然となり、情報の共有や発信などで課題が残った。

このため、発災前後における避難情報の発令時期、情報伝達の方法、避難所の開設・運営など初動期の活動について検証し対応を講じることで、本市の防災体制の改善に取り組むこととした。

今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と行政が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を醸成するための防災啓発活動や、地域の自主防災活動を推進するなど、市民・地域・行政の災害対応力をさらに強化することが求められている。

第２　基本理念

市は、災害対応力の強化を図るため、平成30年7月豪雨の経験を踏まえ、自助をより一層推進するとともに、共助・公助が連携することで、総合的な地域防災力の向上を図る必要がある。

このため、本計画では、市民・地域・行政の力を結集した防災・減災のまちづくりを行うため、防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

1　本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。

2　災害対策の実施にあたっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。

3　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

4　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

5　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者※に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。

6　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防

災対策を推進する。

7　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第３　基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

1　市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市域に係る防災計画を作成してこれに対処する。

2　県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

3　指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については市に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

4　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

5　公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

6　防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者※や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

7　東広島市防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

8　市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第４節　防災計画の修正等

第１　防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要と認める理由が生じたときは、毎年度開催の東広島市防災会議においてその都度速やかに修正する。

第２　広島県地域防災計画及び防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画事項については県の計画に準じて作成し、広島県地域防災計画及び防災関係機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

第３　他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによりその事務を処理する。

第４　防災計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者、住民などに周知徹底を図る。また、計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第５項の規定によって修正の要旨公表のほか、地域住民などに周知を図る。

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　市

1　災害情報の収集及び伝達
2　被害調査
3　災害広報
4　避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
5　被災者の救出、救助等の措置
6　消防及び水防活動
7　被災施設の応急復旧
8　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
9　防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練
10　被災生徒等※に対する応急教育
11　市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
12　災害時におけるボランティア活動の支援
13　被災建築物応急危険度判定（震災時）
14　被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
15　緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第２　県

1　津波警報等の伝達
2　災害情報の収集及び伝達
3　被害調査
4　災害広報
5　被災者の救出、救助等の措置
6　被災施設の応急復旧
7　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
8　被災生徒等※に対する応急教育
9　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

10　災害時におけるボランティア活動の支援

11　被災建築物応急危険度判定（震災時）

12　被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）

13　緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第３　警察、消防関係機関

１　東広島警察署

⑴　災害情報の収集及び伝達

⑵　被害実態の把握

⑶　被災者の救出、救助等の措置

⑷　避難路及び緊急交通路※の確保

⑸　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

⑹　行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視

⑺　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導

⑻　不法事案の予防及び取締り

⑼　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒

⑽　広報活動

⑾　関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

２　消防局

⑴　災害情報の収集及び伝達

⑵　災害時の消防・水防活動

⑶　被害実態の把握

⑷　被災者の救出、救助等の措置

⑸　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等の伝達及び避難誘導

⑹　防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練

３　東広島市消防団

⑴　災害情報の収集及び伝達

⑵　災害時の消防・水防活動

⑶　被害実態の把握

⑷　被災者の救出、救助等の措置

⑸　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等の伝達及び避難誘導

第４　指定地方行政機関

１　中国四国管区警察局

⑴　管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整

⑵　他管区警察局との連携

⑶　情報の収集及び連絡

⑷　警察通信の運用

⑸　津波警報等の伝達

2　中国四国防衛局

⑴　米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。

⑵　災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

3　中国総合通信局

⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

⑵　電波の監理及び電気通信の確保

⑶　災害時における非常通信の運用監督

⑷　非常通信協議会の指導育成

⑸　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

4　中国財務局

⑴　被災復旧事業費の査定への立会

⑵　地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付

⑶　国有財産の無償貸付等

⑷　金融機関に対する金融上の措置の要請

5　中国四国厚生局

国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）

6　広島労働局

⑴　工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督

⑵　労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

7　中国四国農政局

⑴　農業関係被害の調査、報告、情報の収集

⑵　農地保全施設又は農業水利施設の防災管理

⑶　災害時における生鮮食料品等の供給対策

⑷　災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導

⑸　土地改良機械の緊急貸付

⑹　被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

8　近畿中国森林管理局広島森林管理署

⑴　保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理

⑵　災害応急対策用木材の供給

9　中国経済産業局

⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

⑵　電気、ガスの供給の確保に必要な指導

⑶　被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導

⑷　被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置

10　中国四国産業保安監督部

⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

⑵　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な

監督、指導

⑶　鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導

11　中国地方整備局広島国道事務所

⑴　直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

⑵　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供

⑶　国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言

⑷　災害に関する情報の収集及び伝達

⑸　災害時における交通確保

⑹　緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

12　中国地方整備局太田川河川事務所

洪水予報及び水防警報の発表及び伝達

13　中国地方整備局港湾・空港整備事務所

⑴　海上輸送による救助・救援や物資の輸送

⑵　海洋の汚染の防除

14　中国運輸局

⑴　所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達

⑵　運送等の安全確保に関する指導監督

⑶　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

⑷　船舶運航事業者に対する航海命令

⑸　港湾運送事業者に対する公益命令

⑹　自動車運送事業者に対する運送命令

15　広島空港事務所

⑴　災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置

⑵　遭難航空機の捜索及び救難

⑶　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

16　広島地方気象台

⑴　気象及び地震の観測並びにその成果の収集及び発表

⑵　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報の発表

⑶　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

⑷　緊急地震速報の周知・広報

17　第六管区海上保安本部呉海上保安部

⑴　警報等の伝達

⑵　情報の収集及び情報連絡

⑶　海難救助等

⑷　緊急輸送

⑸　物資の無償貸付又は譲与

⑹　関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

⑺　流出油等の防除

⑻　海上交通安全の確保

⑼　危険物の保安措置

⑽　警戒区域の設定

⑾　治安の維持

18　中国四国地方環境事務所

⑴　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達

⑵　家庭動物の保護等に係る支援

⑶　災害時における環境省本省との連絡調整

第５　自衛隊

１　災害派遣の準備

⑴　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集

⑵　自衛隊災害派遣計画の作成

２　災害派遣の実施

⑴　人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施

⑵　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第６　指定公共機関

１　国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

２　日本郵便株式会社中国支社（安芸西条郵便局等各郵便局）

⑴　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

⑵　被災者が差し出す郵便物の料金免除

⑶　被災地あて救助用郵便物の料金免除

⑷　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

⑸　災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

３　日本銀行広島支店

⑴　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整

⑵　資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

⑶　金融機関の業務運営の確保に係る措置

⑷　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

⑸　各種措置に関する広報

４　日本赤十字社広島県支部

⑴　災害時における医療、助産等救護の実施

⑵　避難所奉仕及び義援金の募集、配分

⑶　日赤関係医療施設の保全

５　日本放送協会広島放送局

⑴　気象等予警報及び被害状況等の報道

⑵　県民に対する防災知識の普及に関する報道

⑶　被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送

⑷　放送施設の保守

⑸　義援金の募集、配分

６　西日本高速道路株式会社中国支社

⑴　管理道路の防災管理

⑵　被災道路の復旧

７　本州四国連絡高速道路株式会社

⑴　管理道路の防災管理

⑵　被災道路の復旧

８　西日本旅客鉄道株式会社（広島支社）

⑴　鉄道施設の防災管理

⑵　災害時における旅客の安全確保

⑶　災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

⑷　被災鉄道施設の復旧

９　日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

10　ＮＴＴ西日本※中国支店、ＮＴＴコム※、ＮＴＴドコモ中国支社※

⑴　公衆電気通信設備の整備と防災管理

⑵　災害非常通信の確保及び気象警報の伝達

⑶　被災公衆電気通信設備の復旧

⑷　災害用伝言ダイヤル「171」の提供及び災害用伝言板「Ｗｅｂ171」の提供

⑸　「災害用伝言板サービス」の提供

11　日本通運株式会社東広島支店

災害時における救援物資の緊急輸送の協力

12　中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター

⑴　電力施設の防災管理

⑵　災害時における電力供給の確保

⑶　被災施設の応急対策及び応急復旧

13　ＫＤＤＩ株式会社中国総支社

⑴　電気通信設備の整備及び防災管理

⑵　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

⑶　被災電気通信設備の災害復旧

14　ソフトバンク株式会社

⑴　電気通信設備の整備及び防災管理

⑵　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

⑶　被災電気通信設備の災害復旧

15　楽天モバイル株式会社

⑴　電気通信設備の整備及び防災管理

⑵　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

⑶　被災電気通信設備の災害復旧

第７　指定地方公共機関

１　広島ガス株式会社

⑴　ガス施設の防災管理

⑵　災害時におけるガスの供給の確保

⑶　被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

２　中国ジェイアールバス株式会社、芸陽バス株式会社、広島電鉄株式会社

⑴　災害時における旅客の安全確保

⑵　災害時における救助物資、避難者の輸送の協力

３　民間放送機関（株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島）

⑴　気象等予警報及び被害状況等の報道

⑵　県民に対する防災知識の普及に関する報道

⑶　被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送

⑷　放送施設の保守

４　一般法人広島県医師会

災害時における医療救護活動の実施

資料編　１－１　防災関係機関及び連絡先一覧

第８　防災上重要な施設の管理者

１　病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

⑴　施設の防災管理

⑵　施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

２　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

⑴　施設の防災管理

⑵　被災施設の応急対策

⑶　施設周辺住民に対する安全対策の実施

３　社会福祉施設等の管理者

⑴　施設の防災管理

⑵　施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

４　その他防災上重要な施設の管理者

前記１～３に準じた防災対策の実施

第６節　東広島市の概要

第１　自然的条件

１　概要、位置

昭和49年（1974年）に西条町、八本松町、志和町、高屋町の４町の合併により誕生した。その後平成17年（2005年）２月７日、旧東広島市が賀茂郡黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、豊田郡安芸津町を編入合併し、新・東広島市としてスタートした。

新・東広島市（市庁舎）は、広島県の中央部、東経132度44分37秒、北緯34度25分37秒に位置し、標高214.26ｍ、面積635.16km^{2}で、広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、安芸高田市、安芸郡熊野町、世羅郡世羅町に接している。

２　地勢等

⑴　地勢

本市は、その多くが賀茂台地と呼ばれる平均標高200ｍの台地上にあり、標高400～700ｍの山系や山岳から構成されている。これらは急峻なものはなく、比較的傾斜の緩やかな連山である。

市の北部は標高約922ｍの鷹ノ巣山、約757ｍの天神嶽などにより、広大な林野を形成している。

一方、瀬戸内海に面し、延長約16kmの海岸線を有している安芸津地域は、平坦地が少なく、沿岸部に形成される市街地と、その後背地に広がる農業集落や山岳地とで構成されている。

⑵　地質

地質は、大半が中世層からなり、花崗岩類が広く分布している。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化、浸食されやすいため、砂質土壌の分布が多い。このため、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際して洪水になりやすく、短期間の干天にも被害を招くおそれがある。

⑶　河川

市域には、関川、瀬野川、造賀川、入野川、黒瀬川が流れているが、大半は呉市に流下する黒瀬川水系黒瀬川が主流である。黒瀬地域では、この黒瀬川にイラスケ川、笹野川、光路川、神洗川、猿田川、竹保川などの支流が合流している。

福富地域には沼田川が流れており、豊栄地域では沼田川に合流する椋梨川や、三篠川、敷地川、吉原川が流れている。

河内地域は、この沼田川に椋梨川、入野川の各支流が注ぎ、合流点において市街地を形成している。また、これらの河川は勾配が比較的緩やかであるが、それぞれ支流を分かち相当の水量がある。

一方、安芸津地域には、木谷郷川、三畝川、三津大川、高野川、蛇道川の二級河川が三津湾に注いでいる。

⑷　気候

気候は、瀬戸内海気候型に属し、温暖であり年間平均気温は13.7℃、年間平均降水量は1,457.6㎜である。しかし、北部地域は、概して低温多雨で積雪寒冷な山間部特有の気候であり、初雪は12月上旬頃、終雪は３月下旬頃、初霜は10月中旬頃、終霜は５月上旬頃である。

（年間平均気温及び年間平均降水量は、気象庁アメダス「東広島」1991-2020年の30年間の平均値）

第２　社会的条件

１　人口

令和6年12月末時点の総人口は190,911人で、広島県人口の6.9%を占めている。その推移をみると、昭和45年以降増加傾向が継続しており、過去40年間で約２倍になっている。

年齢階層別でみると、０～14歳人口割合及び15～64歳人口割合は概ね減少傾向で推移している一方、65歳以上人口割合は一貫して増加傾向で推移し、今後も増加傾向は続くことが予想される。

したがって、防災面からも避難行動要支援者対策の推進が必要といえる。

２　産業

⑴　工業

業種別の事業所数は、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業の順に多く、これら３業種で全体の約半数を占めている。

⑵　商業

古くから交通の要衝、物資の集散地として市場を形成し発展してきた。

しかし、学園都市建設の進展に伴い商圏は拡大し、商業活動の活発化が予想される一方で、大型小売店の進出に伴い、既存の小規模店との調整など課題が多いといえる。

⑶　農林水産業

賀茂台地では、水稲が主要な生産物となっている。また、豊栄地域のピーマン、安芸津地域のばれいしょ、びわなどの生産が行われている。しかし、農業人口の減少とともに、老齢化が目立っている。

水産業では、安芸津地域のカキ養殖、シロウオ漁が行われている。

３　交通

⑴　道路

東西方向では、内陸部の山陽自動車道、国道２号、国道486号と沿岸部の国道185号が幹線道路を形成し、また南北方向では、国道375号、国道432号、東広島・呉自動車道が主要な幹線道路となっている。

また、中・四国の拠点空港である広島空港へは山陽自動車道河内インターチェンジ（ＩＣ）から５分程度で結ばれ、また河内ＩＣのほかにも高屋ジャンクション（ＪＣＴ）・ＩＣ、西条ＩＣ、志和ＩＣを有している。

⑵　鉄道・航路

ＪＲ山陽新幹線、ＪＲ山陽本線が東西の動脈を形成しており、沿岸部ではＪＲ呉線が重要路線としての役割を果たしている。

市内には、山陽新幹線東広島駅をはじめ、山陽本線西条駅、寺家駅、八本松駅、西高屋駅、白市駅、河内駅、入野駅、呉線安芸津駅、風早駅がある。

一方、航路では、安芸津港から大崎上島へフェリーが運航している。

第７節　過去の災害及び被害想定

第１　過去の災害の状況

近年、既往最大の災害を超える災害が各地で発生し、甚大な被害を受けており、本市においても起きる可能性がある。

このことを踏まえて地区別の特徴をふまえた、具体的な対応方策を検討しておく必要がある。

資料編　２－１　過去の主な風水害

第２　被害の想定

本市は、地形的、気象的条件及び周囲の状況を考慮すると、最も発生頻度の高い災害として、台風による暴風、豪雨、高潮、梅雨末期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、谷川の土石流の流出等が挙げられる。また、沿

岸部にあっては波浪や高潮による浸水が挙げられる。

なお、地震による被害の想定については、震災対策編に定めるものとする。

第２章　災害予防計画

第１節　基本方針

災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者※の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1　市域の保全等に関する事項
2　防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
3　市民の防災活動の促進に関する事項
4　調査、研究に関する事項
5　迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
6　円滑な避難体制の確保に関する事項
7　災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
8　要配慮者※及び避難行動要支援者対策に関する事項
9　広域避難の受入に関する事項

第２節　市域の保全等に関する計画

第１　目的

この計画は、災害に強い都市づくりを推進するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか東広島市地域強靭化計画の定めるところによる。

第２　現況及び対策

1　治山

⑴　実施責任者

県、市、近畿中国森林管理局

⑵　現況

本市の森林面積は、市域の約６割を超え、福富、豊栄、河内、安芸津の各地域は７割以上を森林が占めている。また、民有林がほとんどである。

森林地帯の地質は、花崗岩を主とした酸性岩が広く分布しているため、一般に保水力に乏しい土壌となっている。このため、降水量が少ない気候と合わせ、近年松枯れが拡大するなど森林資源の荒廃が進み、災害発生の危険性が高まっている。

⑶　対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、国、県に対して山地災害危険地区対策、荒廃森林整備、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる

河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進することについて、重要度や事業効果の高い箇所から、計画的な実施を働きかけていくほか、市が実施主体となる人家裏山等の災害対策事業を積極的に推進する。

資料編　２－３　山地災害危険地一覧

２　河川

⑴　実施責任者

県、市、中国地方整備局、ダム管理者

⑵　現況

本市には、黒瀬川、沼田川をはじめ、これらに合流するイラスケ川、椋梨川など、多くの河川が存在する。これらは、近年都市化に伴う宅地化の進行等により、豪雨等の場合、短時間に増水し河川の氾濫、護岸崩壊等の被害をもたらすおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

⑶　対策

地域の実態に応じて､護岸改修及び危険箇所の再点検を図るとともに、土石流の発生しやすい河川についても、流域の土地利用計画を見定めながら必要な河川事業・水防事業の推進に努めるものとする。

また、県河川管理者に対して、河川の整備を働きかけていくものとする。

３　砂防

⑴　実施責任者

県、市、中国地方整備局

⑵　現況

本市には、台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に被害を生ずるおそれのある箇所がある。

また、本市の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、砂防、急傾斜ともに危険箇所数が数多くある。

資料編　２－４　地すべり防止区域 ２－５　砂防指定地一覧 ２－８　急傾斜地崩壊危険区域一覧 ２－９　土砂災害警戒区域一覧

⑶　対策

砂防や急傾斜地崩壊対策については、関係住民の理解と協力を得ながらパトロールの強化に努めるとともに、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網等を含む危険箇所」及び「本計画に位置づけられている避難場所や社会福祉施設等避難行動要支援者関連施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備するよう働きかけていくものとする。

また、土砂災害防止法※に基づき、地形改変等による警戒区域※の指定を計画的に行うよう、県に働きかけていくとともに、これら区域における避難体制を整備して、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

4　海岸

⑴　実施責任者

県、市、中国地方整備局

⑵　現況

安芸津地域は、瀬戸内海に面し、延長約16kmの海岸線を有している。平坦地が少なく、沿岸部に形成される市街地などは、台風による暴風、波浪や高潮による被害が発生しやすい状況にある。

これらの海岸区域については、海岸法に基づいて海岸保全区域に指定されている区域がある。

資料編　２－１１　海岸保全区域一覧

⑶　対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、国等関係機関と相互に連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図るものとする。

5　ため池

⑴　実施責任者

県、市、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者及び管理者」という）

⑵　現況

農業は、古くから小規模なため池を水源として営まれてきた。しかし、近年、農業離れ、農家の高齢化、水田の荒廃等が著しく、維持管理の難しさからこれらのため池は老朽化が進み、決壊のおそれのあるものが増加している。

また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

資料編　２－１０　農業用ため池（防災重点ため池）の状況

⑶　対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な行動につながるよう市はため池ハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市、所有者及び管理者は緊急連絡体制

を整備する。

ため池の所有者及び管理者は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

農業利用するため池は、緊急性や影響度を考慮しながら、管理者と合意形成を図ったうえで補強工事等を進める。農業利用しなくなったため池については、雨水貯留機能としての活用を検討し、ため池の改築又は廃止工事などの流被害を防止する。

6　まちづくり

⑴　実施責任者

県、市

⑵　現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

⑶　対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨，洪水，高潮，土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定め、防災指針として位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

7　建築物

⑴　実施責任者

県、市

⑵　現況

東南海・南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が70～80％とされている中、本市の建築物の耐震化率は県の現状値（８割強）と比べると約１割高い（９割強)。

⑶　対策

建築物の耐震化の促進のため、今後も国・県と協調し支援策の検討を行っていく。

市は、住宅の台風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

8　空家

⑴　実施責任者

市

⑵　現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

⑶　対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

9　盛土

⑴　実施責任者

県、市

⑵　現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ，課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

⑶　対策

当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な見直しを行うものとする。

第３節　防災施設・設備の新設又は改良計画

第１　目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

第２　実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

1　水害予防に関する施設・設備
2　風害予防に関する施設・設備
3　雪害予防に関する施設・設備
4　高潮、津波予防に関する施設・設備
5　土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、ため池等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
6　建造物災害の予防に関する施設・設備
7　海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備

8　災害時における緊急輸送に必要な施設・整備

9　その他の防災に関する施設・設備

第３　実施方法

計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者※の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により東広島市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第４節　市民の防災活動の促進に関する計画

第１　防災教育

1　目的

この計画は、各種の災害について必要な防災知識の普及と防災意識の高揚を、災害予防責任者※及び防災業務に従事する者のみならず、市民等にも周知徹底し、災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

2　実施内容

⑴　防災思想の普及、徹底

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者※を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

⑵　市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るものとする。

また、生涯学習センター等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ア　普及啓発内容

(ｱ) 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識

(ｲ) 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識

(ｳ) 危険物等※の保安に関する知識

(ｴ) 電気、ガス施設の安全確保に関する知識

(ｵ) 建築物に対する防災知識

(ｶ) 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識

(ｷ) 文化財、公共施設等に関する防災知識

(ｸ) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識

(ｹ) 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識

(ｺ) 適切な避難行動の実践に必要な知識

(ｻ) 基本的な防災用資機材の操作方法

(ｼ) 性暴力・ＤＶなどの「暴力は許されない」意識

(ｽ) 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

(ｾ) その他防災知識の普及啓発に必要な事項

イ　実施方法

(ｱ) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発

(ｲ) 広報車、テレビ、ラジオ等放送施設による普及啓発

(ｳ) 防災センターによる普及啓発

(ｴ) 広報紙等の広報媒体による普及啓発

(ｵ) 映画、スライド等による普及啓発

(ｶ) 防災に関する講習会、展示会、地域集会等の開催による普及啓発

(ｷ) 幼少年女性消防クラブの育成・指導

(ｸ) 学校教育を通じての児童・生徒等に対する周知徹底

(ｹ) その他時宜に即した方法による普及啓発

(ｺ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

(3) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

３　市民の役割

平常時及び災害時における市民の主な活動は､次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
(1) 家や塀の防災性の向上を促進する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 (6) 緊急医薬品等の準備をする。 (7) 生活必需品の準備をする。 (8) 非常用持ち出し袋など防災用品の準備をする。 (9) 防災講習会、訓練に積極的に参加する。 (10) 家庭内で対応措置の話合いをする。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。	(1) 我が身の安全を図る。 (2) 火の始末、消火をする。 (3) 我が家、家のまわりの被害点検をする。 (4) 救助活動、自主防災組織の活動へ参加する。 (5) 情報の確認、伝達に努める。 (6) 災害が発生したときには避難所へ避難する。

第２　防災訓練

１　目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとすることを目的とする。

２　総合防災訓練

市域内で大規模な災害が発生したことを想定して、災害対策基本法第48条の規定及び本計画の定めるところにより、災害応急対策の完全遂行を図るため、市は､防災関係機関、住民自治協議会、女性団体、自主防災組織等及び市民と緊密な連携をとり、年１回以上総合的な訓練を実施する。

３　水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を的確・迅速に遂行するため市職員、防災機関、自主防災組織等を動員し、又は関係機関との合同により水防について必要な訓練を実施する。

４　その他個別訓練

上記の訓練以外に、消防訓練、海上防災訓練及び地震に起因する個別の災害を想定した訓練を行うことにより防災機関相互の連携を確立するとともに、防災技術の練磨を図る。

５　実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、おおむね次の事項について訓練を実施する。

⑴　災害対策本部の設置・運営

⑵　災害広報

⑶　避難誘導

⑷　消火活動

⑸　水防活動

⑹　交通規制

⑺　救護活動

⑻　非常無線通信

⑼　消防広域応援

⑽　自衛隊派遣要請

⑾　行方不明者の捜索活動

⑿　食料供給・給水活動

⒀　緊急道路の確保

⒁　緊急物資の輸送

⒂　通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧

⒃　他の市町等との広域応援

⒄　海難救助、山岳遭難者の救助活動

⒅　避難救助及び非常招集

⒆　海上における大規模な流出油等災害対策

⒇　緊急地震速報を利用した安全確保行動

６　実施方法及び事後評価

⑴　実践的な訓練の実施

市は、自主的に訓練計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定し参加者自身

の判断も求められる内容を盛り込む等実践的に実施する。

市防災会議は、自ら総合防災訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者※が実施する防災訓練の調整を行う。

⑵　事後評価

市は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

（訓練の種類、回数及び実施主体）

訓練の種類	回　　数	実施主体
1　総合防災訓練	年１回以上	東広島市防災会議
2　水防訓練	年１回以上	市、消防局
3　消防訓練	年１回以上	消防局
4　海上防災訓練	年１回以上	消防局、海上保安部
5　航空機対応訓練	年１回以上	消防局
6　災害情報連絡訓練	必要な都度	防災関係部局
7　避難・救助訓練	必要な都度	防災関係部局
8　非常招集（動員）訓練	必要な都度	防災関係部局
9　その他防災に関する訓練	随時	防災関係部局
摘　要	上記の訓練は、２以上合同して実施する場合がある。	

第３　消防団への入団促進

１　目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

２　実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

⑴　地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

⑵　（社）全国消防機器協会等会社社員の入団促進

⑶　女性消防団員の入団促進

⑷　大学生等の若年層及びＯＢ消防職団員等の入団促進

⑸　消防団員の活動環境の整備

⑹　消防団と事業所の協力体制の推進

第４　地区防災計画の策定等

１　地区居住者等※は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

２　市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等※から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第５　自主防災組織等の育成、指導

１　目的

市は、災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

２　実施事項

市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

⑴　自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

⑵　リーダー養成のための講習会等の開催

⑶　情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

⑷　その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

３　自主防災組織の編成

⑴　自主防災組織は、既存の住民自治協議会の協力を得る。

⑵　昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日においても支障がないよう組織を編成する。

なお、自主防災組織の一般的な編成例としては、次のようなものがある。

〈自　主　防　災　組　織　の　編　成　例〉

第６　自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

１　平常時の活動

⑴　組織の編成と各班の役割を明確にする。

⑵　防災知識の普及活動を行う。

ア　各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。

イ　地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、がけ崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。
ウ　地域内の消防水利を把握する。
エ　地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
オ　防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
⑶　防災訓練を行う。
災害時に備えて、情報連絡、避難所開設運営、消火、給食、給水等の訓練を行う。
⑷　火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
ア　各戸に対して火気使用器具及び場所の点検を指導する。
イ　各戸に対して易燃性・可燃性物品の点検を指導する。
ウ　プロパンガスボンベの点検を指導する。
⑸　防災資機材を整備する。
地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食・給水用資機材等を整備しておく。
⑹　情報の収集、伝達体制を確立する。
ア　市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。
イ　地域ごとに収集すべき情報を定めておく。
⑺　住民の避難誘導体制を確立する。
地域内の高齢者、障がい者等自力で避難の困難な要配慮者への援助者を事前に決めておく。

2　災害時の活動

⑴　自主防災組織の編成及び役割分担の活動体制を確立する。
⑵　市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確、迅速に地域住民に周知する。
⑶　市、消防局等防災関係機関との連絡を密にし、地域の警戒、被害状況の把握等情報収集、伝達、避難所開設運営、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、要配慮者の避難支援、非常時の給食、給水等の必要な活動を行う。

3　協力体制の構築

市及び自主防災組織は、お互いに連携協力して被害の防止又は軽減に努める。

⑴　市及び消防局等防災関係機関は、平常時から自主防災活動を支援し、その育成を推進する。
⑵　市及び自主防災組織は、災害時にはお互いに連絡を密にし、地域住民の安全の確保や生活支援等を行う。

第７　ボランティア活動の環境整備

1　目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

2　実施内容

⑴　市は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
⑵　市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

⑶　市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

⑷　市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

⑸　市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市はそれを支援する。

⑹　災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市及び市社会福祉協議会は平常時からボランティア団体との連携を図り、ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努める。

第８　企業等防災の促進

１　目的

企業等の防災意識の高揚を図り、災害時における企業等の防災活動の推進を図ることを目的とする。

２　実施内容

企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

なお、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定締結や防災訓練への参加等に努めるものとする。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

３　事業所等の活動

平常時、災害時の事業所等の活動は、次のとおり。

⑴　平常時の活動

ア　自主防災体制の確立
　(ｱ)　防災責任者の選任及び自衛防災組織の結成
　(ｲ)　組織の役割分担の明確化
イ　教育及び広報活動
　(ｱ)　従業員の防災意識の高揚
　(ｲ)　従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
ウ　防災訓練
　災害時に備えた情報連絡訓練、地域と連携した訓練、消火訓練、救出・救護訓練、顧客の避難誘導訓

練

エ　危険防止対策

(ｱ)　施設、設備の定期点検

(ｲ)　商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止

オ　出火防止対策

(ｱ)　火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検

(ｲ)　消防水利、機材の整備点検

(ｳ)　商品の整備点検

(ｴ)　可燃性物品の管理点検

(ｵ)　混触発火の防止

カ　防災資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備を図る。

キ　情報の収集、伝達体制の確立

(ｱ)　市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を正確、迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。

(ｲ)　事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。

(2)　災害時の活動

ア　自衛消防組織の編成及び役割分担等の活動体制を確立する。

イ　市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確迅速に顧客、従業員に対して伝達する。

ウ　市、消防局等防災関係機関との連絡を密にし、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、非常時の給食・給水等の必要な活動を行う。

第５節　調査、研究に関する計画

第１　目的

この計画は、各種の災害について、また市内の災害危険箇所について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努め、また被害を最小限にとどめるほか、災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

第２　実施事項

１　防災施設の新設又は改良に関する調査研究

２　災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究

３　調査研究の結果の公表

第３　実施方法

それぞれの災害予防責任者※において決定するものとし、必要により、東広島市防災会議が関係機関との調整に当たる。

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第１　方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

第２　災害発生直前の応急対策への備え

１　配備動員体制の整備関係

⑴　市の配備動員体制

市長は、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

⑵　防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

⑶　業務継続性の確保

市の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を作成し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

⑷　行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施す

る災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2　気象警報等の伝達関係

⑴　情報ネットワーク等の整備

防災関係機関※は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

⑵　コミュニティＦＭ等による情報伝達

市は、コミュニティＦＭ等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所との情報連絡についても同様とする。

⑶　伝達手段の多重化、多様化

市は、市民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、テレビ（ＣＡＴＶを含む）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

3　市民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

第３　災害発生直後の応急対策への備え

1　災害情報の収集・伝達関係

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2　情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

また、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

3　通信機能の整備関係

⑴　防災関係機関※は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本※等に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備等を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

⑵　市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やコミュニティＦＭ等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

⑶　市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防等を通じた一体的な整備に努めることとする。

⑷　市は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部と支所等の連絡を確保する。

⑸　防災関係機関※は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

⑹　通信施設については、防災関係機関※は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

⑺　通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

⑻　防災関係機関※は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

資料編　３－１　消防関係無線設置状況

第４　災害派遣、広域的な応援体制への備え

1　自衛隊災害派遣関係

⑴　市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

⑵　市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

⑶　市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

2　相互応援協力関係

⑴　防災関係機関※は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

⑵　市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

⑶　市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第５　救助・救急、医療、消火活動への備え

１　医療、救護活動関係

市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関※との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

２　消防活動体制の整備関係

⑴　市は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア　出火防止及び初期消火

市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ　火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

⑵　市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア　大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ　大地震等発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ　大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ　大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ　救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自

動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ　緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

3　危険物等※災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

第６　緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

特に、近隣市町との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から、第１次緊急輸送道路のうち近隣市町及び隣接県外市町相互に連絡する「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

第７　避難の受入れ・情報提供活動への備え

1　避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

2　住宅確保対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校等※の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

3　帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

4　孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や自治会等、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

⑴　指定避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄

⑵　コミュニティＦＭやＩＰ通信網、ＣＡＴＶ網、衛星通信など情報通信手段の整備

⑶　臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

⑷　避難計画の整備や避難訓練の実施

５　被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第８　救援物資の調達・供給活動への備え

市は、生活必需品等※を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者※等のニーズに配慮するものとする。

１　食料供給関係

⑴　市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

⑵　市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

２　給水関係

⑴　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性向上に努めるものとする。

ア　水道施設の耐震性向上

(ｱ) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(ｲ) 老朽管路の更新等

イ　緊急時の給水確保

(ｱ) 配水池の増強

(ｲ) バックアップ機能の強化

(ｳ) 応急給水拠点の整備

(ｴ) 遊休井戸等緊急時用の水源の確保・管理等

ウ　迅速な緊急対応体制の確立

(ｱ) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(ｲ) 訓練の実施

(ｳ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

⑵　知事は、災害時に備えて、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

３　生活必需品等供給関係

市は、生活必需品等※を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売

業者、大規模小売店等における生活必需品等※の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4　救援物資の調達・配送関係

市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第９　空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第10　男女共同参画の視点からの対応

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局等が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第11　文教関係

1　避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ市と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

2　応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

3　児童・生徒に対する防災教育

⑴　公立学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

⑵　高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

4　文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

5　地域の避難所となる場合の対策

⑴　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

⑵　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

6　教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等※に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

7　社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

第12　り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第13　災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

第 14　建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第７節　円滑な避難体制の確保等に関する計画

第１　方針

市は、風水害等の自然災害が発生した場合に、市民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第２　浸水想定区域※の指定

市は、当該市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

また、県から洪水の浸水想定区域※の指定を受けた市は、少なくとも当該浸水想定区域※ごとに、次の事項を定めるものとする。

1　洪水予報等の伝達方法

2　指定緊急避難場所

3　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

浸水想定区域※内に、社会福祉施設、学校等※、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時等※の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地。

なお、要配慮者利用施設（所有者又は管理者、自衛水防組織の構成員（自衛水防組織が設置された場合。））への洪水予報等の伝達方法は、緊急告知ラジオ及び登録制メール等による。

4　当該施設への洪水予報等の伝達方法

資料編	5－6	要配慮者利用施設区分
	5－7	要配慮者利用施設一覧

第３　警戒区域※の指定

警戒区域※の指定を受けた市は、警戒区域※ごとに次の事項を定めるものとする。

1　避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、警戒区域※を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

2　指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

3　避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

4　要配慮者※への支援

前第２による。その際、浸水想定区域※内を警戒区域※内と読み替える。

5　情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

6　避難訓練の実施

第４　高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸区域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、市は県と連携し、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第５　津波災害警戒区域の指定

県は、最大クラスの津波が発生した場合の危険度・安全度を把握するための調査を行い、当該区域を明らかにする。

市は県と連携し、当該区域のハザードマップの作成を行うことや要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を促進する。また、要配慮者利用施設については、前第２により、その際に浸水想定区域内

を津波災害警戒区域内と読み替える。

第６　ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域等※、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

1　市地域防災計画において定められた、洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法

2　指定緊急避難場所に関する事項

3　その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

第７　避難計画の作成等

1　多数の人が集まる施設の避難計画

学校等※、工場、公共施設等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難の指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と協議して避難計画を作成しておく。

2　指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

また、指定避難所には、テレビ、ラジオ等の情報媒体のほか、Wi-Fi等のインターネット環境を整備し、情報の収集伝達環境を確保する。

⑴　指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に

応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

⑵　指定避難所の指定・周知

市は、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア　指定避難所

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ　福祉避難所

(ｱ) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ｲ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ｳ) 市は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

⑶　一時避難場所の周知

市は、住民が指定避難所への避難が困難な場合においても、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保など身を守る行動を行うことを周知徹底する。

また、地域の実情に応じ、近隣の安全な場所として、一時的に避難できる場所をあらかじめ地域住民で決めておくことも重要であり、自主防災組織や住民自治協議会などが民間施設などを避難場所として使用しようとする場合には、安全性の確認や管理者の同意を得るための支援を行うとともに、災害時には、避難者へ物資の提供等ができるよう自主防災組織などと連携し、支援する。

3　避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

4　指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5　避難の誘導

⑴　避難行動要支援者※の避難に当たって、市は、住民自治協議会、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

⑵　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、ピクトグラム（案内用図記号）を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

⑶　不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第８　市民への周知等

1　情報伝達手段の周知

災害時に市から発信する情報伝達手段は、緊急告知ラジオや市防災メールなど様々あり、複数の情報伝達手段を確保することは、避難行動へ繋げる重要な要素である。このことから市は、住民一人一人が自身に合った複数の情報伝達手段が確保できるよう、様々な場面を通じて、普及啓発に努める。

2　避難体制の周知

市は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい災害リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、市民等へ周知し、風水害時等の避難体制の整備に努める。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと、また、災害リスクの比較

的低い早期に避難行動を行うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

3　顔の見える関係の推進

電子的な媒体により情報を得ることに比べて、隣近所や家族による声かけの方が、住民自身の災害の危険性を認識し、避難行動に繋がるといった事例もあることから、地域における自主防災活動の推進を図るとともに、災害時には地域内で声かけが行えるような顔の見える関係づくりの推進に努める。

第９　情報伝達手段の周知

災害時に市から発信する情報伝達手段は、緊急告知ラジオや防災メールなど多様な手段があり、複数の情報伝達手段を確保することは、避難行動へ繋げる重要な要素である。このことから、市は住民自身に合った複数の情報伝達手段が確保できるよう、様々な機会を通じて普及啓発に努める。

第１０　早期避難の徹底

市は、夜間や災害時の周囲の状況等により避難所への移動が危険を伴う場合があるため、避難行動をとりやすい明るい時間帯に避難指示など避難情報を発令するよう努めるものとする。また、避難指示等の発令時において住民の円滑な避難行動を促すため、高齢者等避難、避難指示などの避難情報の意義の周知とともに、住民の行動の目安などを示したタイムラインなどにより早期避難の周知徹底に努めるものとする。

第１１　顔の見える関係の構築

住民の避難行動において、電子媒体等による情報に比べて、隣近所や家族による声かけは、住民自身が災害の危険性を認識でき、より住民の避難行動に繋がるといった事例もあることから、市は、自主防災組織の育成を支援し活動の活性化を図るとともに、隣近所での声かけが行えるような関係づくりを推進する。

第１２　避難所等の整備

1　指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者等と調整を行い、次の施設・設備の整備・活用等に努めるものとする。

⑴　空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

⑵　貯水槽、井戸、仮設トイレ（マンホールトイレ等）、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

⑶　要配慮者※にも配慮した施設・設備

⑷　テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

⑸　食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める）。

⑹　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

⑺　指定避難所の電力容量の拡大

⑻　停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

2　風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者※のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

3　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

4　市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

5　市は市街地における災害発生時の一時的な避難場所や避難路となる公園・緑地整備の推進に努めるものとする。

6　市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第１３　動物愛護管理に関する計画

1　避難所の整備

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

2　飼い主への啓発

ペット同行避難に係るルールやマニュアルを整備するとともに、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所での飼養の原則（飼い主によるケージの準備やペットフードの持参等）について、広報紙やボランティア団体と連携して、周知を図るものとする。

資料編	５－１	指定緊急避難場所・広域避難場所等一覧
	５－２	避難所一覧

第８節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

第１　目的

この計画は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

第２　災害対策資機材等の対象

1　食料、飲料水及び生活必需品等※

2　医薬品等医療資機材

3　防災資機材

⑴　救助・救難用資機材

⑵　消火用資機材

⑶　水防関係資機材

⑷　流出油処理用資機材

⑸　陸上建設機械

⑹　被災建築物応急危険度判定資機材

⑺　被災宅地危険度判定資機材

第３　実施方法

1　備蓄資機材等の整備

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

⑴　備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

⑵　備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民の生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

⑶　備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の３者が行うものとする。

ア　家庭・企業

備蓄は、家庭・企業、市、県の３者が行うものとし、市及び県は、家庭・企業に平常時から備蓄に努めるよう周知徹底を図る。

イ　市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、各家庭及び企業に対して、備蓄を進めるための啓発を積極的に行い、緊急に関係機関から提供可能な物資及びその数量等の把握に努める。

ウ　県

原則として市への緊急支援を目的として備蓄に努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

⑷　備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとし、備蓄場所の周知に努める。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

⑸　備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定するものとし、市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる公共施設等にも可能な限り備蓄するよう努めるものとする。

また、備蓄にあたっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

２　備蓄及び調達体制の確立

⑴　食料

ア　食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

また、販売業者から食料の供給可能数量と保管場所の把握に努めるものとする。

イ　備蓄量等

(ｱ)　備蓄量

各家庭は、３日分程度、可能な限り１週間分程度を目安に食料の備蓄に努める。

市は、県が実施した被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の２食分程度の備蓄に努める。

(ｲ)　備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

ウ　食料の調達体制の確立

本編第３章第24節「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、農業協同組合、スーパー等と物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

⑵　飲料水

ア　飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資器材の備蓄に努めるものとする。

イ　飲料水の調達体制の確立

本編第３章第25節「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

⑶　生活必需品等

ア　生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、備蓄に努めるものとする。

イ　備蓄量等

(ｱ)　備蓄量

各家庭は、３日分程度、可能な限り１週間分程度を目安に生活必需品の備蓄に努める。

市は、県が実施した被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の１日分程度の備蓄に努める。

(ｲ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット、その他各家庭・企業における個々の事情に応じた品目

ウ　生活必需品等の調達体制の確立

本編第３章第26節「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、農業協同組合、スーパー等と物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

資料編　６－１　備蓄物資等保有状況（水防も含む）

⑷　医薬品等医療資機材

災害発生時において、本編第３章第13節「医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会、東広島薬剤師会、竹原薬剤師会、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア　備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ　備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院、災害拠点病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ　医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄にあたっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

⑸　防災資機材

市、県及びその他防災関係機関※は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア　救助・救難用資機材

エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ　消火用資機材

消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ　水防関係資機材

土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ　流出油処理用資機材

吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ　陸上建設機械

人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ　被災建築物応急危険度判定資機材

被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ　被災宅地危険度判定資機材

被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

資料編	９－１	林野火災対策用資機材保有状況
	９－２	救難用資機材保有状況
	９－３	海上流出油対策用資機材保有状況

第９節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

第１　目的

近年の災害においては、要配慮者※が犠牲になるケースが目立つ。要配慮者※が避難するときは、周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となる。

要配慮者※が安心して暮らせる環境とは、頼れる人がいることや、助けに駆けつけてくれる人、いざというときに適切な情報を提供してくれる人が身近にいることである。

このようなことから、防災関係機関と地域の自主防災組織等とが互いに連携を図りながら要配慮者※が安心して暮らせる福祉社会を目指す必要がある。

特に、本市は高齢者や外国人の人口が年々増加傾向にあり、早急な対応が必要であり、今後は、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者※に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者※への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者※に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

第２　要配慮者に配慮した環境整備

１　避難環境の整備

市は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者※の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者※が避難しやすいように、避難場所等の案内標識の設置や、案内標識への多言語表記、ひらがなルビの付記、ピクトグラム（案内用図記号）の使用などの防災環境づくりに努めるとともに、災害等に対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

２　市街地開発への考慮

市は、新たな市街地開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、警戒区域※や浸水の可能性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

第３　社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

１　組織体制の整備

⑴　市は、社会福祉施設、病院等の施設管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

⑵　自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

⑶　市及び施設管理者は、災害の発生に備え、消防局への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

⑷　市及び施設管理者は、要配慮者※が自らの対応能力を高めるため、要配慮者※の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

２　避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

３　施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、警戒区域※や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

〈社会福祉施設、病院等施設管理者の留意事項〉

⑴　入所・入院患者等に対する継続したサービスの提供

⑵　災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対する緊急受入れ、その他のサービスの可能な限りの実施

⑶　施設・設備の耐震性の確保

⑷　災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄
⑸　消防局への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備

第４　避難行動要支援者対策

１　組織体制の整備

市は、避難行動要支援者※を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者※の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

２　通報体制の整備

市は、避難行動要支援者※で特に情報入手が困難な者の安全を確保するために、それぞれ（障がい）の特性に応じた情報入手が可能なように緊急時の通報体制の整備に努めるとともに、各地域における避難誘導システムの確立を図る。

３　環境の整備

市は、県と連携して、高齢者・障がいのある人等が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

４　防災器具等の普及・啓発

市は、避難行動要支援者※の安全性を高めるため、広報紙、防災パンフレット等によって防災器具や防炎製品の普及・啓発に努める。

５　避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者※の円滑な避難行動を援護するため、住民自治協議会、民生委員児童委員、東広島市社会福祉協議会、消防機関、警察、自主防災組織を避難支援等関係者とする。

６　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登録する者は、次の各号に該当する者のうち、特に支援の必要があると判断される者で、避難行動要支援者名簿に登録することを希望し、避難支援等関係者へ個人情報を開示することについて同意した者をいう。

⑴　介護保険の要介護３～５の認定を受けている者
⑵　身体障害者手帳１～２級を所持している者
⑶　療育手帳最重度Ⓐ又は重度Ａを所持している者
⑷　精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者
⑸　障害支援区分１～６の認定を受けている者
⑹　その他避難支援が必要な者で、名簿への登録を希望する者

７　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者※に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者※の氏名その他の要配慮者※に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

８　名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を概ね１年に１度は更新するよう努め、転入・転出等による登録及び削除が随時可能なように努める。また、市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理

の方法などについて、積極的に検討するものとする。

9　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する際には適切な情報管理が図られるよう次の措置を講ずる。

⑴　避難支援等関係者と個人情報の取り扱いについて協定を締結する。

⑵　避難支援等関係者に対しては、その担当する地区の範囲に限定して避難行動要支援者名簿を提供する。

⑶　避難支援等関係者に名簿管理責任者選任届の提出を求め、その提出があった場合においてのみ避難行動要支援者名簿を提供する。

⑷　避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう、また、目的外に利用しないように指導する。

10　避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難行動要支援者※に対して、それぞれ本人の状況に応じた情報入手が可能なように多様な手段を活用して情報伝達を行う。

11　避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保を十分に配慮する。

12　個別避難計画

⑴　市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

⑵　個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

⑶　作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

⑷　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑸　市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑹　市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第５　要配慮者への啓発・防災訓練

⑴　防災知識等の普及・啓発

市は、要配慮者※及びその家族に対し、防災パンフレット、防災マップ等の配布により、災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

⑵　防災訓練

市は、要配慮者※を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

第６　避難行動要支援者専用避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、あらかじめ社会福祉施設と災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

このため、避難行動要支援者※の把握に努めるために、ファックス、インターネット、緊急通報システム等の情報手段の確立を図るものとする。

第７　外国人市民等に対する防災対策

防災関係機関は、言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

また、市は、外国語の防災パンフレット、防災マップの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するとともに、防災情報の入手方法などの周知に努める。

１　案内標識への多言語表記、ひらがなルビの付記、ピクトグラム（案内用図記号）の使用を推進する。

２　災害時の通訳・翻訳者の確保等、多言語ややさしい日本語※による情報発信・相談体制及び支援システム、救急体制の整備に努める。

３　多言語ややさしい日本語※での研修等による防災意識の普及・啓発活動を推進する。

４　外国人市民を含めた防災訓練及び防災教育の実施に努める。

５　外国人市民に防災情報の入手方法の周知に努める。

第８　応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者※の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民ボランティア組織、県及び他市町等との応援協力体制の確立に努める。

第10節　広域避難の受入に関する計画

第１　方針

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、県から被災都道

府県の被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

第２　被災住民の受入

１　県から被災都道府県の被災住民の受入に関する協議があった場合、市は協議に応じるものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

２　市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

第３　被災住民の受入れが不要となった場合

市は、県から被災都道府県の被災住民の受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

第４　県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者※の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1　組織、動員に関する事項
2　労働力確保に関する事項
3　気象警報等の伝達に関する事項
4　住民等の避難誘導に関する事項
5　災害情報に関する事項
6　通信運用に関する事項
7　ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
8　自衛隊災害派遣要請に関する事項
9　相互応援協力に関する事項
10　防災拠点に関する事項
11　救護に関する事項
12　医療救護・助産に関する事項
13　消防に関する事項
14　水防に関する事項
15　危険物等※災害応急対策に関する事項
16　災害警備に関する事項
17　交通応急対策に関する事項
18　輸送応急対策に関する事項
19　在港船舶対策に関する事項
20　避難に関する事項
21　災害広報・被災者相談に関する事項
22　住宅応急対策に関する事項
23　食料供給に関する事項
24　給水に関する事項
25　生活必需品等の供給に関する事項
26　保健衛生に関する事項
27　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬に関する事項
28　電力、ガス、水道、下水道施設災害応急対策に関する事項
29　廃棄物処理に関する事項
30　ボランティアの受入れ等に関する事項
31　文教に関する事項
32　災害救助法の適用に関する事項
33　航空機事故による災害応急対策に関する事項
34　海上災害応急対策に関する事項
35　主な災害の特質及び対策に関する事項

⑴　雪害対策
⑵　長雨対策
⑶　豪雨、台風による洪水、高潮時の対策
⑷　長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策
⑸　風害対策
⑹　林野火災対策
⑺　突発的災害対策
36　公共施設等の災害応急復旧に関する事項

第２節　組織、動員計画

第１　目的

この計画は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

第２　災害応急組織の基本原則

１　災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者※において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

２　災害応急対策の実施に関する総合調整は、市災害対策本部において行う。

３　本市における応急対策の分掌は、東広島市災害対策本部条例（昭和 49 年東広島市条例第 115 号）の定め

るところにより行い、その総合調整は総務部危機管理課において行う。

４　各防災班は、災害対策本部の分掌事務が災害発生時に迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害対策本部設置前においても情報収集、連絡体制の確保等に努めるとともに、本部が廃止された後も応急対策業務を継続している場合には、引き続き本部の分掌事務に基づき対処する。

資料編　１２−２　東広島市災害対策本部条例

第３　災害対策本部

市は、総合的な対策を講じるために、特に市長が必要と認めるときに災害対策基本法第23条の２の規定に基づく東広島市災害対策本部を設置する。

１　設置の基準

市災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりである。

配備体制の種別	配備体制の内容・避難情報発令の内容	配備時期の基準
非常体制 （災害対策本部設置） ※本部は市長、副市長、危機管理担当部長、総務・建設部長、消防局長	【　体制の内容　】 ⑴ 被害が発生するおそれ又は現に発生した被害に対し、応急対策が実施できる体制（非常体制） ⑵ 大規模な被害等に対し、全職員による	・「氾濫危険水位」に到達 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・高潮警報の発表 ・津波注意報、津波警報の発表 ・震度５弱・５強の地震発生

<table>
<tr><td rowspan="2">等関係本部員で構成する。
※警戒体制に消防班を追加した班構成とする。
※その他の班は状況に応じて招集する。</td><td>災害対策が実施できる体制（緊急体制）</td><td rowspan="3">・長周期地震動階級４の観測
・市域に暴風、大雨、洪水、波浪、高潮、地震等により、大規模な災害が発生又は発生が予想されるとき。
・「大雨警報（浸水害）」又は「洪水警報」発表後、数時間以上の降雨の予測。
・「大雨注意報」又は「高潮注意報」発表後、夜間～翌日早朝に警報に切り替わる可能性。
・強い雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過する予想
・台風の接近・通過に伴い、市域が暴風域内に入ると予想される。（広島県の「台風に係るタイムライン」に基づく。）
・その他、市長が必要と認めたとき

【全職員自動参集】
次の事案発生時には、被災状況の程度にかかわらず全職員が速やかに参集すること。
・震度６弱以上の地震発生
・特別警報（暴風、大雨、高潮等）の発表
・大津波警報の発表</td></tr>
<tr><td>緊急体制
※本部員全員参集。
全防災班による対応とし、全職員の交替制とする。</td><td>【　避難情報の内容　】

高齢者等避難、避難指示を発令する段階</td></tr>
</table>

2　本部の組織

⑴　本部の組織

本部の組織及び事務分掌については、別表のとおりとする。

⑵　本部会議の組織、開催及び運営

ア　本部会議の組織

本部会議の本部長、副本部長、本部員は、次のとおりとする。なお、本部会議の運営・進行等は危機管理課長が総括する。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長　技監　総務部長　危機管理担当部長　経営戦略担当部長　ＤＸ推進担当部長　財務部長　公共施設マネジメント担当部長　地域振興部長　生活環境部長　環境先進都市担当部長　健康福祉部長　地域共生社会担当部長　こども未来部長　建設部長　産業部長　商工労働・女性活躍担当部長　都市交通部長　下水道部長　消防局長　学校教育部長　生涯学習部長　議会事務局長　消防団長

イ　本部会議の開催及び運営

本部の運営については、概ね次のとおりとする。

(ｱ)　本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

(ｲ)　副本部長及び本部員は、直ちに本部室に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を

報告する。

(ｳ) 本部会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが、概ね次のとおりとする。

＜本部会議での協議事項＞

a　本部の配備体制等に関すること。
b　自衛隊、県及び他の市町への派遣要請に関すること。
c　避難対策に関すること。
d　応急医療・救護に関すること。
e　災害対策経費に関すること。
f　災害救助法の適用に関すること。
g　その他災害対策の重要事項に関すること。

(3) 職務代理者

本部長が不在又は事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合の職務代理者の順位は、次のとおりとする。

第１順位　副市長

第２順位　危機管理担当部長

3　災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

4　本部の設置

市長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

5　本部の廃止

本部長（市長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

6　本部設置及び廃止の通知

(1) 本部を設置した場合、市職員、広島県、関係機関、報道機関へ通知する。

(2) 本部を廃止した場合においても、本部設置と同様な手続きを行うものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
市職員	庁内放送、庁内メール、電話、口頭
関係機関	電話等
県本部	広島県防災情報システム、電話
報道機関	電話、文書

7　災害対策支部の設置

黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支所、安芸津支所に各支部を置き、各地域の災害対策に当たらせるものとし、支部長には支所長をもって充てる。

8　現地災害対策本部の設置

(1) 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策が必要と認めるときは、現地本部※を置く。

(2) 現地本部※の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

9　災害対策本部及び支部の応援体制

災害の規模その他の状況により、本部若しくは支部に職員が不足する場合は、本部長の指示により、本部及び支部から職員の応援を行う。

第４　職員の配備及び動員

1　配備体制の時期及び内容

⑴　災害に対処するため、市長（本部長）は、災害の状況により次に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。また、体制ごとの招集する班にあっては、災害状況により、協議し決定するものとする。

⑵　所属長は、所要の配備要員をあらかじめ指名し、休日や勤務時間外に非常及び警戒配備体制等の指示を受けたときも、直ちに必要な指示が行えるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成する。

⑶　動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

⑷　災害時等の配備体制及び配備基準は、次のとおりとする。

配備体制の種別	配備体制の内容・避難情報発令の内容	配備時期の基準
初動体制 総括班 １班	【　体制の内容　】 総括班により、気象情報等の情報収集活動を行い、状況により高度の配備に迅速に移行し得る体制	・強風、大雨、洪水、波浪、高潮等注意報が発表されたが、当面は、避難情報の発令が見込まれない。 ・大雨注意報は発表されていないが、土壌雨量が高いあるいは累加雨量が多いなど気象状況の監視が必要であり、夜間から早朝にかけて警戒を要する雨量が見込まれる。 ・大雪、風雪注意報の発表後、災害の発生が予想される。
注意体制 総括班 情報分析班 情報収集班 広報班 通信管理班 生活救助班 避難所班 調査対応班 支所班 各１班	【　体制の内容　】 各班員をもって、災害応急活動、情報収集活動を行い、状況により高度の配備に迅速に移行し得る体制 【　避難情報の内容　】 市民に注意喚起を呼び掛ける段階	**・震度４の地震発生** ・強風、大雨、洪水、波浪、高潮等注意報は発表されていないが、深夜から早朝にかけて気象状況の悪化が見込まれ、避難情報の発令が予想される。 ・強風、大雨、洪水、波浪、高潮等注意報の発表後、災害の発生が予想される。 ・水防団待機水位を超過後、水位上昇が予想される。 ・高潮注意報の発表かつ潮位上昇が見込まれる。 ・大雪、暴風雪警報の発表後、災害の発生が予想される ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・その他、市長が必要と認めたとき
警戒体制 総括班 情報分析班 情報収集班	【　体制の内容　】 注意体制を強化し、情報収集・把握・連絡活動及び応急措置が速やかに実施できる体制で、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部を設置できる体制（対応班の増	**・暴風、大雨、洪水、波浪等警報発表** **・震度４の地震発生かつ災害発生** **・長周期地震動階級３を観測** ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で黄色メッシュがあり、大雨、洪水警報の発表が見込まれ

<table>
<tr><td rowspan="2">経理・資材班
広報班
通信管理班
財産管理班
生活救助班
配給班
避難所班
支所班
各１班
調査対応班
３班</td><td>員）</td><td rowspan="2">る。
・「避難判断水位」を超過後、水位上昇が予想される。
・市域において災害の発生が予測される。
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
・その他、市長が必要と認めたとき</td></tr>
<tr><td>【　避難情報の内容　】
高齢者等避難の発令を検討する段階</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非常体制
（災害対策本部設置）

※本部は市長、副市長、総務・建設部長、消防局長等関係本部員で構成する。
※警戒体制に消防班を追加した班構成とする。
※その他の班は状況に応じて招集する。</td><td>【　体制の内容　】

⑴ 被害が発生するおそれ又は現に発生した被害に対し、応急対策が実施できる体制（非常体制）

⑵ 大規模な被害等に対し、全職員による災害対策が実施できる体制（緊急体制）</td><td rowspan="3">・「氾濫危険水位」に到達
・記録的短時間大雨情報の発表
・土砂災害警戒情報の発表
・高潮警報の発表
・津波注意報、津波警報の発表
・震度５弱・５強の地震発生
・長周期地震動階級４を観測
・市域に暴風、大雨、洪水、波浪、高潮、地震等により、大規模な災害が発生又は発生が予想されるとき。
・「大雨警報（浸水害）」又は「洪水警報」発表後、数時間以上の降雨の予測。
・「大雨注意報」又は「高潮注意報」発表後、夜間～翌日早朝に警報に切り替わる可能性。
・強い雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想されるとき。
・台風の接近・通過に伴い、市域が暴風域内に入ると予想される。（広島県の「台風に係るタイムライン」に基づく。）
・その他、市長が必要と認めたとき

【全職員自動参集】
次の事案発生時には、被災状況の程度にかかわらず全職員が速やかに参集すること。
・震度６弱以上の地震発生
・特別警報（暴風、大雨、高潮等）の発表
・大津波警報の発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急体制
※本部員全員参集。
全防災班による対応とし、全職員の交替制とする。</td><td rowspan="2">【　避難情報の内容　】

高齢者等避難、避難指示を発令する段階</td></tr>
<tr></tr>
</table>

２　職員参集状況の報告

各部局（班）は、職員の参集状況について、その累計を班長を通じて総括班に報告する。

総括班長は、職員参集状況をとりまとめ、危機管理担当部長を通じて本部長に報告する。

3　勤務時間内における伝達及び動員等

⑴　災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合には、危機管理担当部長は本部長（市長）の指示により配備体制を決定し、各部局長等・支所長に連絡するとともに、庁内放送、電話等により伝達する。

⑵　各部局長等・支所長は、各班長に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

4　夜間・休日等勤務時間外における伝達及び動員等

⑴　夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合には、危機管理課長は危機管理担当部長に連絡する。

⑵　危機管理担当部長は、本部長、副本部長に報告し、本部長の指示を受け、配備体制を決定し、各部局長等・支所長に伝達する。

⑶　各部局長等・支所長は、各班長に連絡し、班員を所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

⑷　連絡を受けた各職員はテレビ、ラジオ、周囲の状況により情報を収集し、速やかに勤務場所に参集する。なお、参集途上において収集できる被害状況を把握し、所属長に報告する。

⑸　所属長は、参集途上に職員が収集した情報を情報収集班に報告する。

⑹　道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員は、市の施設（学校・生涯学習センター等）へ参集し、所属長に連絡するとともに応急活動に従事する。また、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

別表

1　災害対策本部の組織図

2　災害対策本部の分掌事務

部　名 （部長）	班　名 （班長）	所　属　課　等	分　　掌　　事　　務
総務部 （危機管理担当部長）	総括班 （危機管理課長）	危機管理課 総務課 議会事務局	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　本部会議の運営に関すること。 3　自衛隊の派遣要請に関すること。 4　県及び他市町への応援要請に関すること。 5　避難情報に関すること。 6　県等の防災関係機関に対する報告及び連絡に関すること。 7　災害情報の発信に関すること。 8　被害状況の取りまとめに関すること。 9　気象情報の収集及び伝達に関すること。 10　災害救助法の取りまとめに関すること。 11　各班との連絡調整に関すること。 12　他班に属さない事項を決定すること。
	情報分析班 （政策推進統括監）	経営戦略チーム （総合政策担当）	1　災害時の災害情報の収集・分析に関すること。 2　国・県等への要望に関すること。
総務部 （総務部長）	情報収集班 （総務課長）	総務課 市民税課 資産税課 収納課	1　住民等からの災害発生情報の収集・整理等に関すること。 2　被災者の安否の問い合わせに関すること。 3　安否不明者の情報収集・精査に関すること。 4　被災届出・り災証明書の受付・発行に関すること。 5　被災地視察及び災害見舞に関すること。 6　住家等の被害調査・集計に関すること。
	動員班 （職員課長）	職員課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1　職員の動員（災害対策従事及び休養の計画）に関すること。 2　各班の応援及び応援要員の調整に関すること。 3　関係機関から派遣される職員の受け入れ等に関すること。 4　職員の給食に関すること。
	経理･資材班 （契約課長）	契約課 会計課 検査課	1　災害対策・応急復旧用資機材等の調達、管理及び配布に関すること。（物資班設置後、事務委任） 2　本部の経理に関すること。
総務部 （経営戦略担当部長）	広報班 （広報戦略担当課長）	経営戦略チーム （広報戦略担当、大学連携担当）	1　災害情報及び被害情報の広報に関すること。 2　災害情報の発信に関すること。 3　広報車等による広報に関すること。 4　報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）との連携に関すること。 5　災害写真・災害資料等の収集及び整理に関すること。
総務部 （ＤＸ推進担当部長）	通信管理班 （情報管理担当課長）	ＤＸ推進チーム	1　災害時における情報処理システムの管理及び復旧対策に関すること。 2　災害対策本部における情報機器・システムの管理の支援に関すること。 3　情報通信基盤設備の被害調査及び復旧対策に関すること。
財務部 （財務部長） （公共施設マネジメント担当部長）	財産管理班 （財政課長）	財政課 管財課 （市民税課、資産税課、収納課は他班）	1　災害関係予算に関すること。 2　普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　行政財産（建物）の被害状況の取りまとめに関すること。 4　庁舎及び車両の管理・運用に関すること。 5　緊急通行車両の確認申請に関すること。
地域振興部 （地域振興部長）	地域統括班 （地域政策課長）	地域政策課 （地域づくり推進課は他班）	1　支所班・出張所班との連携に関すること。
	出張所班 （八本松出張所長） （志和出張所長） （高屋出張所長）	八本松出張所 志和出張所 高屋出張所	1　被害情報の収集及び連絡に関すること。 2　災害応急復旧用資材の配布に関すること。

支所	支所班 （黒瀬支所長） （福富支所長） （豊栄支所長） （河内支所長） （安芸津支所長）	黒瀬支所 福富支所 豊栄支所 河内支所 安芸津支所 本部からの応援者	1　住民等からの災害発生情報の収集、取りまとめ及び本部への連絡に関すること。 2　災害応急復旧用資材の配布に関すること。 3　広報車による広報に関すること。 4　被災・り災証明書の受付・発行に関すること。 5　各防災班の支援に関すること。 6　公共土木施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 7　公共土木施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 8　応急復旧用資機材の管理に関すること。 9　道路啓開・河川等の障害物の除去に関すること。 10　道路（市管理）状況の把握・整理に関すること。
生活環境部 （生活環境部長） （環境先進都市担当部長）	生活環境班 （市民生活課長）	市民生活課 市民課 廃棄物対策課 環境先進都市推進課 人権男女共同参画課 生活衛生課	1　床上・床下浸水等の被害に関すること。 2　し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理及び衛生に関すること。 3　災害廃棄物の一時収集場所の確保に関すること。 4　廃棄物処理施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5　ペット同行避難に係る他機関との調整に関すること。 6　遺体の火葬等に関すること。 7　広島中央環境衛生組合との連絡調整に関すること。 8　井戸水の検査に関すること。 9　外国人等に係る調整及び取りまとめに関すること。 10　男女共同参画の視点からの対応に関すること。
健康福祉部 （健康福祉部長） （地域共生社会担当部長）	生活救助班 （地域共生推進課長）	地域共生推進課 生活福祉課 医療保健課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課 （国保年金課は他班）	1　高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難に関すること。 2　福祉避難所に関すること。 3　救護所の設置に関すること。 4　救護班の編成に関すること。 5　保健医療機関との連絡調整に関すること。 6　感染症の予防及び防疫対策に関すること。 7　被災地域の衛生指導に関すること。 8　保健衛生医薬品等の確保に関すること。 9　日本赤十字社及び日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 10　社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 11　救援物資の受入れに関すること。（物資班設置後、事務委任） 12　災害見舞金等の支給に関すること。 13　義援金の受入れに関すること。 14　ボランティアセンターとの連携に関すること。 15　避難者及び被災者の心身の健康管理に関すること。
	保健活動班 （医療政策統括監） ※設置の判断は、本部長の判断とし、人員は、派出元班長の判断による。	医療保健課 地域共生推進課 地域包括ケア推進課 こども家庭課 （各課の保健師）	1　避難者及び被災者の心身の健康管理に関すること。 2　性暴力・ＤＶ被害等に対する意識の普及、徹底に関すること。
こども未来部 （こども未来部長）	配給班 （こども家庭課長）	こども家庭課 国保年金課 農業委員会事務局	1　緊急物資（食料、飲料水、衣服、寝具その他の生活必需品）等の供給に関すること。（物資班設置後、事務委任）
	物資班 ※各班連携して対応する。 ※設置の判断は、本部長の判断とし、人員は、派出元班長の判断による。	生活救助班 経理資材班 配給班 商工班	1　救援物資の受入れ・管理に関すること。 2　食料の調達・管理に関すること。 3　生活必需品の調達・管理に関すること。 4　物資の配給に関すること。

	保育班 （保育課長）	保育課	1　災害時の応急保育及び応急教育に関すること。 2　保育園児等の避難誘導に関すること。 3　保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4　保育所等職員の動員に関すること。
	調査対応班 （技術企画課長）		
建設部 （建設部長）	建設班 （維持課長）	技術企画課 建設管理課 用地課 道路建設課 災害河港課 維持課 住宅課	1　公共土木施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　公共土木施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　土砂災害・浸水被害の調査及び災害応急対策に関すること。 4　応急復旧用資機材の管理に関すること。 5　道路啓開・河川等の障害物の除去に関すること。 6　道路（市管理）状況の把握・整理に関すること。 7　市営住宅の被害調査及び災害応急対策に関すること。 8　応急仮設住宅、民間賃貸住宅等の調整に関すること。 9　空家等の適正管理に関すること。
産業部 （産業部長） （商工労働・女性活躍担当部長）	農林水産班 （農林水産課長）	農林水産課 農林整備課 園芸センター	1　農林水産施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　農林水産物の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　食料の調達・斡旋に関すること。（物資班設置後、事務委任） 4　虫害等の予防及び防除に関すること。 5　被災農林水産業者等に対する支援に関すること。 6　ため池の被害調査及び取りまとめに関すること。 7　農林水産施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
	商工班 （産業振興課長）	産業振興課 ブランド推進課	1　商工観光施設及び生産品の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　生活必需品（衣服等）の調達に関すること。（物資班設置後、事務委任） 3　中小企業者に対する融資・支援に関すること。
都市交通部 （都市交通部長）	都市班 （都市計画課長）	都市計画課 都市整備課 区画整理課 建築指導課 開発指導課 営繕課	1　都市施設（公園等）の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　都市施設（公園等）の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　被災建築物応急危険度判定、家屋被害の調査及び被害判定（全壊、半壊等の確認を含む。）に関すること。 4　被災宅地危険度判定、宅地被害の調査及び被害判定に関すること。 5　公共土木施設の災害応急対策及び復旧に係る支援に関すること。 6　公共建物の災害応急対策に係る支援に関すること。 7　道路（国、県等）状況の把握に関すること。
	公共交通班 （交通政策課長）	交通政策課	1　公共交通機関（輸送）の調整・状況把握に関すること。
下水道部 （下水道部長）	下水道班 （下水道管理課長）	下水道管理課 下水道建設課 下水道施設課	1　下水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　下水道施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　浸水被害（建設部に属するものを除く。）の調査及び災害応急対策に関すること。
消防局 （消防局長） （消防団長）	消防班 （消防総務課長）	消防総務課 警防課 予防課 消防署 （分署を含む） 消防団	1　消防団員の出動に関すること。 2　火災予防及び消火活動に関すること。 3　災害予防、警戒、応急工作に関すること。 4　被災者の救急、救助、救出に関すること。 5　行方不明者の捜索に関すること。 6　住民の避難誘導に関すること。 7　水防活動に関すること。 8　気象・災害情報の収集及び警報等の伝達に関すること。 9　緊急消防援助隊の要請等に関すること。

学校教育部 （学校教育部長）	教育班 （教育総務課長）	教育総務課 学事課 指導課 東広島学校給食センター 西条学校給食センター 東広島北部学校給食センター 安芸津学校給食センター	1　学校施設の被害調査、応急対策及び取りまとめに関すること。 2　学校施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　児童・生徒等の避難・被災状況の確認に関すること。 4　教職員の動員に関すること。 5　学校関係機関等との連絡調整に関すること。 6　教科書等の確保及び支給に関すること。 7　応急教育に関すること。 8　応急給食対策及び炊き出しに関すること。
生涯学習部 （生涯学習部長）	避難所班 （生涯学習課長）	生涯学習課 スポーツ振興課 文化課 青少年育成課 地域づくり推進課 避難所運営担当職員	1　避難所の開設・運営等に関すること。 2　社会教育施設・文化財・学童保育施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　社会教育施設・文化財・学童保育施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 4　施設利用者の安全確保に関すること。 5　女性連合会等の民間団体への協力要請に関すること。 6　住民自治協議会との連絡調整に関すること。

※災害時の相互応援に関する協定書に基づき連携

広島県水道広域連合企業団 （水道班の分掌事務を引き継ぐ）	1　水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　応急給水及び水道施設の復旧工事に関すること。 3　水道工事指定業者等への協力要請に関すること。 4　断水等の広報に関すること。 5　応急飲料水・資機材の確保及び給水活動に関すること。 6　飲料水の水質検査に関すること。

第３節　労働力確保計画

第１　目的

災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策活動の万全を期するものとする。

第２　実施方法

１　市職員等の動員

災害応急対策は、市職員、消防職員及び消防団員をもって実施するものとする。市職員、消防職員及び消防団員の動員計画は、本章第２節「組織、動員計画」に定めるところによる。

２　民間協力団体等への協力要請

市職員等のみでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、学校教職員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の諸団体の協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

３　大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、市の能力では災害応急対策が完全に実施できない場合には、災害の状況により次のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

⑴　応援協定による人員確保（本章第 10 節「相互応援協力計画」参照）

⑵　自衛隊の派遣要請（本章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

⑶　知事、他市町長等への応援要請（本章第 10 節「相互応援協力計画」参照）

資料編　１２-４　災害協定一覧（県内市町村の災害時の相互応援に関する協定）
　　１２-４　災害協定一覧（広島県内広域消防相互応援協定書）

第４節　気象警報等の伝達に関する計画

第１　目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害対策の実施に万全を期することを目的とする。

第２　気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

１　発表官署

発表官署	発　表　す　る　場　合	法　令　名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条 及び第13条の２ 水防法第10条第１項
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台 （共同）	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった場合。	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合	気象業務法第13条 及び第13条の２
	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警	

	報）を発表する。 　また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	

2　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3　種類及び発表の基準

⑴　広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「広島県南部」「広島県北部」、二次細分区域：市町単位）に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。東広島市は、「南部」の区域に該当し、注意報、警報及び特別警報は次のとおりである。

大雨、高潮警報・注意報基準表の解説

①　土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しており、土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。

②　高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

ア　発表基準表

種　類		発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表。

	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	地面現象特別警報※１	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。また、大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。また、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。また、避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	地面現象警報（※１）	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。
	浸水警報（※１）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。
	大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。また、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には市区町で別表２の基準以上になると予想されるとき。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合に発表。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。

	霜注意報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合に発表。
	低温注意報	低温による農作物等への著しい被害が予想された場合に発表。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。
	地面現象注意報(※１)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。
	浸水注意報(※１)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。
水防活動の利用に資するもの（※２）	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

（注）１　※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※１印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※２印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

２　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

３　注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

４　土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。

５　有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の１／３の数の波について平均値をとったものである。目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

６　流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。

7　地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。
8　表面雨量指数とは、短時間強雨による相対的な浸水危険度を示す指標のことである。

イ　発表基準一覧表

警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	153	
	洪水		流域雨量指数基準	東川流域=9、沼田川流域=24.8，椋梨川流域=8.7，入野川流域=14.1，宇山川流域=5.9， 造賀川流域=8.8，入寺川流域=6.6，黒瀬川流域=24.1，イラスケ川流域=8.1，松板川流域=9.6，古河川流域=13.5，木谷郷川流域=9.7，三津大川流域=10.1，高野川流域=8.9，番蔵川流域=4.5，光路川流域=5.3，霜降川流域=4.8，大谷川流域=8.2，半尾川流域=6 中川流域=6.8，原比川流域=6.2 半川流域=5.9	
			複合基準*1	沼田川流域=（9，22.2），椋梨川流域=（11,7.8），入野川流域=（7，12.6），宇山川流域=（7,5.3）,入寺川流域=（7,6.6）,黒瀬川流域=（7，21.6）， イラスケ川流域=（6，8）	
			指定河川洪水予報による基準	―	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
				海上	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm
				山地	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	2.7m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9	
			土壌雨量指数基準	117	
	洪水		流域雨量指数基準	東川流域=7.2，沼田川流域=19.8，椋梨川流域=6.9，入野川流域=11.2， 宇山川流域=4.7，造賀川流域=5.8，入寺川流	

				域=5.2，黒瀬川流域=19.2，イラスケ川流域=6.4，松板川流域=7.6，古河川流域=10.8，木谷郷川流域=7.7，三津大川流域=8，高野川流域=7.1，番蔵川流域=3.6， 光路川流域=4.2，霜降川流域=3.8，大谷川流域=6.5，半尾川流域=4.8，中川流域=5.4， 原比川流域=4.9，半川流域=4.7
		複合基準*1		沼田川流域=（7，14.5），椋梨川流域=（5，6.9），入野川流域=（7，9），宇山川流域=（7，3.8），造賀川流域=（7，4.6），入寺川流域=（5，5.2），黒瀬川流域=（7，15.4），イラスケ川流域=（5，6.4），松板川流域=（5，7.6），三津大川流域=（7，6.6），高野川流域=（5，7），番蔵川流域=（5,3.5），光路川流域=（5,4.2）
		指定河川洪水予報による基準		―
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.2m	
	雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 65%		
	なだれ	①降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下*3		
	霜	晩霜期　最低気温 4℃以下*4		
	着氷			

	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 10cm 以上　山地 30cm 以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110mm
（注）	*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。		
	*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。		
	*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。		
	*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。		

ウ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の概要

種類	発表基準
土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

オ　線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

⑵　気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

ア　種類

(ｱ)　大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

(ｲ)　津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ｳ)　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ｱ)　津波警報等

種　類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し人は津波により流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超（10m＜予想される津波の最大派の高さ） 10m（5m＜予想される津波の最大派の高さ≦10m） ５m（3m＜予想される津波の最大派の高さ≦5m）	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１メートルを超え、３メートル以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	３ｍ（1m＜予想される津波の最大派の高さ≦3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、１メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きます。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	１ｍ（0.2m≦予想される津波の最大派の高さ≦1m）	(表記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

1　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3　地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

4　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。

5　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(ｲ)　津波予報

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2 メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

⑶　広島県土木建設局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発　表　・　解　除　基　準
土砂災害警戒情報	発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表。 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。 広島県土木局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

⑷　気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発　表　基　準
緊急地震速報（警報）	最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

4　気象等予報及び警報の伝達

⑴　気象情報の収集方法

雨雲、雨量、土砂災害メッシュ情報、河川水位などの重要な情報を確実に注視するため、広島県防災ウェブや気象庁ホームページ、河川監視カメラ等を利用して情報収集を行うとともに、広島地方気象台とのホットラインを活用し、より詳細な気象情報の聴取を行う専属的な職員を配置するなど、気象状況の収集機能の強化を図る。

⑵　伝達経路

気象等の予報及び警報の主な伝達経路は、次のとおりである。

〈伝達経路〉

⑶　伝達方法

市に対しては、ＮＴＴ西日本※からＦＡＸにより伝達され、広島県からは、広島県総合行政通信網により伝達される。

住民に対しては、市防災メール及び広報車等により伝達される。

第３　水防警報の伝達

西部建設事務所東広島支所の発表する水防警報の伝達は、次のとおりである。

第４　水位等に関する情報

県と市により河川水位等に関する情報連携をする場合、又は広島地方気象台から洪水又は浸水害に係る注意報等が発表された場合、又はその他必要な場合は、市内観測所に設置された観測所から必要な情報を収集する。

なお、市内における観測所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　４－１　水位観測所一覧
　　４－２　気象観測所一覧

第５　火災予防上の気象通報

１　火災気象通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときにその状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを消防局に通報する。

２　通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

３　通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。

４　火災に関する警報

消防局は、上記１の通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める次の基準のいずれかに該当するときは、消防法に定める火災に関する警報を発令する。

火災に関する警報発令基準
①　実効湿度が60％以下であって、最小湿度が35％以下となるとき。 ②　実効湿度が65％以下であって、最小湿度が40％を下り、最大風速８ｍ／ｓを超える見込みのとき。 ③　風速10ｍ／ｓ以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨又は降雪中は、発令しないことがある。

第６　広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

第５節　住民等の避難誘導に関する計画

第１　目的

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図るものとする。

第２　避難の指示

１　避難等の指示権者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

⑴　災害対策基本法による場合

実施責任者	措　置　す　る　場　合	措　置　の　内　容	条　　項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第56条、第60条第１項・３項
知事	同上の場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同　　上	災害対策基本法第60条第５項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第１項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同　　上	災害対策基本法第63条第２項
自衛官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同　　上	災害対策基本法第63条第３項

⑵　その他の法令による場合

実施責任者	措　置　す　る　場　合	措　置　の　内　容	条　　項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法第28条第１項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同　　上	消防法第28条第２項
消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同　　上	水防法第21条第１項
警察官	同上の場合	同　　上	水防法第21条第２項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法５条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法４条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第４条並びに第６条第１項、第３項及び第４項の規定を準用する場合	同　　上	自衛隊法第94条

2　緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

3　避難指示

⑴　法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

⑵　⑴の避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第４条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

4　高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の地区居住者等※の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

5　伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を、コミュニティＦＭ、市防災メール、市民ポータルサイト、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、屋外拡声器、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関※及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、要配慮者※や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、極力発令地区を限定することや分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

なお、市はこれらの情報伝達媒体のみに固執することなく、新たな情報伝達方法についても導入を検討し、様々な手法を活用して多重化・多様化に努める。

【参考】情報媒体一覧表

伝達手段	発信内容	備考
市防災メール	気象警報、注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報	メール通知、事前登録が必要、6ヶ国語対応
市民ポータルサイト	避難情報、避難所開設情報	メール通知、LINE通知、事前東独が必要、5か国語対応
緊急告知ラジオ	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報	電源自動立ち上げ 自動的に最大音量で放送
ＦＭ東広島	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報、被災情報、支援情報など	FMラジオ89.7ＭＨｚで放送
緊急速報メール	避難情報（対象地区が市内全域の場合に限る）	事前登録不要（対象はDocomo、au、SoftBankの携帯・スマホ、一部機種を除く）

伝達手段	発信内容	備考
市ホームページ	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報、被災情報、支援情報など	インターネットで閲覧
ＮＨＫデータ放送など（Ｌアラートによる報道機関への情報伝達）	気象情報、避難情報、避難所開設情報など（報道機関の取り扱いによる）	NHKデータ放送を閲覧
カモンケーブルテレビ	避難情報、避難所開設情報など	
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	注意喚起情報、避難情報、避難所開設情報など	Facebook、X、LINE
広報車	注意喚起情報、避難情報など	

6　避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

7　避難指示等についての注意事項

⑴　避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、津波避難対象地域※、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

⑵　市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

⑶　市は、警戒区域※又はあらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

⑷　市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにするとともに、多様な情報伝達手段のそれぞれの特徴を日頃から住民へ周知徹底する。例えば、緊急告知ラジオは自動起動し避難情報等を放送することや、緊急速報メールは文字数や対象地区に制限があり詳細な情報を伝達することは困難なことなど、各情報伝達媒体の特徴や得られる災害情報について周知を行う。

⑸　市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

⑹　市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとす

る。

⑺　市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

⑻　市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるよう、日頃から普及啓発に努めるものとする。

⑼　各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

8　避難指示等に係る助言

市長は、避難の指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。

第３　防災上重要な施設の避難対策

学校等※、病院等の施設の管理者は、あらかじめ避難計画を定め、市長が避難の指示等を行ったとき、あるいは自ら避難が必要と判断したときは、適切な集団避難を行う。

1　小・中学校の児童、生徒の集団避難

⑴　避難誘導

ア　学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ　教職員は、学校長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校舎外の安全な避難場所に児童、生徒を誘導する。

⑵　避難指示の周知

ア　学校長は非常ベル又はマイク等により、教職員及び児童、生徒に対する避難の指示の周知徹底を図る。

イ　学校長は自らの判断で教職員及び児童、生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会（事務局）、警察、消防局にその旨を報告する。

⑶　避難方法

教職員は引率責任者として、また、状況によっては警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意しつつ安全かつ能率的に児童、生徒を避難誘導する。

ア　危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な通路を選定する。

イ　引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

ウ　感電、水没等の事故防止に努める。

エ　浸水地域等を避難する時はロープ等を利用する。

2　保育所・幼稚園の乳幼児の集団避難

⑴　避難誘導

ア　所（園）長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ保育士（教職員）等に適切な緊急避難の指示を行う。

イ　保育士（教職員）等は、所（園）長の指示を的確に把握して、園舎配置別又は年齢別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に園舎外の安全な避難場所に乳幼児を避難誘導する。

⑵　避難指示の周知

ア　所（園）長はサイレン又はマイク等により、保育士（教職員）等及び乳幼児に対する避難指示の周知徹底を図る。

イ　所（園）長は、自らの判断で乳幼児に対する避難の指示を発した時は、直ちに市（教育委員会事務局)、警察、消防局にその旨を報告する。

⑶　避難方法

保育士（教職員）等は引率責任者として、また、状況によっては警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に乳幼児を避難誘導する。

ア　危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な通路を選定する。

イ　引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

ウ　感電、水没等の事故防止に努める。

エ　浸水地域等を避難誘導する時はロープ等を利用する。

3　病院等の患者の集団避難

⑴　避難誘導

院長又は病院管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、病院で設置する防災組織等によりあらかじめ患者等を担送者と独送者とに区別し、適当な人数ごとに編成し、医師、看護師、その他の職員が引率して、市長が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

⑵　誘導指示の周知

院長又は病院管理者は、職員及び外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨の周知徹底を図る。

⑶　避難誘導の方法

ア　院長又は病院管理者は防災組織で定める班編成により、避難経路を指示して、迅速に入院患者等を院外の安全な場所まで誘導する。

イ　院長又は病院の管理者は、自力歩行ができない患者については、医師、看護師等を引率責任者として、また警察官、消防職員等の協力を得て、担架により院外への移送を行う。

ウ　院長又は病院管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに、救出結果の点検を行う。

⑷　避難場所及び備蓄について

院長又は病院管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

4　社会福祉施設等の集団避難

⑴　避難誘導

施設の管理者又は責任者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設の利用者等の体調を考慮の上、適当な人数ごとにグループ編成し、職員が引率して、市長が指定する避難場所又は空地、その他安全な場所に避難誘導する。

⑵　誘導指示の周知

施設の管理者又は責任者は、職員及び施設利用者等に対し、避難の指示をするとともに、マイク等

によりその旨周知徹底を図る。

⑶　避難誘導の方法

ア　施設の管理者又は責任者は防災組織で定める班編成により、避難経路を指示して、迅速に施設入所者等を施設外の安全な場所まで誘導する。

イ　施設の管理者又は責任者は、自力歩行ができない入所者については、医師、看護師等を引率責任者として、また警察官、消防職員等の協力を得て、担架等により施設外への移送を行う。

ウ　施設の管理者又は責任者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに、救出結果の点検を行う。

⑷　避難場所及び備蓄について

施設の管理者又は責任者は、災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに、障がい等を有する利用者等を安全かつ速やかに避難誘導することができるよう、移動に必要な担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

5　ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難誘導

ひとり暮らしの高齢者等については、近隣の住民の協力で避難することになるので、前もって民生委員、住民自治協議会、福祉ボランティア等が地域の実態に即して対応できるよう、避難の方法を定めておき、それによって対処する。

第４　報告

1　避難指示等を行った場合

災害対策基本法第60条第３項及び第４項の規定により、次の要領により知事に報告する。

⑴　報告先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部）に報告する。

⑵　報告方法

広島県防災情報システム又は有線電話とする。

⑶　報告事項

ア　高齢者等避難、避難指示を発令した場合

その理由、地域名、対象戸数、人員、日時

イ　避難の必要がなくなった場合

その理由、地域名、日時

2　避難指示等の解除を行った場合

避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

3　避難指示等の解除の際の助言

避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

4　指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、指定避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

⑴　報告先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部）に報告する。

⑵　報告方法

開設後直ちに広島県防災情報システム又は有線電話とする。

⑶　報告事項

開設日時、場所、箇所数及びその他必要と認められる事項。

第５　避難の誘導

１　避難誘導にあたる者

市職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織のリーダー等

２　避難誘導の方法

⑴　指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した時は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対して、交通情報を伝達するとともに適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

⑵　避難は幼少児、高齢者、障がい者等要配慮者を優先する。

⑶　避難行動要支援者※に関しては、事前に支援者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

⑷　避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、市職員、消防職員・消防団員等による巡視を行い、立ち退きの遅れた者等の有無の確認、避難誘導を行う。

⑸　避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

⑹　指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

⑺　交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

３　避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者※を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者※に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者※が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者※の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

第６　再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第６節　災害情報計画

第１　目的

１　目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

２　情報の収集伝達手段

市における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

⑴　情報の収集手段

ア　住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報

イ　パトロール車等による巡回

ウ　消防局、警察からの電話、ファクシミリ等による通報

エ　その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報

オ　タクシー会社等無線施設所有者からの情報

カ　マスコミの報道

キ　広島県震度情報ネットワークシステムの活用

ク　広島県防災情報システムの活用

⑵　関係機関への伝達手段

ア　電話、ファクシミリ、口頭による報告

イ　県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用

ウ　コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶの活用

エ　登録制メール、緊急速報メールの活用

⑶　その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

第２　災害情報の収集伝達経路

１　通常の場合の経路

⑴　異常現象通報時の措置

ア　災害対策基本法第54条第４項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に県地方機関に通報する。

イ　前記アの場合において急施を要するときは、市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

⑵　その他の情報

市は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

⑶　災害に関する民間団体への通知

市は、⑴、⑵の経路により情報を受けた場合で必要と認めるときは、関係のある各団体へ通知す

る。

⑷　災害応急対策責任者※相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者※は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

2　県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次のとおりであり、市は異常現象の通報を受けた場合には、この経路によって必要な措置をとるものとする。

（注）　1　県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市長が行う経路手続を準用し、その旨をその異常現象発生地域の市長に通知する。

2　⟹ は通常の場合の経路であり ⟶ は緊急を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。

また、- - ➝ は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

第３　災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災･災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を県及び政府本部を含む防災関係機関※への共有を図るものとする。

1　災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第１項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

災害発生報告は、次の経路により行う（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）。

（県に報告できない場合）

内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

区 分 回線別		平日（9：00～17：45） ※応急対策室	左　記　以　外 ※　宿　直　室
ＮＴＴ回線	電　話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553
地域衛星通信ネットワーク	電　話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	ＦＡＸ	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

⑴　災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編掲載の「災害発生報告」により行う。

資料編　１３-２　災害発生報告

⑵　消防局への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防局への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市は、直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

⑶　県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

２　被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

⑴　伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）。

⑵　被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察※等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、被害状況の報告は、資料編に掲げる被害総括表により行うものとする。

資料編　１３-３　被害総括表

⑶　県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

⑷　人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、次の経路により速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、県危機管理監）に伝達する。

第７節　通信運用計画

第１　目的

災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図ることを目的とする。

第２　広島県総合行政通信網の活用

市は、広島県総合行政通信網の活用により、災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

〈広島県総合行政通信網〉

広島県総合行政通信網は、県災害対策本部と県災害対策支部とを地上系多重回線で結ぶとともに、県災害対策本部と市災害対策本部及び市消防局とは、衛星系回線及び地上系回線（補完系）で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

第３　他の機関の通信施設の利用

災害時に利用可能な通信施設は、次のとおりである。

１　警察通信施設

２　消防通信施設

３　その他民間施設

４　携帯電話等

その他詳細については、東広島市非常通信対応マニュアルに定めるところによるものとする。

第４　公衆電気通信設備の優先利用

１　加入電話の優先利用の申込み

市は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめＮＴＴ西日本※に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本※に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	電話番号
116センター	「116」

２　非常電報・緊急電報の申込み

区分	応答先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電報	電報サービスセンター	「115」

3　特設公衆電話（無償）の要請

市は、災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要　　請　　先	電　　話　　番　　号
ＮＴＴ西日本中国支店設備部災害対策室	082－511－1377

4　臨時電話（有償）等の申込み

市は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

⑴　臨時電話等

申　　込　　み　　先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

⑵　臨時携帯電話等の申込み先(有償)

申　　込　　先	申込先ダイヤル番号
株式会社ドコモＣＳ モバイルレンタルセンター	0120－680－100

第５　専用電話、有線電気通信設備の利用

市は、災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合に災害応急対策責任者※は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道㈱広島支社、県警察※及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

第６　通信施設の応急対策

市は災害により通信施設に被害が生じた場合には、次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

1　要員の確保

市は、専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2　応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等)、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

第７　通信施設の機能確認及び運用訓練

災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

第８　通信機器の供給の確保

市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急調達を要請する。また、調達した通信機器は、適切に配分する。

第９　通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

第８節　ヘリコプターによる災害応急対策計画

第１　目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

第２　活動体制

県内の防災関係機関※が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察※及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、市は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に設置された航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）と必要な調整を行うものとする。

第３　活動内容

防災関係機関※のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

１　被災状況等の偵察、情報収集活動
２　救急・救助活動
３　救援隊・医師等の人員搬送
４　救援物資・資機材等の搬送
５　林野火災における空中消火
６　その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

第４　活動拠点の確保

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

⑴　関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

⑵　緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

資料編　１１−１　ヘリポート適地の状況

第５　支援要請手続

１　出動要請

市長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。災害出動に関する受付は、広島市消防局が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

資料編　１２-４　災害協定一覧（広島県防災ヘリコプター応援協定） １２-４　災害協定一覧（広島県内航空消防応援協定書）

２　要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。

（ア）通常災害時

（イ）大規模災害時

第６　各機関への出動要請

１　県警察※

市は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、県を通じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察※へ要請する。

２　海上保安庁

市は県を通じて海上保安庁ヘリコプターによる応急活動対策が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

３　自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

４　他県応援ヘリコプター

市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(総務省消防庁)」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（総務省消防庁)」等に基づいて応援要請する。

第７　臨時ヘリポートの設定

１　臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	設定基準（地積）
小型～中型	
大型	

2　臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

⑴　離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

⑵　離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

⑶　臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

⑷　風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

⑸　着陸地点には次図を標準とした Ⓗ を表示する。

斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色とする。

⑹　物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

⑺　臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

3　臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第９節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　目的

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定めることを目的とする。

第２　災害派遣要請要求の対象となる応急対策の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

1　被害状況の把握及び通報

2　遭難者等の捜索・救助

3　消防

4　水防

5　人員及び救援物資の緊急輸送
6　道路及び水路の啓開
7　応急の医療、救護、防疫
8　給食，給水及び入浴支援
9　救援物資の無償貸付又は譲与
10　危険物の保安及び除去

第３　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

1　警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
2　市の区域内の他人の土地等の一時使用等
3　現場の被災工作物等の除去等
4　市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

第４　災害派遣要請の手続

1　災害派遣要請の要求等

⑴　市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

⑵　市長は、上記⑴の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第 13 旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

⑶　市長は、上記⑵の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

2　派遣要請者連絡先、要請先及び連絡方法

⑴　要請者連絡先及び連絡方法

連　　絡　　先	所　　在　　地	電　　話　　番　　号
（県知事） 県危機管理監	広島市中区基町10－52	（082）228－2111 （内線2783～2786） （直）（082）511－6720 （082）228－2159

⑵　要請先及び連絡方法

連　　絡　　先	所　　在　　地	電　　話　　番　　号
（陸上自衛隊第13旅団長） 陸上自衛隊第13旅団司令部第３部（防衛班）	安芸郡海田町寿町２－１	（082）822－3101（内線2410） （夜間・土日・祝日等） （内線2440（当直幕僚））
海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション	呉市幸町８－１	（0823）22－5511 内線2823、2222（当直）
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課	福岡県春日市原町３－１－１	（092）581－4031 （内線2348） （課業時間外）内線2203（SOC当直）

第５　災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第３章第６節第２「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

第６　災害地における調整

市は、自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者※相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

第７　災害派遣部隊の受入れ

市は、災害派遣を依頼した場合、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

１　派遣部隊到着前

⑴　市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

⑵　派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

⑶　派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備（平常時から宿営地候補の検討を含む。）

⑷　派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

⑸　臨時ヘリポートの設定（第３章第７節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

⑹　船艇が使用できる岸壁の準備

２　派遣部隊到着後

⑴　派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

⑵　他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

⑶　派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

第８　派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者※の負担とする。

１　部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

２　隊員の給与

３　隊員の食料費

４　その他の部隊に直接必要な経費

第９　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

第10節　相互応援協力計画

第１　目的

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他市町や県等の協力を得て応急措置を実施する。

第２　実施責任者

他市町、県等への応援要請は、市長が行うものとする。

第３　応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関※からの情報や被害調査班の編成派遣による情報、また各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

応援要請決定フロー

情報等の収集			本部会議の開催	
1　防災関係機関からの情報収集 2　各施設からの被害状況・避難状況収集 3　自主防災組織からの被害状況収集 4　被害調査班の派遣による情報収集 5　参集職員からの被害状況収集（休日等）	危機管理担当部長に集約	本部長へ報告	1　在庁者数（災害対策要員数）・参集職員数の把握 2　現有資機材の把握 3　被害規模・甚大な被害地域の把握 4　近隣市町の被害状況等を把握（県等からの情報）	応援要請

第４　応援要請の実施内容

市は、必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

１　応援協定に基づく応援要請

本市は、応援協定を締結しており、これに基づいて応援を要請する。

２　知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明　　示　　事　　項
⑴　災害の状況及び応援を必要とする理由 ⑵　応援を必要とする職種別人員 ⑶　応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等 ⑷　応援を必要とする場所及び応援場所への経路 ⑸　応援を必要とする期間 ⑹　その他必要な事項

3　他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

第５　緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

第６　応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請する場合には、市は次のとおり受入体制の確保を図るものとする。

1　応援要員の受入施設

市は、公共施設の中から適当な施設を確保し、又は旅館等に協力を依頼して、応援要員の宿泊施設を確保する。

2　資機材等の受入場所

他市町等からの資機材等は、市有地に搬送するものとする。適当な市有地が見当たらない場合は、私有地を借上げて搬送するものとする。この場合には、土地所有権者又は借地権者と借地契約を結んでおくものとする。

3　受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、資機材の準備、作業内容、作業場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。

第７　民間団体等への要請

1　要請の事項

災害時に医師会、住民自治協議会、女性会等の民間団体及び市民ボランティアに協力を要請する業務は、概ね次のとおりとする。

⑴　異常気象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報

⑵　避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動

⑶　被害状況の調査補助事務

⑷　被災地に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務

⑸　被災地内の秩序維持活動

⑹　道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動

⑺　その他災害応急対策業務への応援協力

２　協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアに協力を要請するにあたっては、次の事項を明らかにして行う。

⑴　活動の内容

⑵　協力を希望する人数

⑶　調達を要する資機材等

⑷　協力を希望する地域、期間

第８　応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するために市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第９　被災地への職員の派遣

市は、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第11節　防災拠点に関する計画

第１　目的

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点を整備し、救援物資の集積等の拠点を指定配置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　防災拠点施設の整備

１　防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を、市の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

防災拠点施設

- 災害対策活動拠点 ⇨ 市庁舎、市消防庁舎
- 避難対策拠点（避難所） ⇨ 各小・中学校、集会所、生涯学習センター等
- 救援物資集積拠点 ⇨ 東広島運動公園体育館
- 輸送拠点（ヘリポート） ⇨ 東広島運動公園等
- 防災道の駅 ⇨ のん太の酒蔵

資料編　５－１　指定緊急避難場所・広域避難場所等一覧
　　１１－１　ヘリポート適地の状況

２　耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎、市消防庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

３　防災拠点施設の整備

⑴　災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等※の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

⑵　避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

⑶　災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への優先電話など連絡手段の整備を推進する。

第３　防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は市が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

第12節　救出計画

第１　目的

災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　陸上における救出

１　実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取り扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第２条
警察 消防局	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第２条 警察官職務執行法第４条 消防組織法第１条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の

		調査等に関する法律
知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第２条、第４条、第 13 条 災害救助法施行細則第１条 災害救助法第２条、第４条、第 13 条

2　実施方法

⑴　通常の場合

市長が救難責務を有するが、直接の救出は消防局、警察がこれにあたる。この場合、市長は、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

⑵　災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助者として消防局、警察等関係者の協力により救出にあたる。なお、知事から実施を指示されたときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

⑶　救出方法

救出は、災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出活動を行うものとする。

ア　消防局は、救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機器その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ　消防局による救出が困難なときは、速やかに警察に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ　上記イによってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、次の事項を示して県及び隣接市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

⑴　災害の状況及び応援を必要とする理由
⑵　応援を必要とする期間
⑶　応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
⑷　応援を必要とする区域及び活動内容
⑸　その他参考となるべき事項

エ　救護機関及び警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

3　遺体の収容、処理、埋葬

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、処理、埋葬を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

4　障害物の除去

災害救助法が適用された場合において、知事が被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去の実施を市に委託した場合は、市長がこれを実施する。

5　自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

なお、消防局は、自主防災組織及び事業所等に対して、日ごろから自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

⑴　自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

⑵　要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防局又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

⑶　市、消防局及び警察と可能な限り連絡をとり、その指示を受けるものとする。

6　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者救出における救助の程度、対象及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第３　海上における救出

1　実施責任者

実施責任者及び実施の範囲は、次のとおりである。

実施責任者	実 施 の 範 囲	法　　令　　名
市　　長	市長の区域の地先海面における海難の救助救難	水難救護法第１条
呉海上保安部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法第２条、第５条
県　警　察 消　防　局	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第２条 警察官職務執行法第４条 消防組織法第１条
知　　事 （災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第２条、第４条、第13条 災害救助法施行細則第１条 災害救助法第２条、第４条、第13条

2　実施方法

⑴　市長の措置

市長は、市の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときには、水難救護法の定めるところにより呉海上保安部、警察、消防局、港湾管理者等関係機関との協力を得て対処する。

⑵　呉海上保安部

呉海上保安部は、自己の防災業務計画により、救助対策を実施する。

⑶　警察及び消防局の措置

警察、消防局は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより、海難の救助を行う。

⑷　知事の措置

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し広島県災害救助法施行細則に定める救助を行う。

なお、知事から救助の実施を指示されたときには、市長が実施責任者となり救助を行う。

３　遺体の捜索、収容、処理、埋葬等

陸上災害避難に準ずるほか、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第４　惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防局は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第５　活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第13節　医療救護・助産計画

第１　目的

災害時において無医地域の発生、医療体制の混乱、傷病の多発等により、市の医療能力をもってしては十分な医療救護、助産を行い得ない場合、応急的にこれらの措置をとる。

第２　実施責任者

１　市は、災害発生後、直ちに東広島地区医師会等※及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

２　市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

３　災害救助法が適用された場合、知事が医療助産を行う責務を有するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

第３　医療救護班の編成

１　市は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき東広島地区医師会等※に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　医療救護班は原則として、医師１人、看護師２人及び事務員１人を１班として構成し、必要に応じて薬剤師１人を加える。

資料編　１２−４　災害協定一覧（災害時の医療救護活動に関する協定書）

第４　医療救護班の業務内容

医療救護班が行う業務は、次のとおりである。

１　被災者に対する選別（トリアージ）

２　傷病者に対する応急処置及び医療

３　傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

４　被災者の死亡の確認及び遺体の検案

第５　救護所の設置及び広報

市は、必要により避難所等に救護所を設置する。また、救護所を開設した場合には、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第６　医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料については、市内医療機関及び薬品販売業者の協力を得て調達するものとする。調達できないものがあるときは、東広島地区医師会等※に斡旋を要請する。

資料編　５－３　医療機関一覧 ５－４　薬局等一覧

第７　災害救助法が適用された場合の医療救護

１　医療の対象となる場合

⑴　医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合

⑵　無医地域のように元来医療機関が存在せず、隣接地域に所在する医療機関の医療を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

⑶　災害により市の医療機関の１日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

⑷　簡単な投薬処置しかできない診療所のみの地域で複雑な処置、特殊な診療を要する患者が発生した場合

２　医療の範囲

⑴　診察

⑵　薬剤又は治療材料の支給

⑶　処置、手術その他の治療及び施術

⑷　病院又は診療所への収容

⑸　看護

３　医療の方法

医療は、日本赤十字社広島県支部と県との契約に基づき編成された救護班で行うことを原則とし、特に必要があるときは、県、市において編成する救護班で行う。

なお、重症患者で、救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、災害拠点病院などの医療機関に収容する。

資料編　５－５　災害拠点病院一覧 １４－２　災害救助法による救助の基準

4　医療救助期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

5　公衆衛生活動

市は避難所における公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行い、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

第８　県に協力要請した場合の調整

⑴　現場における派遣された複数の医療救護班の調整については、地域コーディネーター又はコーディネーターの連絡を受けた災害拠点・協力病院の医師が行う。

⑵　医療救護班が撤収する時期については、所属する災害医療圏の地域コーディネーターが連絡する。

第９　惨事ストレス対策

医療・救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10　助産

1　原則として医療救護に準ずる。

2　災害救助法が適用された場合には、次に定めるところによる。

⑴　助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途のなくなった者

⑵　助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

⑶　助産の期間

分べんした日から７日以内

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第14節　消防計画

第１　目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

第２　実施責任者

消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

第３　相互応援協力体制の整備

市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援

協定」（昭和62年10月１日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防局の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

資料編　１２-４　災害協定一覧（広島県内広域消防相互応援協定書）

第４　消防活動体制の整備

１　住民・自主防災組織等への周知

消防局は、災害発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。周知にあたっては防災センターの研修等、市の有する施設等を活用するものとする。

⑴　出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

⑵　火災の拡大防止

大災害により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

２　消防体制の整備

消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

⑴　災害発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

⑵　災害発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

⑶　災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水そう（耐震性）の破損及び道路の通行状況を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

⑷　災害発生時には、水道管の破損や停電時による長時間の給水停止が想定されることから、防火水そう（耐震性）の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、消防水利の多元化を図る。

３　広域体制の確立

大規模災害に適切に対応し、災害に強いまちづくりをめざし市民生活のより安全を確保するため、消防防災に係る組織、人員、施設、資機材の充実強化に努めるとともに、より一層効果的な運用が図られるよう消防局の広域体制を確立する。

第５　組織

１　消防局

本市に常備消防として、東広島市消防局及び東広島消防署を置き、１本部１署６分署（西分署、高屋分署、南分署、北分署、東分署及び安芸津分署）の組織体制の下で、各種消防業務を実施している。

２　東広島市消防団

本市に非常備消防として、東広島市消防団を置き、11方面隊の組織体制の下で、消防団に係る消防活動を実施している。

なお、組織図及び管轄区域は、資料編に掲載しているとおりである。

資料編　7－1　消防団組織図及び管轄区域一覧

第６　消防力等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、また消防施設強化促進法等による施設補助により、消防施設等の整備、強化等を図り、有事即応体制の確立に努める。

１　消防資機材の整備

本市の消防資機材の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。今後とも整備計画に基づき更新整備に努めるものとする。

２　消防水利の整備

本市の消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。今後も、整備計画に基づき防火水槽、消火栓の整備を図るほか、地震の発生に備え、耐震性貯水槽等の整備を検討するものとする。

資料編　7－3　消防水利の現況

第７　消防活動

１　火災発生状況等の把握

消防局は、消防団と連携して、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察と相互に連絡を行う。

⑴　延焼火災の状況

⑵　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

⑶　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

資料編　7－2　消防ポンプ自動車等保有状況
3－1　消防関係無線設置状況

２　消防活動の留意事項

消防局は、消防団と連携して、次の事項に留意し、消防活動を行う。

⑴　延焼火災件数の少ない地域は、集中的な消火活動を実施し、安全地帯を確保する。

⑵　多数の延焼火災が発生している地域は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

⑶　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地域は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置を講ずる。

⑷　救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑸　要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

⑹　自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第８　事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防局は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

1　火災予防措置

初期消火及び延焼の防止並びにＬＰガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2　火災が発生した場合の措置

⑴　事業所等の防災組織は、初期消火及び延焼防止活動を行う。

⑵　必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3　災害拡大防止措置

ＬＰガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

⑴　周辺地域の地区居住者等※に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

⑵　警察及び消防局等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

⑶　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第９　惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第15節　水防計画

第１　目的

この計画は、洪水又は津波・高潮に際して、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要な事項を定めるものとする。

第２　実施責任者

水防管理者（市長）は、水防法第３条の規定により洪水又は津波・高潮に際して、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する責務を有する。

第３　水防本部の設置及び組織

1　水防本部

⑴　水防本部は、危機管理課に設置し、市災害対策本部が設置されるまでの間は、危機管理課及び技術企画課で水防事務を処理する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

⑵　水防本部の事務分掌は、本章第２節「組織、動員計画」に準じるものとする。

⑶　水防本部は、区域内の河川、海岸等に対する監視、予防伝達、連絡、資材の整備等の万全を期するために上記⑵に基づいて行うものとする。

2　設置基準

⑴　水防本部は、次のいずれかに該当する場合に設置し活動を開始する。

ア　広島地方気象台等から警報が発せられた場合

イ　気象状況等により河川、海岸等に対して水防活動を必要とするものと市長が認めて指示した場合

⑵　水防活動の実施に備えるため水防活動に関する警報が発せられた場合、その他必要な場合、水防準備に服するものとする。

３　動員

水防活動は、市職員、消防職員及び消防団員により実施するが、要員が不足する場合、水防管理者である市長は、一般市民の協力を求めることができる。

第４　非常参集

事務分担する班員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第５　予警報、水位等の連絡

１　気象予警報の連絡

気象予警報は、本章第４節「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

２　水位及び雨量等の連絡

水位、潮位及び雨量の連絡は、本章第４節「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

第６　水防警報の伝達

１　伝達経路

市長は、次の系統図により知事（西部建設事務所東広島支所）から水防警報の通知を受けた場合には、消防機関※に通知する。

２　水防警報を行う河川

知事が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

水系名	河川名	区　　域	発表担当者
黒瀬川	黒瀬川	左岸　東広島市黒瀬町南方広地橋以下河口に至る 右岸　〃　以下呉市郷原町二級ダム貯水池までの間	西部建設事務所呉支所長 西部建設事務所東広島支所長
		右岸　呉市広石内１丁目（芳渕随道）以下河口に至る	西部建設事務所呉支所長 （建設局）
		左岸　東広島市西条町寺家友待橋以下同市同町御薗宇字東子滝に至る 右岸　〃　〃	西部建設事務所東広島支所長

第７　安全配慮

水防活動を行う要員は、安全管理を徹底し、要員自身の安全確保に留意する。

１　警戒巡視箇所等を含む水防活動現場への出動等に当たっては、浸水想定区域等※や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。

２　水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。

３　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

４　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第８　水防活動

１　監視、警戒及び連絡

⑴　市及び消防機関※は、気象警報が発せられた場合、その他水防上必要があると認められるときは、河川、海岸、堤防、急傾斜地等の危険箇所の監視及び警戒に当たる。

⑵　市及び消防機関※は、河川、海岸、堤防、急傾斜地等に異常を発見したときは、直ちに水防管理者（水防本部）に急報するとともに水防作業に従事する。

⑶　水防管理者は、前記の通報を受けた箇所が県管理に属するときは、直ちに西部建設事務所東広島支所に連絡して必要な措置を求める。

資料編　７－４　重要水防箇所一覧

２　水防施設及び資材器具等

⑴　水防本部は、資材の調達確保については、水防倉庫備蓄資材の数量を常に把握し、緊急時の輸送、補給についてあらかじめ消防機関※と協議を行っておく。

⑵　水防活動のため水防倉庫に備蓄している資材器具を必要とするときは、関係する消防機関※は、次の事項を明示し、水防本部に請求する。

ア　品名及び数量

イ　使用場所及び数量

ウ　送達の方法

エ　請求者職、氏名

３　ダム・ため池等の操作

⑴　ダムの管理者は、定められたダム操作規則又はダム操作規程により、慎重かつ適切な操作を行うとともに、必要事項を迅速確実に水防本部等関係機関に連絡するものとする。

⑵　農業用ため池等においても気象状況によりため池管理者は、水位の変動を監視し、必要に応じ下流、低地に悪影響を及ぼさないよう門扉等の操作を行うとともに、その状況を水防本部に連絡するものとする。

資料編　２－１０　農業用ため池（防災重点ため池）の状況

４　決壊等の通報及び避難のための立退き

⑴　決壊等の通報

ア　河川、ダム、ため池等の管理者は、地震や水害等の発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に通報する。

イ　水防管理者はアの通報を受けた場合、西部建設事務所東広島支所、警察及び氾濫する方向の隣接市町に通報するとともに関係地域住民に周知させるものとする。

⑵　避難の立退き

ア　大規模な地震や風水害等の災害により、堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、警察署長に通知する。

イ　避難の指示は、コミュニティＦＭ、拡声器、広報車、サイレン、警鐘、ＣＡＴＶ等で伝達する。

5　水防信号

水防信号は、水防法第20条の規定により次のとおり定められている。

区分	信号の内容	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	・　河川では量水標が警戒水位 ・　海岸では台風来襲時の危険風向きの風速が20m毎秒程度に達し、高潮のおそれがある場合	●休　止　●休　止　●休　止	約５秒　約５秒 約15秒 ●――　休止　●――
第二信号	・　水防関係者が直ちに出動すべき場合	●－●－●　●－●－●　●－●－●	約５秒　約５秒 約６秒 ●――　休止　●――
第三信号	・　区域内の居住者が全員出動すべき場合	●－●－●－●　●－●－●－●	約10秒　約10秒 約５秒 ●――　休止　●――
第四信号	・　区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示する場合	乱　打	約１分　約１分 約５秒 ●――　休止　●――

備考　1　信号は、適宜の時間継続すること。

2　必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。

3　危険が去ったときは、口頭、拡声器放送により伝達周知させること。

第９　応援

1　他水防管理団体への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して応援を求める。

2　自衛隊の派遣要請

水防活動に際して市の能力で不十分な場合においては、本章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第10　優先通行及び身分証票

1　優先通行

⑴　水防のため出動する自動車は知事の定める次の標識を付して優先通行するものとする。

標　　識

⑵　消防機関※に属するものは、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地等を通行することができる。

２　身分証票

水防法第49条第２項の規定による土地立ち入りのための身分証票は、次のとおりとする。

水　防　職　員　の　証

第　　号交付　　年　　月　　日
所属機関名
職　　名　　水　　防
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
所属機関の長　　氏　　名　㊞

第11　水防活動報告

〈県への報告〉

市長は、水防活動が終結したときは速やかに資料編に掲げる様式により、西部建設事務所東広島支所へ報告するものとする。

資料編　１３－１　水防活動実績報告書

第12　公用負担

１　市長等の権限

水防上緊急に必要な場合は水防法第28条の規定により市長又は消防機関※の長は、水防の現場において、次の権限を行使する。

⑴　必要な土地の一時使用

⑵　土石、竹木その他の資材の使用又は収用

⑶　車両その他の運搬用機器の使用

⑷　工作物その他の障害物の処分

２　権限の委任等

市長又は消防機関※の長は、公用負担について、次に定めるところにより実施する。

⑴　公用負担の権限の委任

公用負担は水防の現場で緊急の措置として実施されるので、あらかじめそれぞれのケースを想定して公用負担を命ずる者を定めておく。

⑵　公用負担の範囲

公用負担は客観的にみて必要な場合に必要な限度において実施されなければならない。

⑶　公用負担を実施した場合の報告

公用負担の委任を受け、又は要請を受けて命じた者は、水防活動終了後速やかに市長に報告するものとする。

３　公用負担に伴う損失補償

公用負担に伴い損失を受けたものには、その程度により損失を補償する。

第13　水防訓練

市は、西部建設事務所東広島支所の指導を受けて、水防法第35条により毎年水防訓練を行う。訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

＜訓練内容＞

⑴　想定

ア　気象状況の想定

イ　降雨、水位の状況想定

ウ　洪水予報（水位・雨量の通報訓練を兼ねる。）

エ　危険状態の想定

オ　状況変化の想定

⑵　訓練

ア　想定に基づく水防作業員の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得

イ　作業開始から終了までの動作と工法のできあがり判定

ウ　状況の変化に応ずる作業についての判定

エ　想定に基づく立退き指示、避難誘導

第16節　危険物等災害応急対策計画

第１　目的

危険物等※を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、災害発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等※に係る被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

自己の消防力等では対処できない場合には、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他市町に対して応援を要請する。

資料編　１２−４　災害協定一覧（広島県内広域消防相互応援協定書）

また、市及び消防局は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を講ずる。

なお、災害の発生に備え、事業所においては、日ごろから関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一

方、市及び消防局は、これらに対して、必要な指導を行う。

第２　危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

１　危険物施設の所有者、管理者及び占有者

⑴　施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

⑵　警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

⑶　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

⑷　消防局の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防局を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

２　市

⑴　県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

⑵　事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ　危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ　危険物施設の応急点検

エ　異常が認められた施設の応急措置

⑶　施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

⑷　消防計画または予防規程等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

⑸　自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

３　警察との連携

市及び消防局は、危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、警察と連携して、次の措置を講ずる。

⑴　負傷者の救出及び救護

⑵　警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止等の措置

⑶　その他状況により必要と認められる応急対策

資料編　１０−１　危険物施設の設置状況

第３　高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害

が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

1　高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

⑴　製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

⑵　消防局又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2　市

災害が発生した場合は、県へ直ちに報告するとともに施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

3　警察との連携

市は、高圧ガスの漏出、火災及び爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガスに係る災害の発生のおそれがある場合には、警察と連携して次の措置を講ずる。

⑴　負傷者の救出及び救護

⑵　警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止等の措置

⑶　その他状況により必要と認められる応急対策

資料編　１０−２　高圧ガス大量保有事業所

第４　火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

1　火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

⑴　火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

⑵　県警察※（又は所轄海上保安部）、消防局及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2　市

災害が発生した場合は、県へ直ちに報告するとともに施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

3　警察との連携

市は、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、警察と連携して次の措置を講ずる。

⑴　負傷者の救出及び救護

⑵　警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止等の措置

⑶　その他状況により必要と認められる応急対策

第５　毒物・劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

１　毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

⑴　施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

⑵　保健所、県警察※又は消防局及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

⑶　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

⑷　消防局の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防局を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

２　市

県、西部東保健所、警察と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置をとり災害の発生及び拡大等を防止する。

⑴　施設の管理者及び毒物・劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難指示等必要な応急対策を行う。

⑵　施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

ア　毒物・劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置

イ　毒物・劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

３　警察との連携

市は、毒物・劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物・劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、警察と連携して、次の措置を講ずる。

⑴　負傷者の救出及び救護

⑵　警戒区域の設定及び同区域への立入り制限又は禁止等の措置

⑶　その他状況により必要と認められる応急対策

資料編　１０-３　毒物・劇物製造所一覧

第６　放射性同位元素災害応急対策

放射性同位元素を取り扱う事業所に対し、災害の発生を防止するため、次の処置を講ずるとともに、原子力施設等における消防活動対策マニュアルに基づき実施する。

１　市

県、西部東保健所、警察と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合は、次の処置をとり災害の発生及び拡大等を防止する。

⑴　施設の管理者及び放射線取扱主任者（放射線管理担当者）等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域及び放射線危険区域の設定、広報活動及び避難指

示等必要な応急対策を行う。

⑵　施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

ア　放射線検出体制の強化及び汚染エリア拡大の防止措置

イ　汚染検査及び除染

２　警察との連携

市は、放射性同位元素に係る事故等が発生した場合、又は放射性同位元素関係施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、警察と連携して、次の措置を講ずる。

⑴　負傷者の救出及び救護

⑵　警戒区域の設定及び同区域への立入り制限又は禁止等の措置

⑶　その他状況により必要と認められる応急対策

資料編　１０-４　放射性同位元素等取扱事業所一覧

第17節　災害警備計画

第１　目的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

第２　県警察※の災害警備対策

県警察※は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

１　災害発生時の警備活動

県警察※は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、概ね次のような警備活動を行う。

⑴　災害情報の収集及び伝達

⑵　被害実態の把握

⑶　被災者の救出、救助等の措置

⑷　避難路及び緊急交通路※の確保

⑸　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

⑹　行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視

⑺　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導

⑻　不法事案の予防及び取締り

⑼　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒

⑽　広報活動

⑾　関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第３　第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

１　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

２　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第18節　交通応急対策計画

第１　目的

この計画は、災害時において、交通、輸送、機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第２　交通秩序応急対策

１　交通規制

市は、県公安委員会に対して、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、区域又は区間を指定して、緊急通行車両※以外の車両の通行を禁止又は制限を要請する。

⑴　被災地及び周辺における車両の走行抑止

災害発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は区間を指定して緊急通行車両※以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両※であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先するものとする。

⑵　緊急交通路※の確保

ア　被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急交通路※として選定するとともに、発災後、区域又は区間を指定して緊急通行車両※以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路※を確保する。

イ　ＪＲ等、鉄軌道車が通行不能となった場合は、バス輸送等の専用通行路（帯）を設置する。

⑶　車両の走行の抑制

緊急交通路※以外の主要道路については、必要な交通規制又は指導・広報を行って、緊急通行車両※以外の車両の通行を禁止又は制限し、車両の走行を極力抑制する。

２　運転者に対する指導、広報

市は、県公安委員会に対して、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を要請する。

⑴　走行中の車両

ア　速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両※の通行妨害とならないように駐車する。

イ　移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

エ　車両を駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

⑵　避難のための車両

緊急交通路※においての避難は、徒歩で行うこととし、車両は使用しない（歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとるものとする。）。

3　路上の障害物除去等

⑴　市は、市の管理する道路の障害物について、市内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

除去にあたっては、市防災拠点等（市役所、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等）を結ぶ路線等を優先して実施するものとする。

⑵　市は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路※を指定した旨の連絡を受けた場合には、県公安委員会と連携して、道路区域、港湾区域及び漁港区域において、通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

⑶　交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両※の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令するものとする。

なお、指示・命令する相手方が現場に不在等の理由により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等を講ずることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防職員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両※の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができるものとする。この場合、措置等を行った自衛官及び消防職員は、警察署長に直ちに通知する。

⑷　道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

⑸　道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両※の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に命ずることができる。

ア　道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

イ　指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

ウ　車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

エ　土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

オ　損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

4　関係機関との連携

⑴　県公安委員会が、車両の通行を禁止又は制限した場合には、市は、県公安委員会、他の道路管理者等※の関係機関、関係団体と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力するものとする。

⑵　交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

⑶　障害物の除去等については、道路管理者、警察官及び自衛官等と協力して必要な措置をとるものとする。

5　緊急通行車両※の確認

⑴　市は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両は県公安委員会から確認を受けるものとする。

⑵　緊急通行車両※の確認対象車両は、次のア及びイのいずれにも該当する車両である。

ア　災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策に使用される計画がある車両で、同項が定める次の災害応急対策のいずれかに該当するもの。

(ｱ)　警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する用務に従事する車両

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両

(ｳ)　被災者の救護、救助その他保護に関する用務に従事する車両

(ｴ)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両

(ｵ)　施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両

(ｶ)　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する用務に従事する車両

(ｷ)　犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する用務に従事する車両

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止に関する用務に従事する車両

イ　次のいずれかに該当する車両

(ｱ)　指定行政機関等が保有している車両

(ｲ)　指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両

(ｳ)　災害時に指定行政機関等が調達する車両

⑶　確認申請者

確認申請は緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）が行うものとする。

⑷　申請先

東広島警察署

⑸　確認申請に必要な書類

ア　当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書等により災害応急対策に従事する車両にあっては輸送協定書等）

イ　緊急通行車両確認申出書（１通）

ウ　当該車両の自動車検査証の写し（１通）

資料編　１１−２　緊急通行車両確認申出書

⑹　緊急通行車両確認証明書及び標章の交付等

ア　確認申請があった場合は、緊急通行車両※に該当すると認められるものについては、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。実際に災害が発生し、緊急通行車両※以外の車両の通行が禁止又は制限された場合には、災対法施行令第３３条第４項の規定により、緊急通行車両確認標章を掲示する。

イ　緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた車両が廃棄となったとき、その他緊急通行車両※としての必要性がなくなったときは、速やかにこれの交付を受けた警察署に返還する。

資料編　１１−３　緊急通行車両の標章 １１−４　緊急通行車両確認証明書

第３　交通施設災害応急対策

１　実施責任者

道路管理者、港湾管理者及び鉄道管理者等

２　実施基準

道路、港湾等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

⑴　陸上交通施設

ア　孤立地域の解消

イ　広域間の幹線交通の確保

ウ　その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

⑵　海上交通施設

ア　護岸及び係留施設

イ　外かく施設

ウ　水域施設

３　実施方法

市、道路管理者、港湾管理者等は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

市域内に道路管理者、港湾管理者等の施設が所在する場合、市は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

指定市以外の市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わ

って自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

広 島 県 内 主 要 道 路 地 図

緊 急 交 通 路 指 定 予 定 路 線	高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島自動車道・広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道 自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島・呉自動車道・広島高速１～４号線） その他国道・県道等の主要幹線道路

注１）緊急交通路は，実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
注２）整備中の路線を含む

第19節　輸送応急対策計画

災害が発生した場合には、市及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確立する。

第１　緊急輸送の対象者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

1　被災者
2　災害対策要員
3　救助用物資・資機材
4　救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
5　飲料水、食料、生活必需品等※
6　応急復旧用資機材
7　その他必要な人員、物資等

第２　応急輸送対策

1　市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の燃料の調達先を明確にしておき、被災者及び災害対策要員、応急対策のための資材、物資等の輸送手段を確保する。

2　市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

⑴　輸送区域及び借り上げ期間
⑵　輸送人員又は輸送量
⑶　車両等の種類及び台数
⑷　集結場所及び日時
⑸　車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
⑹　その他必要事項

資料編　１１−５　市有自動車一覧

第20節　在港船舶対策計画

第１　目的

津波又は高潮によって生ずる在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、係留施設の整備及び船舶の安全指導を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図ることを目的とする。

第２　在港船舶対策

1　実施責任者

津波又は高潮から在港船舶の安全を確保するため、呉港長等※は、港則法（昭和23年法第174号）等に基づき所要の措置を実施する。

2　実施方法

⑴　移動命令

特に必要があると認めるときは、港則法第２条に定める港に在港する船舶に対して移動を命ずる。

⑵　避難勧告等

船舶交通の安全のため必要と認めるときは、避難勧告又は注意喚起を行う。

3　関係機関の協力

警察、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、呉港長等※の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第21節　避難計画

第１　目的

この計画は、災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全に努めることを目的とする。

第２　避難所等の開設等

１　指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を指示した場合、市長は設置義務者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から７日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

２　避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

３　指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

第３　指定避難所の管理運営

避難所の運営にあたっては、市、自主防災組織、住民自治協議会、ボランティア団体、その他関係防災機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、男女共同参画の視点をもって、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

指定避難所の管理運営の総括は、市（避難所班）が行うものとするが、その開設及び運営については、別途、避難所運営マニュアルを作成するなど、自主防災組織、住民自治協議会等と協力し、避難所の速やかな開錠体制の構築及び円滑な運営に努める。

また、避難所運営が長期化する場合については、避難者が相互に助け合い主体的に関与する運営組織に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等

の外部支援者等の協力が得られるよう努め、あわせて男女両方が参画できるように女性の積極的な参画を促す。

なお、市は、県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の提供等によって避難所の早期解消に努める。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

1　情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を把握し、関係防災機関へ連絡する。

2　指定避難所の衛生管理に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保するとともに、特に避難が長期化するおそれのある場合等は、避難者のプライバシー確保に配慮する等良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

3　指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等※の必要量を把握し、効率的に配給する。

4　高齢者、障がい者等要配慮者の避難所での健康状態の把握に努める。

5　要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6　市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を教諭するものとする。

7　市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

8　市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

9　市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

10　やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

11　「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

12　市は、平素から避難所担当職員による体制を構築し、避難情報発令前の迅速な人員配置に努める。また、開設運営に関するマニュアルを整備して担当職員の知識の向上を図り、円滑な管理運営に努める。

第４　広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

第５　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市及び県は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第６　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、避難所設置における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第22節　災害広報・被災者相談計画

第１　目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関※が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　広報活動

１　広報責任者

市は、本章第４節「気象警報等の伝達に関する計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、広報活動を実施する。

本市における災害時の広報活動は、広報班・支所班が行うものとする。

２　広報の目的

市は、災害発生直後には、パニック、余震（地震発生時）、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者※、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

３　広報の内容

市は、消防局、警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

⑴　広報の内容

災害広報は、災害の経過状況に応じた適時的確な広報を行うものとする。

＜災害発生直後の広報＞

① 気象等に関する予警報及び情報
② 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
③ 医療、救護所の開設に関する情報
④ 災害発生状況に関する情報、
⑤ 出火防止、初期消火に関する情報
⑥ 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）
⑦ その他安心情報等必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

① 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
② 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
③ 交通機関、道路の復旧に関する情報
④ 電話の利用と復旧に関する情報
⑤ ボランティア活動に関する情報
⑥ 応急仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
⑦ 臨時相談所に関する情報
⑧ 住民の安否に関する情報
⑨ 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定に関する情報
⑩ その他生活情報等必要な情報

⑵ 広報の方法

ア 登録制メール、緊急速報メールの活用
イ 広報車、ハンドマイク、コミュニティFM、ＣＡＴＶ等による広報
ウ 市ホームページ・ＳＮＳによる広報
エ 住民自治協議会等を通じての連絡
オ 報道機関への情報提供、放送要請
カ ビラ配布等による広報
キ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
ク 文字、手話、やさしい日本語※、外国語等を用いた広報
ケ 県に対する広報の要請

⑶ 要配慮者※への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び日本語以外の言語を母語とする外国人等の要配慮者※に対する広報については、十分配慮して行うものとする。

⑷ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

⑸ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

4 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

災害発生時には、ＮＴＴが電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる災害用伝言ダイヤル「171」を開設するので、臨時相談所、広報紙、掲示板等により活用方法を住民に周知する。

5 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に、災害に関

する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

第３　被災者相談活動

１　被災者相談

市は、災害が発生した場合には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

２　相談方法

市は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定めるものとする。

第４　安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第23節　住宅応急対策計画

第１　目的

災害により住家が全壊等した者を対象に、住宅の応急対策を行い、被災者の居住の安定を図る。

また、災害救助法が適用された場合には、市長と知事は協力して、被災者を受入れするための応急仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

第２　実施する応急対策の内容

１　災害救助法第４条第１項第１号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（応急仮設住宅の建設及び供与）

２　公営住宅、企業所有の宿泊施設等の一時的供与

３　災害救助法第４条第１項第６号に規定する被災した住宅の応急修理

４　民間賃貸住宅の情報提供等

第３　実施責任者及び実施内容

災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、県が受入れ施設の供与に必要な住宅及び施設の確保、被災した住宅の応急修理について、知事から委任された場合は、市長が実施する。

第４　応急仮設住宅の建設及び供与の方法

１　建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地に

確保することとする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとする。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行うものとする。

資料編　6－6　応急仮設住宅建設予定地一覧

2　供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

3　建設戸数

建設戸数の決定にあたっては、知事は、市長の意見を聞き、決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

4　応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める２年以内とする。

5　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

6　民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

第５　住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から実施を指示された市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

1　住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

⑴　対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

⑵　修理の範囲

緊急の修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

⑶　対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

⑷　必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

⑸　実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

２　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

⑴　対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

⑵　修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

⑶　対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

⑷　必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

⑸　実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から３か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

第６　公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

第７　企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

市は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

第８　民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（社）広島県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

また、市は当該情報提供に努める。

第９　被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、宅地判定士※を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地判定※を実施する。

１　事前対策

⑴　市は、的確な宅地判定※を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ　宅地判定※の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　宅地判定実施方法の決定等の基準

エ　初動体制整備のための宅地判定士※の確保

オ　宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は、宅地判定※に関し県が開催する講習会及び、宅地判定士※の養成に協力するとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　宅地判定実施の事前準備

⑴　市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を準備する。

⑵　市長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

３　宅地判定の実施

⑴　市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定※の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

⑵　被災の規模等により市が宅地判定※の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、市長は、必要な支援を県に要請する。

⑶　市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

４　県と市間の連絡調整

⑴　市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第10　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅及び応急修理における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第24節　食料供給計画

第１　目的

この計画は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。なお、被災者の健康状態や要配慮者※、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

第２　実施責任者及び実施内容

1　市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

2　市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

第３　食料供給の実施方法

1　実施方法

⑴　市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

⑵　農林水産班は、市内販売業者等から必要量の食料を調達する。市内のみでは必要食料の調達が困難な場合には、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は知事に応援を要請する。

資料編　１２−４　災害協定一覧（県内市町村の災害時の相互応援に関する協定）

⑶　市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

⑷　市長は、防災関係機関※や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

⑸　被災者の健康状態や要配慮者※、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

2　調達食料等の集積場所

市は、調達した食料及び県等から配給された救援食料を救援物資集積場所に集積し、配給班を中心にボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編　６−２　救援物資集積場所

3　炊き出しの実施

⑴　炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施するものとするが、災害の規模などにより設備の不足する場合は、学校給食センターやその他の給食施設を有する施設、旅館、食堂、工場等の協力を得て実施する。

資料編　６−３　給食施設一覧

⑵　炊き出しは、教育班が行うものとするが、女性会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、円滑な実施に努めるものとする。

⑶　炊き出しを実施するにあたっては、常に食品の衛生面に留意するものとする。

第４　食料供給の適用範囲及び期間

1　避難所に入所した者

２　住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

３　水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

４　旅館やホテルの宿泊人及び前記２、３の住家への宿泊人、来訪者

５　被災地内に停車した列車等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

６　食料供給を行う期間は、災害の発生した日から７日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

第５　使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第25節　給水計画

第１　目的

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して、市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、最小限度必要となる飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

第２　実施責任者及び実施内容

１　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は災害発生後、飲料水を得ることができない者が現れた場合、直ちに給水活動を実施する。

２　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者の活動のみでは対処できない場合は、直ちに日本水道協会等に協力を要請する。

３　災害救助法が適用された場合、知事が給水活動を実施するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により、知事から委任された場合は、市長、水道事業者及び水道用水供給事業者が実施する。

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実 施 責 任 者	法　　令　　名
災害により現に飲料水を得ることができない者が現れた場合	知事（知事から実施を委任された場合は、市長）	災害救助法第４条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長 水道事業者 水道用水供給事業者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため	水道事業者 水道用水供給事業者	水道法第40条

必要と知事が認め、命令を発した場合		

第３　給水施設の現況

本市における水道施設の現況は、次のとおりである。

（令和5年3月末現在）

給水地区名	計画給水人口（人）	給水区域内人口（人）	現在給水人口（人）	現在施設公称能力（m^3）	実績一日最大配水量（m^3）
東広島市内（上水道）	176,000	183,311	169,352	71,435	59,898
豊栄中央団地（専用水道）	198		94	49.5	47
大仙地区の一部	26		19	6.5	6.1

第４　給水の基準

１　災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料水を得ることができない場合は、７日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

２　感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して災害発生から３日までは１人１日３リットル、７日までは１人１日 20 リットル程度を停止期間中供給する。

３　水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

第５　飲料水等供給方法

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、次の措置を講ずる。

１　あらかじめ、他の市町等からの応援を受ける場合も想定した応急給水のための手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

２　小・中学校等に整備した応急給水拠点等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

３　給水車、トラック等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

４　必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

５　給水用資機材の調達を行う。

６　指定給水装置工事事業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

７　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは日本水道協会等に応援を要請する。

８　自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

９　応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

10　緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

資料編　６－４　給水器具の保有状況 ６－５　応急給水拠点一覧

第６　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の飲料水供給における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４－２　災害救助法による救助の基準

第26節　生活必需品等供給計画

第１　目的

この計画は、災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

第２　実施責任者及び実施内容

１　市は災害発生後、生活必需品等※を必要とする者に対し、給与又は貸与を行う。

２　市のみでは対処できない場合は、県等に協力を要請する。

３　災害救助法が適用された場合、知事が実施責任者となるが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、知事から委任された場合は、市長が実施する。

第３　実施基準

１　適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にあるものに対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

２　適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

第４　実施方法

１　確保及び供給

市は、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努めるものとする。

２　備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している物資を供給する。

資料編　６－１　備蓄物資等保有状況（水防も含む）

３　市内販売業者等からの調達

市は、東広島商工連絡協議会、市内業者等に協力を依頼して必要な生活必需品等を調達する。

調達に際しては、季節等を考慮し、また要配慮者※に配慮して調達するものとする。

4　応援協定に基づく調達

上記２、３でも必要品目、必要量が確保できないときは、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

資料編　１２−４　災害協定一覧（県内市町村の災害時の相互応援に関する協定）

第５　生活必需品等の調達、集積場所及び配送

1　調達及び受入体制

災害発生によって、多数の市民が家屋の倒壊等により食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合、被災者に対し速やかにこれらの応急配給を行うため、商工班を中心に民間事業者の協力を得て、物資調達を行う。

⑴　被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

⑵　物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

⑶　生活救助班を中心に救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者等と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

2　集積場所及び配送

市は、調達したあるいは県等から輸送される生活必需品等を次の施設（資料編）や民間事業者の協力を得た倉庫等に集積し、配給班を中心にボランティア、自主防災組織、民間事業者等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編　６−２　救援物資集積場所

第６　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第27節　保健衛生計画

第１　目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、必要な防疫活動を実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

第２　感染症対策活動の実施

1　感染症の発生予防・まん延防止のための措置

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）等の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

なお、必要に応じて、市内の第二種感染症指定医療機関（東広島医療センター）及び感染症協力医療機関（広島県立安芸津病院）と連携し、指導や助言を受けるものとする。

⑴　実施の内容等

<table>
<tr><th>実施の内容</th><th>措置の内容</th><th>条　項</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>感染症の病原体に汚染された場所の消毒</td><td>市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。
ア　感染症の患者がいる場所又はいた場所
イ　感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
ウ　感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所</td><td>法第 27 条</td><td rowspan="3">一類感染症
二類感染症
三類感染症
四類感染症
新型インフルエンザ等感染症
新感染症
指定感染症</td></tr>
<tr><td>物件に係る措置</td><td>感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。
ア　消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
イ　廃棄にあっては、消毒、下記ウに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
ウ　物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。</td><td>法第 29 条</td></tr>
<tr><td>生活用水の供給</td><td>知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。</td><td>法第 31 条</td></tr>
<tr><td>ねずみ族、昆虫等の駆除</td><td>感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。</td><td>法第 28 条</td><td>一類感染症
二類感染症
三類感染症
四類感染症
新感染症
指定感染症</td></tr>
</table>

2　防疫活動

災害時については、１による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

⑴　県へ検病検査及び健康診断を要請する。

⑵　市の防疫活動

ア　防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ　被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第６節災害情報計画」により県に報告する。

ウ　防疫計画の作成及び報告

市長は、県の要請に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

３　臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、県から臨時予防接種を行うよう要請があった場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

４　避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

５　広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、コミュニティＦＭ等による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

第３　防疫用資機材及び薬剤

１　防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

２　防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

第28節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画

第１　目的

災害により死亡者が発生した場合、市は、県及びその他防災関係機関※と連絡を密にして、遺体の捜索及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取り扱いを遅滞なく進める。

第２　遺体の捜索

警察及び呉海上保安部の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容し、埋火葬等を実施する。災害救助法が適用された場合は、知事の補助者としてその他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の適用基準に従い、遺体の捜索を行う。

なお、知事が市長に権限を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

第３　遺体の取扱い

遺体を発見したときは、市、警察、呉海上保安部は、次の措置を講じる。

1　呉海上保安部

呉海上保安部は、海上保安庁死体取扱規則により遺体を検分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

2　警察

⑴　遺体の検視等を行うとともに、市と連絡をとり所要の措置を講じる。

⑵　身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

3　市

⑴　遺体の身元特定のために必要な資料等について、警察等に積極的な提供を行う。

⑵　多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について警察等と連携して対応する。

⑶　検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア　感染症の予防等の対応を行う。

イ　遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等※の施設に仮設）に集め、埋火葬等の処置をとるまで一時保存する。

資料編　8－1　斎場等施設状況

第４　遺体の埋火葬

生活環境班は、災害で死亡した者に対し、混乱期のため遺族が埋葬等を行うことが困難な場合又は遺族が見つからない場合に遺体を埋葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬にあたっては、次の点に留意する。

1　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡した後に措置する。

2　身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

3　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条による遺体の移動制限等

⑴　市長は知事の指示により、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

⑵　一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

⑶　一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に埋葬等をすることができる。

第５　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋葬等の実施基準は、次のとおりである。

１　遺体の捜索

⑴　捜索の対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各搬の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

⑵　捜索の期間

遺体の捜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　捜索の費用

遺体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

２　遺体の処理

⑴　処理の対象者

災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

⑵　処理の期間

遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　処理の費用

遺体の処理のため支出する費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

３　遺体の埋葬

⑴　埋葬の対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。

⑵　埋葬の期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　埋葬の費用

埋葬のために支出できる費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第29節　電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

第１　目的

この計画は、電力、ガス、水道及び下水道の公共性に鑑み、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　電力施設の応急対策

1　実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、市内の電気工作物を災害から防護し電力の供給を確保する責任を有する。

2　実施方法

⑴　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

ア　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより、応急対策及び復旧工事を実施する。

イ　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって市に伝達する。

中国電力ネットワーク(株) 東広島ネットワークセンター	←　電話・ＦＡＸ　→	東　広　島　市

ウ　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における混乱及び感電事故等を防止するため、フリーダイヤル、停電情報アプリ及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

エ　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施にあたって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

オ　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・援受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

⑵　その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮のうえ、応急対策を講ずる。

第３　ガス施設の応急対策

1　実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防局、県警察※等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

2　実施方法

⑴　ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

⑵　ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防局又は警察に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

⑶　ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

⑷　災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

⑸　ガス施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第４　水道施設の応急対策

１　実施責任者

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者

２　二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

３　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合を想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

⑵　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定給水装置工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

⑶　応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

４　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

第５　下水道施設の応急対策

１　実施責任者

市長（下水道管理者）及び広島県上下水道部（下水道管理者）

２　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

また、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

⑵　あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

⑶　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

３　広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む)、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

４　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、関連事業者等との調達体制の確立に努める。

第30節　その他施設災害応急対策計画

第１　目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第３　空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第31節　廃棄物処理計画

第１　目的

災害発生時においては、し尿、ごみ等の廃棄物による公衆衛生や生活環境の悪化が予想されるため、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、廃棄物の適正処理を実施する。

第２　実施責任者

１　一般廃棄物の場合は廃棄物の処理は市が行う責務を有し、市民はこれに協力する義務がある。

２　特別の事態が発生した場合、法令に定める者が廃棄物の処理を行う責務を有する。

実施責任者	措置の対象となるもの	措置の内容	法　令　名
市　長	災害により処理が必要となった一般廃棄物	収集、運搬、処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２
知事（知事が実施を指示した場合は市長）	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの	除去	災害救助法施行令第３条

３　適用基準

区分／法令名	対象となるもの	対象区域及び適用範囲
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物	市の区域

災害救助法	土石、竹木等の障害物（ごみ等も障害が著しい場合は含む。）	災害救助法が適用された場合市の区域内で次の条件に該当するもの ○　住家が半壊又は床上浸水し、障害物のため日常生活が営めない者で除去のための資力を有しない者

第３　し尿の処理

災害発生時にライフラインの被災等に伴い、通常のし尿処理が困難となることが想定される。被災地の衛生環境を確保するため、避難所等におけるし尿処理を的確かつ迅速に行う。

１　処理

⑴　仮設トイレの設置等

ア　避難所

(ｱ)　市は、避難者の人数等の状況に応じて、仮設トイレを設置する。

(ｲ)　市は、仮設トイレのし尿を的確に収集、運搬及び処分する。

(ｳ)　避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、衛生環境の維持に努める。

(ｴ)　避難所の仮設トイレ用の水については、自然水利等を活用して確保に努める。

イ　地域、家庭

(ｱ)　自宅で生活する被災者の生活と地域の衛生環境を確保するため、市は、地域の状況により、公園等に仮設トイレを設置する。

(ｲ)　自宅で生活する被災者は、水道が断水した場合で水洗トイレを使用する際には、汲み置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

ウ　事業所

事業者は、被災の程度により、事業所内に仮設トイレを設置するなど、地域の衛生環境の確保に努める。

２　実施方法

⑴　被災時におけるし尿の処理計画を定め、実施する。

⑵　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、し尿の収集、運搬を委託する。

⑶　必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

⑷　収集したし尿の処理等を実施する。必要な場合には、近隣市町へ応援を依頼し、し尿の処理を委託する。

⑸　し尿処理施設の損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

資料編　８－２　し尿処理施設
８－３　し尿処理業者一覧

第４　ごみ及び災害廃棄物の処理

１　処理

災害発生に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定される。

市等は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るため、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災

直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

⑴　第一次対策

ア　市は、一般家庭、避難所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、住民及び事業者は、ごみの分別排出に努める。

イ　ごみ処理施設及び処分場によって、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、市は、公有地等を利用して、臨時ごみ保管場所を確保し、ごみを搬入する。

　この場合、市の行政区域内に均一に分散させるものとする。なお、仮置き場では、初動段階から、分別方法を確立し、徹底するものとする。

⑵　第二次対策

市は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみを、ごみ処理施設及び埋立処分場へ逐次運搬し、処理する。

⑶　第三次対策

ア　市は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集、運搬及び処分する。

イ　事業者は、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。この場合、市は、処分先を指示することができるものとする。

ウ　市は、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。

エ　災害廃棄物については、「特定家庭用機器再商品化法」「土木工事再生資源活用実施要領」「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等に準じて、リサイクルを進めることとする。

オ　災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）を使用している建築物の解体、ガレキの収集、運搬、処分については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿って実施する。

カ　災害廃棄物のうち、被災廃家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

　また、災害廃棄物の処理を市の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進すること。

2　実施方法

ごみ及び災害廃棄物の処理は、次のとおりである。

⑴　被災時におけるごみ及び災害廃棄物の処理計画を定め、適切に実施する。

⑵　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、清掃班を編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、ごみの収集、運搬を委託する。

⑶　必要な場合には、地域内に臨時ごみ保管場所、臨時災害廃棄物保管場所を設置する。

⑷　収集したごみ及び災害廃棄物の処理等を実施する。

⑸　ごみ処理施設の損傷箇所の修理や冷却水の確保を図り、正常な運転を維持する。

⑹　ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

資料編　８－４　ごみ処理施設
　　８－５　ごみ処理業者一覧

第５　障害物の除去

１　実施責任者

障害物の除去は、市長が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。また、市で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合には、市長が知事の補助執行者として障害物の除去を行い、知事が市長に権限を委任したときには、市長が実施責任者として障害物の除去を行うものとする。

２　河川の障害物の除去

⑴　実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

⑵　実施方法

河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

３　道路の障害物の除去

市は、道路上の障害物の状況を調査し、市道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、道路の緊急度に応じて実施するものとするが、特にあらかじめ定めた市指定緊急輸送道路については最優先に実施する。

４　応援要請

市は、市内建設業者等の協力を得て速やかに除去を行うものとするが労力、機械力等が不足する場合は、県や隣接市町に対して応援を要請するほか、災害ボランティアの協力を得る。

５　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

⑴　障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

⑵　障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり資料編に掲げる災害救助法による救助の基準に定める額以内とする。

資料編　１４－２　災害救助法による救助の基準

第32節　ボランティアの受入れ等に関する計画

第１　目的

ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時における県内外からの迅速かつ円滑なボランティアの受入体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努める。また、災害応急対策責任者※が効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

第２　ボランティアの受入れ体制

１　ボランティアの受入れ体制

市は、災害時において、支援等※を行う。広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと東広島市被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・東広島市被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

２　市災害対策本部の役割

県、東広島市社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等※を行う。

⑴　東広島市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援

本部は、東広島市被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

⑵　専門ボランティアの派遣

災害応急対策責任者※から専門ボランティア※の斡旋要請が出された場合、平常時から市が登録している専門ボランティア等を斡旋する。

３　東広島市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市災害対策本部や広島県被災者生活サポートボランティアセンター等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行う。

⑴　被災者の支援ニーズ等の把握

災害応急対策責任者※や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

⑵　ボランティアの募集

ボランティアの斡旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

⑶　ボランティアの斡旋・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

災害応急対策責任者※から東広島市被災者生活サポートボランティアセンター等に対し、ボランティアの斡旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアの斡旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアの斡旋を行う

ことができる。

⑷　ボランティアの関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

4　広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

東広島市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、東広島市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

⑴　東広島市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

⑵　県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

5　被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費

及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

第３　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、公共施設等の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しを行うとともに、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第４　災害情報等の提供

市は東広島市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

第５　ボランティアとの連携・協働

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなど収集運搬を行うよう努める。

第６　市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

第７　ボランティア保険制度

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第33節　文教計画

第１　目的

市は、災害時において生徒等※の安全を確保し、災害後の生徒等※の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は、災害発生時において学校や生涯学習センター等社会教育施設が被災者の避難所として使用することができるよう、当該施設の耐震化等に努め、その使用に支障のないよう適切な維持・管理に努める。

第２　避難対策

１　学校の管理者

⑴　市立学校

市教育委員会

⑵　県立学校

県立学校長

⑶　私立学校

私立学校長

⑷　国立大学

国立大学長

２　休業等の実施

学校の管理者は、市教育委員会との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

３　避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、速やかに学校長に連絡するとともに、学校長は、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

４　生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引き渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

第３　生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

第４　応急教育対策

１　応急教育の実施

実施責任者は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するため、実施場所、実施方法等について計画を定め、教育活動に支障を来さないように配慮する。

⑴　応急教育の実施責任者

ア　市立学校（幼稚園を除く。）

市教育委員会

イ　県立学校

県立学校長

ウ　私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校及び専修学校のうち３年制高等課程を含む。以下この項において同じ。）

学校長

⑵　応急教育の実施場所

ア　校舎に被害を受けた場合には、応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定して応急教育を実施する。

イ　応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあっては知事）が、その確保のため斡旋にあたる。

⑶　応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア　生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

イ　教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

ウ　学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画を修正し、応急教育の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

エ　生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う場合には、学校教育法施行令第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

また、特別支援学校にあっては、スクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ　応急教育の実施にあたって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ　生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

2　学用品の調達

⑴　教科書等の確保

市教育委員会、国立及び県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

⑵　災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会の協力を得て学用品を次により調達し、支給する。また、知事からその実施を指示された場合は、市長が実施する。

ア　支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに専修学校等の生徒を含む。）

イ　支給範囲

⑺　教科書及び教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）

⑴　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

⑼　通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

ウ　支給限度額

資料編に掲げる災害救助法による救助の基準による。

エ　支給申請の期限

⑺　教科書及び教材　　１か月以内

⑴　文房具及び通学用品　　15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

3　教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち３年制高等課程を含む。）にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

4　給食

⑴　給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

⑵　避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

⑶　学校給食センターが被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

5　通学路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

⑴　運行不能時の措置

バス等により通学を行っている生徒等に対して、これらが運行不能となった場合には、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

⑵　災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は学校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

第５　学校が地域の避難所となる場合の対策

1　学校の管理者は、学校長の協力を得て避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

2　学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市長及び学校長と必要な協議を行う。

第６　生涯学習センター等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

1　生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、又は市に要請し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

2　生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市長と必要な協議を行う。

第７　文化財に対する対策

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、関係機関等に通報するとともに、市教育委員会に報告し、市教育委員会は、市指定の文化財については所有者又は管理者に対し必要な応急措置をとるよう指示し、国・県指定の文化財については県教育委員会に被災状況を報告する。

なお、本市における指定文化財等は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　１４-１　市内指定文化財等一覧

第34節　災害救助法適用計画

第１　目的

災害により、一定規模以上の被害が発生した場合には、知事が災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

また、応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合にはその実施責任者が、その他の場合には市長が市民、団体等の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものとする。

第２　救助項目

救助項目は、次のとおりである。

1　避難所の設置
2　応急仮設住宅の供与
3　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5　医療及び助産
6　被災者の救出
7　被災した住宅の応急修理
8　学用品の給与
9　埋葬
10　遺体の捜索及び処理
11　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第３　災害救助法適用

1　災害救助法の適用基準

⑴　災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第２条第１項に定める適用）

市は、災害救助法の適用に該当する場合、又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を知事に報告するものとする。

ア　１号基準（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

市の区域内の住家の滅失世帯数が100世帯以上であること。

イ　２号基準（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が、50世帯以上であること。

ウ　３号基準（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ　４号基準（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（注）　滅失世帯数の算定基準

上記⑴から⑶までの滅失世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

⑵　災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第２条第２項に定める適用）

ア　災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

イ　県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

２　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　１４−２　災害救助法による救助の基準

第４　市長への委任

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助　事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1　避難所の設置 2　炊き出しその他による食品の給与 3　飲料水の供給 4　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5　医療・助産（救護所における活動） 6　被災者の救出 7　被災した住宅の応急修理 8　学用品の給与 9　埋葬 10　死体の捜索・処理 11　障害物の除去

知事	1　応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 　広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 　被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2　医療（DMATの派遣など）

第35節　航空機事故による災害応急対策計画

第１　目的

本市は、広島空港の周辺にあるため、航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関※相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

第２　情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

広島空港又はその周辺で災害が発生した場合

第３　実施責任者及び実施内容

1　広島国際空港株式会社の措置

⑴　航空機災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、広島国際空港株式会社は、広島空港緊急計画に基づき、関係機関の協力を得て、非常体制をとるものとする。

⑵　航空機災害が発生した場合、広島国際空港株式会社は関係防災機関と連携協力して応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるよう努める。

⑶　広島空港及びその周辺における消火救難活動については、「広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」の定めるところによる。

2　大阪航空局広島空港事務所の措置

空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3　市の措置

⑴　必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。

⑵　災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他市町に応援を要請する。

⑶　被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

資料編　１２−４　災害協定一覧（広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書） １２−４　災害協定一覧（広島空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定）

4　警察の措置

⑴　情報の収集による被害実態の把握及び被災者の救出救護活動等を行う。

⑵　空港事務所、広島国際航空株式会社、県等の関係機関と積極的に協力する。

5　第六管区海上保安本部の措置

海上における捜索救難並びに事故処理に必要な措置をとる。

6　県の措置

⑴　市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市に応援を指示する。

さらに、特に必要があると認めるときは、国、他県に対して応援を要請する。

⑵　市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

⑶　必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

7　応援協力

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第36節　海上災害応急対策計画

第１　船舶災害

1　目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2　情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

⑴　第六管区海上保安本部

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

⑵　県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関※に連絡する。

⑶　市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。

3　実施責任者及び実施事項

⑴　海難船舶、船舶所有者等

ア　事故発生及び被害状況の連絡

イ　避難誘導等の応急対策活動

ウ　被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

⑵　第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　活動体制の確立

ウ　捜索活動

エ　救助・救急活動

オ　消火活動

カ　自衛隊に対する災害派遣要請

キ　海上交通安全の確保

ク　合同調整所での調整

ケ　その他の災害応急活動

⑶　広島県

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　各種防災体制への移行

ウ　自衛隊に対する災害派遣要請

エ　救助・救急活動

オ　医療救護活動

カ　合同調整所での調整

キ　その他の災害応急対策

⑷　市

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　各種防災体制への移行

ウ　救助・救急活動

エ　医療救護活動

オ　一時避難所の設置及び運営

カ　合同調整所等での調整

キ　その他の災害応急対策

⑸　県警察※

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　海岸沿いにおける捜索活動

ウ　救出救助活動

エ　交通規制

オ　合同調整所での調整

カ　その他の災害応急活動

⑹　消防機関

ア　情報収集及び連絡・通報

イ　捜索活動

ウ　救助・救急活動

エ　消火活動

オ　合同調整所での調整

カ　その他の災害応急活動

⑺　医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

ア　医療救護班の派遣等による医療救護活動

イ　その他の災害応急活動

⑻　自衛隊

ア　県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動

イ　合同調整所での調整

ウ　その他の災害応急活動

第２　大量流出油等災害

１　目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

２　情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

3　実施事項

⑴　油流出船舶及び施設の管理者等

ア　油等の排出の通報

イ　防除措置の実施

⑵　第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

ウ　防除措置義務者への指導等

エ　流出油等の防除作業

(ｱ)　拡散防止措置

(ｲ)　回収措置

(ｳ)　化学的処理

オ　防災関係機関への協力要請

カ　海上交通安全の確保及び危険防止措置

キ　海上災害防止センターへの指示

ク　その他の応急対策

⑶　広島県

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　漂着油の除去作業等

ウ　自衛隊に対する災害派遣要請

エ　回収油等の処理

オ　その他の応急対策

⑷　市

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　漂着油の除去作業等

ウ　警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

エ　回収油等の処理

オ　その他の応急対策

⑸　県警察※

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　避難誘導・広報

ウ　警戒区域及び周辺区域の交通対策

エ　その他流出油等の防除作業などの応急対策

⑹　中国地方整備局

ア　情報の収集及び連絡・通報

イ　流出油等の防除作業

ウ　その他の応急対策

第37節　主な災害の特質及び対策

第１　雪害対策

１　災害の特質

⑴　極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がマヒし又は停止する等の間接被害が多い。

⑵　積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

２　応急対策

⑴　体制

ア　注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

イ　指定雪量観測点の２分の１以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合は警戒体制に入る。

ウ　注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。

この他、体制の時期、内容等については、風水害時に準じるものとする。

⑵　対策事項

ア　道路、公共施設の除雪

イ　通信手段の確保

ウ　なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）

エ　救助救難（医療救助、救助物資輸送等）

オ　環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策

カ　生鮮食料品の確保対策

キ　農畜産物などの出荷貯蔵対策

ク　天災融資法※の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

ケ　中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策

コ　家畜飼料対策

第２　長雨対策

１　災害の特質

⑴　被害は長期間にわたり徐々に発生する。

⑵　日雨量、連続雨量が多くない限り、施設被害は比較的少ない。

⑶　農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

２　応急対策

⑴　体制

被害発生状況によって体制を決める。

⑵　対策事項

ア　病害虫防除及び指導

イ　再生産のための手段の確保及び指導

ウ　天災融資法※の適用等被害農林業者に対する資金対策

エ　防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策

オ　家畜衛生及び家畜飼料対策

第３　豪雨、台風による洪水、高潮時の対策

１　災害の特質

ア　台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川の増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

イ　台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部に高潮被害を起こす。

２　応急対策

⑴　体制

ア　注意報発表等により注意体制（水防準備）

イ　警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）

ウ　災害発生（被害報告）により出動体制

⑵　対策事項

ア　堤防、護岸の補強及び応急復旧

イ　交通、通信手段の確保

ウ　避難の指示等

エ　障害物の除去

オ　救難、救助

カ　食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

キ　防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

ク　中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

ケ　農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

コ　天災融資法※の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

サ　林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

シ　治山・治水対策

ス　家畜衛生及び家畜飼料対策

第４　長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

１　災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急峻な土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

２　応急対策

⑴　体制

ア　注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。

イ　降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

⑵　対策事項

ア　避難の指示等

イ　交通、通信手段の確保

ウ　救難、救助

エ　障害物の除去

オ　食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

カ　防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

キ　中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

ク　農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

ケ　天災融資法※の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

コ　林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

サ　治山・治水対策

シ　家畜衛生及び家畜飼料対策

第５　風害対策

１　災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により、火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、沿岸部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

２　応急対策

⑴　体制

ア　注意報発表等により注意体制に入る。

イ　災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

⑵　対策事項

ア　避難の指示等

イ　河川、海岸、堤防の補強及び応急復旧

ウ　交通、通信手段の確保

エ　災害広報

オ　障害物の除去

カ　救難、救助

キ　食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

ク　防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

ケ　中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

コ　農林水産物被害に対する対策

サ　天災融資法※の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

シ　海上交通規制の広報

第６　林野火災対策

１　災害の特質

本市は、地形、地質、林相、気象状況等から、林野火災発生の危険性があり、一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

２　応急対策

⑴　体制

ア　林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

イ　災害発生状況によって順次必要な体制をとる（被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。）。

⑵　対策事項

ア　広域的、総合的消防体制の確立

イ　火災の予防

(ｱ)　林野火災防止対策協議会の開催

(ｲ)　巡視、監視等の強化

(ｳ)　広報宣伝の充実

(ｴ)　発生原因別対策

ウ　火災の警戒及び防御

(ｱ)　火災の警戒

(ｲ)　情報伝達の徹底

(ｳ)　森林の防火管理

(ｴ)　消防活動の促進

a　林野火災特別地域対策事業の推進

b　自衛隊への林野火災用資機材の貸与

c　自衛隊災害派遣要請の要求と受入れ体制の確立

d　消防職員、消防団員の教育訓練の充実

第７　突発的災害対策

１　災害の特質

大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

２　応急対策

⑴　体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者※との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

⑵　対策事項

ア　救助活動の促進

イ　情報の収集及び災害状況の把握

ウ　避難の指示等

エ　県又は国（消防庁等）への報告

オ　自衛隊への災害派遣要請の要求

カ　東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会、県医師会、日本赤十字社広島県支部等への緊急医療活動の要請

キ　防災関係機関への応急措置の要請

ク　二次災害の防止措置の実施

ケ　県及び他市町等への応援要請

第38節　公共施設等災害応急復旧計画

第１　方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第２　防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

第３　交通施設の応急復旧活動

１　鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

２　道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路※を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路※としての機能を確保するため、上下線各１車線の確保に向けて最大限の努力をする。

３　空港

広島空港及び広島ヘリポートの管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

４　港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

第４　治水施設等の応急復旧活動

１　河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

２　砂防設備等

県及び市町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第５　治山施設等の応急復旧活動

市は、県及び近畿中国森林管理局と協力して、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第６　その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第７　住民への広報活動

県、市町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第４章　災害復旧計画

第１節　目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画

大規模災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧、或いは被災を契機としてより良い環境を整備することが求められる。

このため、災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策に取り組むとともに、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し事業を推進する。

第１　災害復旧・復興体制の確立

１　災害復旧・復興方針の決定

応急対策が一定程度完了した段階においては、災害対策本部から災害復旧対策本部へ体制を移行し、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

⑴　災害復旧対策本部への移行時期

発災後、出来るだけ早い段階で復旧対策に取り掛かるため、次の事項等を踏まえて総合的に移行を判断する。

ア　行方不明者がいなくなったこと

イ　避難所の廃止

ウ　避難指示等の解除時期など

２　災害復旧対策本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において、「災害復旧対策本部」を設置し、復旧対策を推進する。

⑴　基本原則

ア　災害復旧の総合調整は、災害復旧対策本部において実施する。

イ　災害復旧は、原則、災害復旧責任者において法令に基づく所掌事務又は業務を行う。

⑵　設置期間

災害復旧対策本部の設置期間は、概ね災害復旧・復興の目途がたつまでとする。

⑶　体制（組織）

災害復旧対策本部の体制は次のとおりとする。ただし状況に応じ適切な体制をとる。

なお、災害復旧に向けて部局を超えて連携した取り組みが必要なことから、災害対策本部の各班を災害復旧対策本部の下に組織する。

⑷　体制の整備

ア　必要に応じ災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。

イ　既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復旧対策本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

ウ　国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、査定体制の強化を図る。

○　災害復旧対策本部の組織図

○　災害復旧対策本部の分掌事務

部　名 （部長）	班　名 （班長）	所　属　課　等	分　　掌　　事　　務
総務部 （危機管理担当部長）	総括班 （危機管理課長）	危機管理課 総務課 議会事務局	1　災害復旧対策本部の設置及び運営に関すること。 2　県等の防災関係機関に対する報告及び連絡に関すること。 3　各部・各班との連絡調整に関すること。 4　他班に属さない事項を決定すること。
総務部 （総務部長）	情報収集班 （総務課長）	総務課 市民税課 資産税課 収納課	1　住民等からの災害発生情報の収集・整理等に関すること。 2　り災証明書・被災証明書の発行に関すること。
	動員班 （職員課長）	職員課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1　職員配置（災害復旧対策）に関すること。 2　各班の応援及び応援要員の調整に関すること。 3　県及び他市町の応援要請に関すること。
	経理･資材班 （契約課長）	契約課 会計課 検査課	1　災害対策・応急復旧用資機材等の購入、調達及び出納に関すること。 2　義援金の保管に関すること。 3　災害応急復旧用資材の配布に関すること。
総務部 （経営戦略担当部長）	調整班 （政策推進統括監）	経営戦略チーム 総合政策担当	1　災害復旧等に係る国・県等への要望に関すること。
	広報班 （広報戦略担当課長）	経営戦略チーム 広報戦略担当 大学連携担当	1　復旧状況等の広報に関すること。 2　報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）との連携に関すること。 3　災害復旧写真・災害復旧資料等の収集及び整理に関すること。
総務部 （ＤＸ推進担当部長）	通信管理班 （情報管理担当課長）	ＤＸ推進チーム	1　情報処理システムの管理及び復旧対策に関すること。
財務部 （財務部長） （公共施設マネジメント担当部長）	財産管理班 （財政課長）	財政課 管財課 （市民税課、資産税課、収納課は他班）	1　災害復旧関係予算に関すること。 2　普通財産の復旧に関すること。 3　庁舎及び車両の管理・運用に関すること。 4　緊急通行車両の確認申請に関すること。
地域振興部 （地域振興部長）	地域統括班 （地域政策課長）	地域政策課 （地域づくり推進課は他班）	1　支所班・出張所班との連携に関すること。
	出張所班 （八本松出張所長） （志和出張所長） （高屋出張所長）	八本松出張所 志和出張所 高屋出張所	1　災害応急復旧用資材の配布に関すること。 2　本庁各班の連携に関すること。
支所	支所班 （黒瀬支所長） （福富支所長） （豊栄支所長） （河内支所長） （安芸津支所長）	黒瀬支所 福富支所 豊栄支所 河内支所 安芸津支所	1　住民等からの被害情報の収集、取りまとめ及び本部への連絡に関すること。 2　災害応急復旧用資材の配布に関すること。 3　被災・り災証明書の受付・発行に関すること。 4　本庁各班との連携に関すること。
生活環境部 （生活環境部長） （環境先進都市担当部長）	生活環境班 （市民生活課長）	市民生活課 市民課 廃棄物対策課 環境先進都市推進課	1　床上・床下浸水等の被害に関すること。 2　し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理及び衛生に関すること。

部　名 （部長）	班　名 （班長）	所　属　課　等	分　　掌　　事　　務
		人権男女共同参画課 生活衛生課	3　廃棄物処理施設等の被害調査及び取りまとめに関すること。 4　広島中央環境衛生組合との連絡調整に関すること。
健康福祉部 （健康福祉部長） （地域共生社会担当部長）	生活救助班 （地域共生推進課長）	地域共生推進課 生活福祉課 医療保健課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課 （国保年金課は他班）	1　保険医療機関との連絡調整に関すること。 2　感染症の予防及び防疫対策に関すること。 3　保健衛生医薬品等の確保に関すること。 4　日本赤十字社及び日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 5　社会福祉施設等の被害調査及び取りまとめに関すること。 6　救援物資の受入れに関すること。 7　災害見舞金等の支給に関すること。
	保健活動班 （医療政策統括監）	医療保健課 地域共生推進課 地域包括ケア推進課 こども家庭課 （各課の保健師）	1　避難者及び被災者の心身の健康管理に関すること。
こども未来部 （こども未来部長）	配給班 （こども家庭課長）	こども家庭課 国保年金課 農業委員会事務局	1　食料、飲料水、衣服、寝具その他の生活必需品等の供給に関すること。
	保育班 （保育課長）	保育課	1　保育施設等の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　保育所等職員の動員に関すること。
	調査対応班 （技術企画課長）	技術企画課	1　復旧工事に伴う総合調整に関すること。 2　復旧状況の取りまとめに関すること。 3　災害復旧対策本部会議の運営支援に関すること。
建設部 （建設部長）	建設班 （維持課長）	建設管理課 用地課 道路建設課 災害河港課 維持課 住宅課	1　公共土木施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　公共土木施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　土砂災害・浸水被害の調査及び災害応急対策に関すること。 4　応急復旧用資機材の管理に関すること。 5　道路啓開・河川等の障害物の除去に関すること。 6　市営住宅の復旧に関すること。 7　仮設住宅、民間賃貸住宅等の調整に関すること。
産業部 （産業部長）	農林水産班 （農林水産課長）	農林水産課 農林整備課 園芸センター	1　農林水産施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　農林水産物の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　食料の調達・斡旋に関すること。 4　虫害等の予防及び防除に関すること。 5　被災農林水産業者等に対する支援に関すること。 6　農林水産施設の復旧に関すること。
	商工班 （産業振興課長）	産業振興課	1　商工観光施設及び生産品の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　生活必需品（衣服等）の調達に関すること。 3　中小企業者に対する融資・支援に関すること。

部　名 （部長）	班　名 （班長）	所　属　課　等	分　　掌　　事　　務
都市交通部 （都市交通部長）	都市班 （都市計画課長）	都市計画課 都市整備課 区画整理課 建築指導課 開発指導課 営繕課	1　都市施設（公園等）の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　都市施設（公園等）の復旧に関すること。 3　公共土木施設の復旧に係る支援に関すること。 4　公共建物の復旧に係る支援に関すること。
	公共交通班 （交通政策課長）	交通政策課	1　公共交通機関（輸送）の調整・状況把握に関すること。
下水道部 （下水道部長）	下水道班 （下水道管理課長）	下水道管理課 下水道建設課 下水道施設課	1　下水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　下水道施設の復旧に関すること。 3　浸水被害(建設部に属するものを除く。)の調査に関すること。 4　災害復旧関係予算（下水道）に関すること。
消防局 （消防局長）	消防班 （消防総務課長）	消防総務課 警防課 予防課 消防署 （分署を含む）	1　火災予防及び消火活動に関すること。 2　災害予防、警戒、応急工作に関すること。 3　被災者の救急、救助、救出に関すること。 4　気象・災害情報の収集及び警報等の伝達に関すること。 5　消防団の活動に関すること。
学校教育部 （学校教育部長）	教育班 （教育総務課長）	教育総務課 学事課 指導課	1　学校施設の被害調査、応急対策及び取りまとめに関すること。 2　学校施設の復旧に関すること。 3　児童・生徒等の被災状況の確認に関すること。 4　学校関係機関等との連絡調整に関すること。 5　教科書等の確保及び支給に関すること。
生涯学習部 （生涯学習部長）	避難所班 （生涯学習課長）	生涯学習課 スポーツ振興課 文化課 青少年育成課 地域づくり推進課	1　避難所の開設・運営等に関すること。 2　社会教育施設・文化財・学童保育施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　社会教育施設・文化財・学童保育施設の復旧に関すること。 4　住民自治協議会への応援要請等に関すること。

※各部局・各防災班が連携協力し従事すること。

※災害時の相互応援に関する協定書に基づき連携

広島県水道広域連合企業団 （水道班の分掌事務を引き継ぐ）	1　水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　水道施設の復旧に関すること。 3　災害復旧関係予算（水道）に関すること。

第２　災害復旧事業の実施

１　基本方針

⑴　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。また、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。

⑵　被災地の住民の意向を尊重しつつ、復旧を行うこととし、必要に応じて、災害復旧計画を策定する。

⑶　災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、現状復旧を基本にしつつも、再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

⑷　ライフライン施設の管理者及び交通機関等は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

⑸　被災状況を的確に把握するよう十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

２　国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

第１　方針

被災者の生活再建及び生業回復のため、市民への広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用により、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

なお、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

第２　各種調査の住民への周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第３　り災証明

１　り災証明の目的

国、県及び市において、租税、保険料等の減免や住宅の補修に要する資金の貸し付け等の公的な被災者支援を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者等から申請があった時は、速やかに被害状況を調査し、申請者に対して遅滞なくり災証明書を交付することを目的とする。また、住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

２　り災証明書の受付・発行

平常時及び非常体制時の事務分担は、つぎのとおりで行う。

	受付	発行
平常時	危機管理課 各支所	危機管理課
非常体制時	情報収集班 支所班	情報収集班

3　被災者台帳の整備

必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

資料編　１３−６　り災証明書

第４　各種支援措置等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1　支援制度及び救済制度

⑴　被災者生活再建支援法による支援金の支給等

⑵　国税及び地方税の減免等

2　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障がいが生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

3　災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおりである。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付

日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

資料編　１４-３　災害融資制度等一覧

第５　市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第４節　被災者の生活確保に関する計画

第１　基本方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

第２　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

１　価格及び需給動向の把握並びに情報の提供

２　関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第３　被災者等に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第４　雇用の安定支援

１　雇用の確保

災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。

２　雇用対策等

⑴　市は、被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を補助する。

⑵　市外へ避難した被災者に対して、県及び避難先の市町村と連携し、求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第５節　施設災害復旧計画

第１　基本方針

１　市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了す

るよう努める。

2　災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。

3　災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２　復旧計画

1　災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

2　施設の災害復旧に関する主な法律は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 河川法（昭和39年法律第167号）
- 砂防法（明治30年法律第29号）
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- 森林法（昭和26年法律第249号）
- 海岸法（昭和31年法律第101号）
- 港湾法（昭和25年法律第218号）
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- 売春防止法（昭和31年法律第118号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

第６節　激甚災害の指定に関する計画

第１　基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

第２　激甚災害に関する調査

市は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画

第１　方針

災害時には、他市町等から多くの善意の救援物資や義援金及び寄附金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、救援物資及び義援金については迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第２　受入れ体制の確立

１　受付窓口の設置等

つぎのとおり、救援物資、義援金及び寄附金の受付窓口を設置し、直接市が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

⑴　救援物資の受付：生活救助班が行う。

⑵　義援金の受付：生活救助班が日本赤十字社の活動を通じて行う。

⑶　寄附金の受付：ふるさと寄附金の所管課が行う。

２　被災地のニーズの把握及び公表

県と連携し、県民、企業等から送付される救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して市民等に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等※ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

３　保管場所の確保

⑴　救援物資

大量の救援物資が送られてくることを想定し、資料編に掲げる施設を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

資料編　６－２　救援物資集積場所

⑵　義援金及び寄附金

受入れた義援金については、日本赤十字社広島県東広島地区の預金口座において、寄附金については、一般会計において、支出するまでの間、適切に保管する。

第３　海外からの救援物資、義援金の受入れ

海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れるものとする。

国が受入れを決定した場合は、第２に準じて速やかに対応するものとする。

第４　救援物資及び義援金の配分

１　救援物資の配分

市は、県との連携のもとに、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

２　義援金の配分

義援金の被災者への配分については、市、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

第８節　災害復興計画（防災まちづくり）

第１　方針

１　県及び市は、市街地の復興に当たり，再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

２　災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２　被災地における市街地の復興

市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

第３　学校施設の復興

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

震　災　対　策　編

地　震　災　害　対　策　計　画
津　波　災　害　対　策　計　画
南海トラフ地震防災対策推進計画

地震災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、市全域において発生が想定されるあらゆる地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第２節　基本方針

第１　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により作成している「東広島市地域防災計画」の震災対策編・地震災害対策計画とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用することとした。

第２　この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。

第３　この計画に基づき、各部課等は、細部の実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

第４　この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第１章第５節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第４節　東広島市の地勢の概要

基本編第１章第６節「東広島市の概要」に定めるとおりであるが、本節では活断層及び本県に発生した地震について定めるものとする。

第１　活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（食い違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第４紀（約 170 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となり得る断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

第２　東広島市周辺の活断層

広島県内及び周辺地域に分布する主要な活断層は、①己斐断層等、②小方―小瀬断層等、③中央構造線（川上・伊予断層、石鎚・岡村断層、神田・池田断層）、④菊川断層、⑤山崎断層である。

このうち、広島県地域防災計画（震災対策編）の被害想定によると、「中央構造線（石鎚・岡村断層）」「小方ー小瀬断層」「己斐断層」の断層の長さは、それぞれ50km、26km、10kmとなっている。

地震断層の長さと地震規模には、相関が認められており、マグニチュード７以上の大規模な地震では、断層系としてかなり長い。また、これまでの直下型地震のうち濃尾地震、福井地震、鳥取地震、兵庫県南部地震をみると、激震域（震度７）の範囲は地震断層の近傍に分布することが多く、その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地など第４紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

第３　広島県に被害を及ぼした主な地震

広島県に被害を及ぼした主な地震と被害状況は、資料編に掲げるとおりである。

これによると、「宝永地震」（1707年）「安政南海地震」（1854年）が、マグニチュード８以上を記録しており、昭和に入ってからは昭和21年（1946年）に南海道沖で発生した南海地震は8.0を記録している。

資料編　２－２　過去の主な地震、被害状況等

第５節　被害想定

第１　地震被害想定調査

県は、東日本大震災（H23. ３）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

第２　調査内容

１　想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

⑴　既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次のア、イ、ウを基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

ア　歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

イ　地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ウ　地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

⑵　どこでも起こりうる直下の地震

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい

地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参　考】

■　選定した想定地震

■　想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1　プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和 21 年（1946 年）南海地震 安政元年（1854 年）安政南海地震 宝永 4 年（1707 年）宝永地震
1)南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2　プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年（2001 年）芸予地震 昭和 24 年（1949 年）安芸灘 明治 38 年（1905 年）芸予地震 安政 4 年(1857 年)芸予地震
2)安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3　地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 明治 5 年（1872 年）浜田地震
3)讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4)石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5)石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6)五日市断層		○	○	○		
7)己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8)岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9)主部		○	○	○	○	
10)広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11)長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震（23 市町役場直下に震源を配置）	－	－	○	○	－	

※選定基準

①　歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

②　地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③　地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■　想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度，経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	－　　－　，　－	－	－	－	－	－	9.0	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	－　　－　，　－	－	－	－	－	－	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端　34°10′，134°39′	N70°E	北傾斜 30-40°	約130km	20－30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁　※2	地殻内	東端　33°58′，133°25′	N70°E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	東端　33°56′，133°14′	N70°E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端　34°29′，132°23′	N20°E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)　※3	地殻内	北端　34°27′，132°27′	N20°E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34°15′，132°13′	N60°E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34°07′，132°25′	N50°E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34°19′，132°24′	N30°E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層　※4	地殻内	東端　34°40′，133°29′	N43°E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	－	－	7.4 (松田（1975）の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算	－
どこでも起こりうる直下の地震　※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45°E	－	－	－	－	6.9	－

注:表中の数値等は，内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」，地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
　地震動等の計算に用いたモデルの詳細は，第Ⅳ編に整理した。
※1：気象庁マグニチュード。ただし，南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード
※2：端部の位置，長さは岡村断層部分
※3：己斐－広島西縁断層帯（M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略
※4：長者ヶ原断層－芳井断層は，本調査による結果を表示
※5：どこでも起こりうる直下の地震は，震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

【出　典】
内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
地震調査研究推進本部（2009）：全国地震動予測値図
地震調査研究推進本部（2010）：全国地震動予測値図
地震調査研究推進本部（2011）：中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価（一部改訂）について
地震調査研究推進本部（2004）：五日市断層帯の長期評価について
地震調査研究推進本部（2004）：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について
地震調査研究推進本部（2004）：岩国断層帯の長期評価について
地震調査研究推進本部（2009）：安芸灘断層群の長期評価について

2　地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

3　津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース１」を選定。
- 三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース５」を選定。
- 福山市は、津波断層モデル「ケース４」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- 石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- 安芸灘断層群（主部）
- 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地　震						津　波		
	基本ケース	東側ケース	西側ケース	陸側ケース	経験的手法	重ね合わせ	ケース1	ケース4	ケース5
広島県	**－**	**－**	**－**	**○**	**－**	**－**	**○**	**－**	**－**
広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
呉市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
竹原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三原市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
尾道市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
福山市	－	－	－	○	－	－	－	○	－
府中市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三次市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
庄原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大竹市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
東広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
廿日市市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸高田市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
江田島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
府中町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
海田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
熊野町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
坂町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸太田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
北広島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大崎上島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
世羅町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
神石高原町	－	－	－	○	－	－	○	－	－

地震ケース
基本：基本となるケース
東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

津波ケース
1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

4　想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※　平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差σを加えたもの（2σを加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 （平均：風速　8m/s 最大：風速 11m/s）	・　多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・　オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12 時 （平均：風速　7m/s 最大：風速 11m/s）	・　オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・　木造建物内滞留人口は、１日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・　海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18 時 （平均：風速　8m/s 最大：風速 11m/s）	・　住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・　オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・　鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

5　被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度，最大速度，最大加速度，SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値，沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位，最大波到達時間，津波影響開始時間，浸水深別面積，浸水開始時間，流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災　＊	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下	飛散物，非飛散物	250m メッシュご

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
	物		と
人的被害	建物倒壊 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	津波 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒，屋外落下物 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒，屋内落下物 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） ＊	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者 ＊	要救助者数，要捜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数，断水人口	10m メッシュ（津波），250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長，機能支障人口	10m メッシュ（津波），250m メッシュごと
	電力 ＊	電柱被害本数，停電軒数	10m メッシュ（津波），250m メッシュごと
	通信 ＊	電柱被害本数，固定電話の不通回線数，携帯電話の不通ランク	10m メッシュ（津波），250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道，直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線，在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 ＊	避難者数（避難所，避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者 ＊	帰宅困難者数，滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料，飲料水，毛布，仮設トイレ） ＊	食料，飲料水，毛布，仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 ＊	要転院患者数，医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物，津波堆積物 ＊	災害廃棄物発生量，津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	避難行動要支援者※	避難行動要支援者数（避難所）	市町ごと

	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 ＊	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数，かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 ＊	災害対策拠点施設，避難拠点施設，医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 ＊	被害額	市町ごと
	間接被害 ＊	被害額	県域

＊：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)，燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生，防疫，遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期堪水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

第３　想定結果

１　地震動等の予測

⑴　地震動

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合(既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震	地震動					
	震度					
	面積割合(%)					
	４以下	５弱	５強	６弱	６強	7
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	6.1	69.3	24.6	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	5.6	60.7	33.2	0.5	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	21.9	0.9	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	2.1	0.2	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	29.2	1.0	0.0	0.0	0.0

五日市断層（北から破壊）	72.4	27.3	0.2	0.0	0.0	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	24.2	1.3	0.0	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	31.5	2.5	0.0	0.0	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	23.8	0.2	0.0	0.0	0.0

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

地震動					
震度					
積割合(%)					
４以下	５弱	５強	６弱	６強	7
0.5	15.4	44.5	32.8	6.8	0.0

⑵　液状化

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すPL値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度５弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のPL値分布の想定を行い、これらの中から最もPL値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの地震動のPL値分布の想定を行い、このうちPL値が大きくなるケースについて記した。

PL値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度別の面積割合（ＰＬ値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震	液状化					
	PL 値					
	面積割合(%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL ≦5	5<PL ≦15	15<PL ≦30	30<PL
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	53.2	30.1	15.5	0.7	0.5
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	53.2	1.2	38.5	6.6	0.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	0.8	21.0	0.8	0.2	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	0.1	1.8	0.4	0.1	0.0

石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	8.9	20.5	0.6	0.2	0.0
五日市断層（北から破壊）	72.4	1.0	24.9	1.4	0.2	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	1.3	22.4	1.8	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	0.2	4.9	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	6.4	25.8	1.6	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	1.5	21.7	0.7	0.1	0.0

液状化危険度別の面積割合（ＰＬ値）（どこでも起こりうる直下の地震）

液状化					
PL 値					
面積割合(%)					
対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL≦30	30<PL
0.5	52.7	7.2	32.9	6.2	0.5

２　広島県全域で想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

⑴　南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース１）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

⑵　安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度５強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深１cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

⑶　讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割

合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

⑷　石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度５強以上の強い揺れとなるが、６弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は０人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が３人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

⑸　石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の６強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約１兆円となる。

⑹　五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約３万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑺　己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約３万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑻　岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約１万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

⑼　安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の６強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大

となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

⑽　安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は3.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その９割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

⑾　長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

⑿　（参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.8%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約５万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

３　被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

⑴　自然環境

想定地震	地震動						液状化											
	震度						沈下量						PL 値					
	面積割合(%)						面積割合(%)						面積割合(%)					
													対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7	対象外	S=0.0m	0.0m<S<0.1m	0.1m≦S<0.3m	0.3m≦S<0.5m	0.5m≦S		PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL≦30	30<PL
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	6.1	69.3	24.6	0.0	0.0	0.0	53.2	45.6	1.2	0.0	0.0	0.0	53.2	30.1	15.5	0.7	0.5
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	5.6	60.7	33.2	0.5	0.0	0.0	53.2	45.6	1.2	0.0	0.0	0.0	53.2	1.2	38.5	6.6	0.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	21.9	0.9	0.0	0.0	0.0	77.2	0.9	21.0	0.9	0.0	0.0	77.2	0.8	21.0	0.8	0.2	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	2.1	0.2	0.0	0.0	0.0	97.7	0.1	1.5	0.7	0.0	0.0	97.7	0.1	1.8	0.4	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	29.2	1.0	0.0	0.0	0.0	69.8	8.9	20.4	0.8	0.0	0.0	69.8	8.9	20.5	0.6	0.2	0.0
五日市断層（北から破壊）	72.4	27.3	0.2	0.0	0.0	0.0	72.4	1.1	25.9	0.6	0.0	0.0	72.4	1.0	24.9	1.4	0.2	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	24.2	1.3	0.0	0.0	0.0	74.5	1.3	23.8	0.4	0.0	0.0	74.5	1.3	22.4	1.8	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	94.9	0.2	4.8	0.1	0.0	0.0	94.9	0.2	4.9	0.0	0.0	0.0

安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	31.5	2.5	0.0	0.0	0.0	66.0	6.4	26.5	1.1	0.0	0.0	66.0	6.4	25.8	1.6	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	23.8	0.2	0.0	0.0	0.0	76.0	1.6	21.7	0.7	0.0	0.0	76.0	1.5	21.7	0.7	0.1	0.0

想定地震	土砂災害			津波				
	危険度ランクAの箇所数			浸水深				
				面積（ha）				
	（箇所）			1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
	急傾斜地	地すべり	山腹崩壊					
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	43	0	36	113	90	39	16	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	52	0	38	96	70	34	12	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	0	0	46	38	21	3	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	0	0	48	38	21	3	0
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	37	30	17	1	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	0	0	38	30	17	1	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－

※1：津波ケース1『駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※2：津波ケース4『四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※3：津波ケース5『四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※4：エレベータ内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※5：原因別の被災施設件数（延べ数）は、重複して計上している。

⑵　人的被害

想定地震	死者	負傷者	重傷者（負傷者の内数）	要救助者		要捜索者
				揺れによる	津波による	津波による
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	33	978	38	64	11	32
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	85	1,792	112	209	4	37
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	1	13	0	0	0	1
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	－	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	10	0	0	0	1
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	0	－	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	1	0	0	－	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	－	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	1
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	2	0	0	0	1
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	1	0	0	－	－

⑶　建物被害

想定地震	全壊					半壊					火災による建物被害		
	（棟）					（棟）					（件）	（件）	（棟）
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	315	891	3	51	1260	4826	2716	7	481	8030	2	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	1019	345	3	49	1416	8486	694	7	342	9530	3	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	1	119	1	1	122	65	232	1	6	305	0	0	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	48	0	－	48	2	88	0	－	90	0	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	100	0	1	101	49	199	1	7	256	0	0	0
五日市断層（北から破壊）	0	90	0	－	90	0	187	1	－	188	0	0	0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	86	0	－	86	6	181	1	－	188	0	0	0
岩国断層帯（東から破壊）	0	21	0	－	21	0	42	0	－	42	0	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	28	0	1	29	0	54	0	1	55	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	121	0	1	122	11	246	1	2	260	0	0	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	101	1	－	101	3	195	2	－	199	0	0	0

⑷　ライフライン被害

想定地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	（人）	（人）	（軒）	（回線）	（戸）
	断水人口	支障人口	停電件数	不通回線	供給停止戸数
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	76,515	22,297	4,245	2,961	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	34,752	22,490	6,558	4,584	－
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	6,281	15	11	－
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	659	0	0	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	4,935	8	6	－
五日市断層（北から破壊）	0	6,252	6	4	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	6,175	6	4	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	652	0	0	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	274	2	1	－
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	7,244	10	7	－
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	7,221	6	4	－

⑸　道路・鉄道被害

想定地震	道路被害（箇所）		鉄道路被害（箇所）	
	直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	13	186	6	73
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	14	195	7	76
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	2	22	0	12
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	2	0	3
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	2	22	0	9
五日市断層（北から破壊）	2	25	0	5
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	2	25	0	7
岩国断層帯（東から破壊）	0	5	0	1
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	3	0	1
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	3	31	0	8
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	2	20	0	10

⑹　生活への影響

想定地震	生活への影響										
	避難者数(当日・1日後)			帰宅困難者※2		物資需要量(当日・1日後)				災害廃棄物発生量	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（食）	（リットル）	（枚）	（基）	（万 t）	（万 t）
	避難所	避難行動要支援者※1	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	仮設トイレ	可燃物	不燃物
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	4,261	817	2,508	16,542	14,623	15,339	229,545	8,522	261	2	7
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	4,410	845	2,649	16,542	14,623	15,876	104,257	8,820	264	3	8
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	814	156	434	16,542	14,623	2,931	0	1,628	71	0	1
石鎚山脈北縁（西から破壊）	60	12	40	16,542	14,623	217	0	121	7	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	818	157	431	16,542	14,623	2,946	0	1,637	57	0	1
五日市断層（北から破壊）	113	22	75	16,542	14,623	405	0	225	64	0	1
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	109	21	72	16,542	14,623	391	0	217	63	0	1
岩国断層帯（東から破壊）	26	5	18	16,542	14,623	95	0	53	7	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	513	98	262	16,542	14,623	1,846	0	1,025	8	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	637	122	344	16,542	14,623	2,292	0	1,273	79	0	1
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	127	24	85	16,542	14,623	456	0	254	73	0	1

⑺　その他被害

想定地震	エレベータ	危険物施設被害			文化財被害※5	
	（人）	（箇所）	（箇所）	（箇所）	国宝、国指定重要文化財（件）	県指定重要文化財（件）

	閉じ込め者数※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	津波浸水	揺れ	火災	津波浸水
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	16	0	0	6	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	17	0	1	8	0	0	0	0	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層（北から破壊）	1	0	0	0	0	0	－	0	0	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	2	0	0	0	0	0	－	0	0	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－

想定地震	孤立集落		ため池（危険性が高い）		重要施設 市町（機能支障あり）		
	（集落）	（集落）	（箇所）	（人）	（棟）	（棟）	（棟）
	農業集落	漁業集落	箇所	影響人口	災害対策	避難	医療
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0	0	15	494	2	22	3
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0	0	138	6,978	4	31	4
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	0

⑻　経済被害

想定地震	直接被害		
	（億円）	（億円）	（億円）
	民間	準公共	公共
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	1,781	31	537
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	1,968	39	540
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	101	3	138
石鎚山脈北縁（西から破壊）	34	1	15
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	84	2	111
五日市断層（北から破壊）	72	1	134
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	71	2	133
岩国断層帯（東から破壊）	16	0	15
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	21	0	9
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	96	2	159
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76	2	153

4　被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

⑴　人的被害

死者	負傷者	重傷者 （負傷者の内数）	要救助者 揺れによる
213	2,942	352	688

⑵　建物被害

全壊				半壊				火災による建物被害		
（棟）				（棟）				（件）	（件）	（棟）
揺れ	液状化	土砂災害	合計	揺れ	液状化	土砂災害	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
3,343	325	3	3,671	12,436	650	7	13,094	6	0	27

⑶　ライフライン被害

上水道 （人） 断水人口	下水道 （人） 支障人口	電力 （軒） 停電件数	通信 （回線） 不通回線	ガス （戸） 供給停止戸数
73,804	24,986	9,477	6,713	－

⑷　道路・鉄道被害

道路被害 （箇所）		鉄道路被害 （箇所）	
直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
14	193	7	78

⑸　その他被害

エレベータ	危険物施設被害			文化財被害				孤立集落	ため池（危険性が高い）		重要施設（機能支障あり）		
（人）	（箇所）	（箇所）	（箇所）	国宝、国指定重要文化財（件）		県指定重要文化財（件）		（集落）	（箇所）	（人）	（棟）	（棟）	（棟）
閉じ込め者数※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	揺れ	火災	農業集落	箇所	影響人口	災害対策	避難	医療
18	0	1	10	0	0	0	0	1	140	7,240	3	39	9

⑹　経済被害

直接被害		
（億円）	（億円）	（億円）
民間	準公共	公共
3,248	51	626

【参　考】

■　中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード（M）6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年７月１日に公表した。

この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の５つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成29年２月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。（既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。）

（１）宇津戸断層

区　分	内　容
位　　置	府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布
長　　さ	約12km
地震の規模	M6.7程度
最 大 震 度	震度６強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

予測震度分布（簡便法計算結果）

（２）安田断層

区　分	内　容
位　　置	三次市に分布
長　　さ	約５km
地震の規模	M6.0程度
最 大 震 度	震度６弱（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

予測震度分布（簡便法計算結果）

（３）筒賀断層

区　分	内　容
位　　置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長　　さ	約58ｋｍ
地震の規模	M7.8程度
最 大 震 度	震度６強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

予測震度分布（簡便法計算結果）

（４）黒瀬断層

区　分	内　容
位　　置	東広島市に分布
長　　さ	約５km
地震の規模	M6.0程度
最 大 震 度	震度７（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

予測震度分布（簡便法計算結果）

（注）予測震度分布（簡便法計算結果　平成28年12月地震調査研究推進本部作成）について

・予測震度分布（簡便法）は、強い揺れになる地域の広がりの目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
・地震の規模の評価結果がM6.8未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限M6.8を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

第６節　地震被害軽減のための基本的な施策

第１　方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震・津波被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震・津波が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。市はこの目標に対してその達成を支えるべく、協力していく。

なお、広島県地震防災戦略（平成 20 年３月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止された。

第２　目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

第３　施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施策体系	
（1）命を守る対策	
	ア　建物倒壊対策
	イ　土砂災害対策
	ウ　津波浸水対策
	エ　地震火災対策
	オ　落下物等対策
（2）生活と社会機能を維持する対策	
	ア ライフライン施設被害対策
	イ 交通施設被害対策
	ウ 避難者等への対応
	エ 帰宅困難者等への対応
	オ 物資等確保対策
	カ 医療機能確保対策

	キ 災害廃棄物等対策
	ク その他の課題への対応
（3） 防災力の向上対策	

第４　対策内容

１　命を守る対策

⑴　建物倒壊対策

ア　住宅・建築物等の耐震化

イ　病院の耐震化

ウ　社会福祉施設の耐震化

エ　市有施設等の耐震化

オ　警察庁舎の耐震化

カ　建築物等の老朽化対策

キ　耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

⑵　土砂災害対策

ア　土砂災害対策施設の整備

イ　山地災害対策施設の整備

ウ　土砂災害警戒区域等の指定

エ　大規模盛土造成地の耐震化の推進

オ　農地・森林等の保全の取組

⑶　津波浸水対策

ア　津波・浸水、高潮対策施設の整備

イ　津波避難体制の整備

ウ　津波避難意識の向上等

⑷　地震火災対策

ア　装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

イ　消防団の充実・強化

ウ　自主防災組織の充実・強化

エ　市街地での防災機能の確保等

⑸　落下物等対策

ア　既存建築物等の総合的な安全対策

イ　家具固定の促進

２　生活と社会機能を維持する対策

⑴　ライフライン施設被害対策

ア　水道管の耐震化等供給体制の強化

イ　下水道施設の防災・減災対策

ウ　電力設備の耐震化

エ　通信施設の整備

(ｱ) ケーブルの２ルート化・分散収容の推進

(ｲ) ケーブルの地下化・洞道への収容替え

(ｳ) 中継ケーブルの信頼性向上

オ　ガス導管の耐震化

⑵　交通施設被害対策

ア　災害に強い道路ネットワークの構築

イ　交通安全施設等の整備

ウ　新幹線高架橋柱の耐震補強

エ　港湾を利用した緊急輸送網の確保

オ　緊急輸送体制の整備

⑶　避難者等への対応

ア　要配慮者※に対する支援

イ　心のケアなどの支援体制の整備・強化

ウ　被災者の住宅確保

エ　建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

オ　避難所の防災機能強化

カ　避難先の確保

キ　分散避難の確保

ク　特定動物や被災動物への対応

⑷　帰宅困難者等への対応

ア　帰宅困難者対策の周知

イ　事業所等との協定

⑸　物資等確保対策

ア　非常用物資の備蓄の推進

イ　物資調達・供給の連携体制の整備

ウ　民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

⑹　医療機能確保対策

ア　医療救護体制の強化

イ　病院の防災機能強化

ウ　医療・介護人材の育成

エ　福祉支援ネットワークの構築

オ　感染症対策の司令塔機能の整備

カ　予防接種の促進

キ　検査体制の強化

ク　遺体への適切な対応

⑺　災害廃棄物等対策

ア　災害廃棄物処理計画に基づく対応

イ　浄化槽対策

⑻　その他の課題への対応

ア　石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上

イ　有害物質流出対策

ウ　文化財の保護

エ　孤立化防止のためのインフラ整備

オ　農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

カ　地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

キ　事業継続の取組の推進

ク　業務継続性の確保

ケ　執務環境、実施体制の維持確保

コ　道の駅の活用促進

サ　治安の維持

シ　事業用地の確保

ス　水産業の生産基盤等の災害対応力強化

セ　警察の災害対応機能の強化

3　防災力の向上対策

⑴　自助・共助の取組強化

⑵　災害情報伝達手段の多様化

⑶　情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

4　災害対処能力の向上

5　広域応援体制の構築

6　ボランティア体制の構築等

7　災害に強い都市構造の形成

8　平時からの連携体制構築

9　地籍調査の推進

10　建設業の担い手確保

11　デジタル技術を活用した生産性の向上

第５　対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、市は、県の施策の見直しに応じて、協力していく。

第２章　災害予防計画

第１節　防災まちづくりに関する計画

第１　方針

大規模地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

第２　防災上重要な公共施設の整備

１　防災上重要な建築物の整備

⑴　市有建築物の耐震性の向上

市は、県の指導等により、市庁舎、市民文化センター、学校等※、生涯学習センター、地域センター、集会所など災害時に災害対策本部、避難所等の防災活動拠点となる市有施設やコミュニティＦＭ等の通信施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

⑵　民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、県と連携して医療機関やスーパーマーケットなど民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

２　緊急輸送道路等の整備

⑴　橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、施設管理者と協議等して、順次補修、補強、架替等を行う。

⑵　緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築している。緊急輸送道路に選定された道路については、重点的に整備を進めるほか、河川空間を活用した緊急用

河川敷道路等の整備を図っている。

⑶　緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

⑷　沿道建築物の耐震化対策の推進

市は、広島県耐震改修促進計画（第３期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

３　河川・海岸等の整備

⑴　堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、河川・海岸等について、堤防の強化、地盤改良等の耐震性向上対策を実施するよう、施設管理者に働きかけていく。

⑵　消火用水、生活用水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議等して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

４　港湾の整備

⑴　防災拠点港湾の整備

ア　震災時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、安芸津湾、大芝北漁港に耐震岸壁を整備し、海上からフェリー等の接岸を可能とする。

イ　背後に避難場所や物資の保管など多目的な利用が可能なオープンスペースとして、港湾緑地や埠頭用地、更には、緊急通行路として臨海道路を一体的に整備し、臨海部における防災拠点としての機能整備を推進する。

⑵　海上緊急輸送ネットワークの構築

安芸津地域は、陸路による交通が途絶し、周囲から孤立した場合、海上からの緊急物資や救援隊の輸送が要請される。したがって、前記⑴の港湾の整備に伴わせて、緊急通行路とアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを県と連携して構築する。

⑶　港湾施設の耐震性の向上

港内の港湾施設のうち重要度の高い施設を重点的に点検し、耐震性の向上や液状化対策が必要な施設の補強、補修、改築等の対策を推進する。

また、中型船舶が接岸可能である造船施設等については、所有する民間企業との密接な連携のもと施設を整備する。

第３　住宅、建築物等の安全性の確保

１　一般建築物の耐震性の向上

⑴　建築物の耐震性の向上

不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報紙等により耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開

発・普及に努める。

⑵　落下・倒壊防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下・倒壊防止対策について周知徹底し、指導を行う。

物件等	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

2　文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、寺や神社等の所有者等に対しては、必要に応じ、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。

3　宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づき適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の安全性を必要に応じ点検する。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。

4　市営住宅の改修・建替の推進

既設市営住宅については、昭和55年以前に建設された住宅を中心に耐震診断、改修を行うとともに、防災性の向上を図るため、老朽市営住宅の建替えを推進する。

5　土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、地すべり、県調査結果以外の危険箇所の把握に努めるとともに、必要なパトロール等を行い、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している地域について、地震による土砂災害の発生を未然に防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び治山事業を、県と協力して推進する。

第４　ライフラインの整備

1　上水道（広島県水道広域連合企業団）

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置等を推進する。

2　下水道（下水道部）

⑴　耐震性の向上

既設の下水道施設については、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

⑵　災害復旧の迅速化

災害復旧の迅速化を図るため、危機管理マニュアルを策定し、ポンプ場、マンホールポンプの中央監視システムや下水道終末処理場への通信機器等の整備に努める。

3　電力（中国電力ネットワーク（株）東広島ネットワークセンター）

⑴　耐震性の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

⑵　災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

4　ガス（広島ガス株式会社）

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

5　通信（西日本電信電話（株）広島支店）

⑴　電気通信設備等の高信頼化

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

⑵　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　災害時優先電話について、加入者と協議し、２ルート化を推進する。

キ　移動体通信設備の高信頼化

第５　防災性の高い都市構造の形成

市は、市域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と協力を得て防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

1　防災上重要な公共施設等の整備

⑴　防災公園等の整備

市は県と連携して、災害発生時には避難場所又は物資の中継基地等となり、また火災発生時の延焼防止や浸水被害の軽減の役割を担うオープンスペースを適正に配置するとともに、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設や雨水貯留施設等の浸水対策施設を有する都市公園の整備に努め、防災機能の充実を図る。

⑵　避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化など避難路ネットワークを計画的に整備する。

⑶　市街地再開発事業等の推進

市街地における災害の防止を図るとともに土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進するほか、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

⑷　防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発を推進する。

⑸　防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所等を平素から整備するとともに、インターチェンジ周辺、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

⑹　民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

⑺　所有者不明土地の活用等

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2　市の不燃化の促進

⑴　防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災危険率の高い区域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

⑵　建築物の防火の促進

公共建築物については、新築、増改築等の際に耐火構造にするとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善に努めるものとする。また、新築、増改築等の建築物については、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導啓発に努めるものとする。

⑶　延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

⑷　住宅密集地における防災性の向上

住宅密集地について防災性の向上を図るとともに、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図るものとする。

第２節　市民の防災活動の促進に関する計画

第１　防災教育

１　方針

地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者※及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

２　実施内容

⑴　防災思想の普及、徹底

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など地震災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者※を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

⑵　市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ア　啓発内容

(ｱ)　想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果

(ｲ)　地震・津波・土砂災害に対する心得

市民等に対して、次の内容を周知すること。

＜大地震のときの心得＞

ア　家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

イ　火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

ウ　テレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、緊急地震速報、インターネット、コミュニティＦＭにより気象台等が発表する津波予報や地震・津波・土砂災害に関する情報を入手すること。

エ　海岸にいるときに強い揺れ（震度４程度以上）を感じた時又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

オ　野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

カ　切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

キ　車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

ク　避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

ケ　大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

コ　地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、懐中電灯などの防災用品、３日分程度、可能な限り１週間分程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

⑼　地震・津波・土砂災害に関する一般知識

⑽　非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

⑾　建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

⑿　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について、ゲージの準備等の家庭での予防・安全対策

⒀　災害情報の正確な入手方法

⒁　出火の防止及び初期消火の心得

⒂　外出時における地震発生時の対処方法

⒃　自動車運転時の心得

⒄　救助・救援に関する事項

⒅　安否情報の確認に関する事項

⒆　津波浸水予測区域及び土砂災害危険箇所

⒇　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

(21)　避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

(22)　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

(23)　高齢者、障がい者などへの配慮

(24)　避難行動要支援者※に対する避難支援

(25)　各防災関係機関が行う地震災害対策

(26)　その他必要な事項

イ　啓発方法

(ア)　防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発

(イ)　広報車、ＣＡＴＶによる普及啓発

(ウ)　防災センターによる普及啓発

(エ)　広報紙等による普及啓発

(オ)　映画、スライド等による普及啓発

(カ)　学校教育を通じての児童・生徒等に対する周知徹底

(キ)　幼少年女性クラブの育成・指導

(ク)　社会教育及び地域集会等各種会合等を通じての普及啓発

(ケ)　その他時宜に即した方法による普及啓発

⑶　職員に対する教育

市は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

ア　東広島市地域防災計画（震災対策編）及びこれに伴う各機関の防災体制

イ　地震・津波・土砂災害に関する一般的な知識

ウ　地震・津波・土砂災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　職員等が果たすべき役割

オ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ　今後地震対策として取り組む必要のある課題

⑷　児童・生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

⑸　自動車運転者に対する啓発

市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

⑹　その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

第２　防災訓練

１　方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第２章第６節「防災訓練計画」の定めるところによるものとする。

２　実施内容

⑴　防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的に次のような防災訓練を行うものとする。

また、想定する訓練地震は、広島県地震被害想定の想定地震とする。

なお、訓練の実施項目ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討するとともに、訓練実施後には訓練実施結果について、評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

ア　災害対策本部の設置・運営

イ　災害広報

ウ　避難誘導

エ　消火活動

オ　交通規制

カ　救護活動

キ　非常無線通信

ク　消防広域応援

ケ　自衛隊派遣要請

コ　行方不明者の捜索活動

サ　食料供給・給水活動

シ　緊急道路の確保

ス　緊急物資の輸送

セ　通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧

ソ　緊急地震速報の利活用

タ　他市町との広域応援等

⑵　職員の動員訓練

市は、地震災害時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

なお、実施に際しては、勤務時間外に地震発生を想定して実施するなど、実践的即応体制の強化に努めるものとする。

⑶　通信運用訓練

市は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

⑷　津波避難訓練

ア　市は、県及び防災関係機関と連携して、津波避難訓練を適宜実施する。

イ　避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防機関※、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者※の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

ウ　避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難等の点検等を実施するものとする。

⑸　防災訓練に対する協力等

消防局は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

第３　消防団への入団促進

基本編第２章第４節第３「消防団への入団促進」に定めるところによる。

第４　地区防災計画の策定等

基本編第２章第４節第４「地区防災計画の策定等」を準用する。

第５　自主防災組織の育成、指導

基本編第２章第４節第５「自主防災組織の育成、指導」に定めるところによる。

第６　自主防災組織の活動

基本編第２章第４節第６「自主防災組織の活動」を準用する。

第７　ボランティア活動の環境整備

基本編第２章第４節第７「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第８　企業等防災の促進

基本編第２章第４節第８「企業等防災の促進」を準用する。

第３節　調査、研究に関する計画

第１　方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第２　実施項目

１　市は、県及び防災関係機関が行う地震災害の原因及び地震災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究に協力する。

２　調査研究の結果の公表

第３　地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第４　地震・津波に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が県内に大きな被害を与える可能性の高い地震についての調査研究に協力し、収集した各種情報を公表するので、市は、必要に応じこれらの情報を住民に対し公表するものとする。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第１　方針

市は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策が実施できるよう、必要な備えを行っていくものとする。

第２　内容

１　配備動員体制の整備関係

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模によっては災害対策本部が設置される市庁舎が被災することもあるため、あらかじめ次の事項について定めておくとともに、本部員、市職員のほか、防災関係機関に対しても周知しておくものとする。

⑴　災害対策本部の本部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。

⑵　市長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

⑶　各実施部は、災害対策本部が設置された場合における各実施部の担当事務、配備体制等について、措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底させておくものとする。

⑷　業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

2　緊急地震速報の伝達関係

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、緊急速報メールをはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3　災害情報の収集・伝達に関する整備関係

市は、平素から市コミュニティＦＭ等の市保有の通信施設の整備点検に努めるとともに、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、災害時により細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達できるシステムの構築に努めるものとする。

また、災害時に指定避難所となる小・中学校等施設との情報連絡についても、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

この場合において、要配慮者※や一時滞在者に対する伝達について十分考慮するものとする。

さらに、市は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

4　情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

5　通信機能の整備関係

⑴　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本※に非常通話又は非常電報の申込みを行っている。

防災担当職員等に、災害時における非常通話又は非常電報の使用方法等について周知徹底を図っておくものとする。

⑵　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本※に災害時優先電話の申込みを行っている。なお災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本※に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

⑶　市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やコミュニティＦＭ等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。

　また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

⑷　市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、他市町、消防機関等を通じた一体的な整備に努めることとする。

⑸　地震による被害により、広島県総合行政通信網の県庁統制局が使用できなくなった場合に備えて、代替通信機能の確保に努めるものとする。

⑹　市は、各種の情報連絡を行うため、移動体通信（携帯電話等）の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

⑺　市は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

⑻　市は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

⑼　市は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

資料編　３−１　消防関係無線設置状況

6　災害派遣、広域的な応援体制への備え

⑴　自衛隊災害派遣関係

ア　市は、平素から市における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当連絡職員の指定及び配置を行っておくものとする。

イ　市は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ　市は、あらかじめ選定している臨時ヘリポートについて、平素から整備に努めておくものとする。

　なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとしており、指定避難所に指定されている施設については、ヘリコプターの出動を要請した際の、避難者の取扱い等について協議しておくものとする。

資料編　１１−１ヘリポート適地の状況

⑵　相互応援協力関係

ア　市は、関係機関と相互応援協定を締結しているが、大地震発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努めるものとする。

　また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整

体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ　市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ　市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

資料編　１２-４　災害協定一覧（県内市町村の災害時の相互応援に関する協定） １２-４　災害協定一覧（広島県内広域消防相互応援協定書）

7　避難対策のための整備関係

市は、都市公園、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

⑴　指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

⑵　指定避難所の指定・周知

市は、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

ア　指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するもの

とする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ　福祉避難所

(ｱ)　市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者※のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとす。

(ｲ)　市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ｳ)　市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

⑶　避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

⑷　避難計画の作成

病院、学校等※、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

学校等※並びに病院及び社会福祉施設等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア　学校等※においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

資料編	５－１	指定緊急避難場所・広域避難場所等一覧
	５－２	避難所一覧

⑸　ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

ハザードマップの作成にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア　地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ　指定緊急避難場所に関する事項

ウ　その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

⑹　津波避難対象地域※を明示するとともに、津波避難対象地域別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、津波避難対象地域※の選定にあたっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

⑺　避難所の開設・運営

市は、避難場所の開設及び運営についてあらかじめ計画を策定しておくものとする。

⑻　避難の誘導

ア　避難行動要支援者※の避難にあたっては、住民自治協議会、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、ピクトグラム（案内用図記号）を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ　興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

8　医療、救護活動関係

市は、地震災害の発生に備え、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合に備え、防災関係機関との連携体制の確保や市内関係業者との調達体制の確保を図るとともに災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

資料編　5－3　医療機関一覧

9　消防活動体制の整備関係

⑴　消防局は、大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア　出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ　火災の拡大防止

大地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、お互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

⑵　消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア　地震発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ　地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要

領、広報班の編成等について定める。

ウ　地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

エ　地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ　救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ　緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

10　緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

特に、近隣市町との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から、第１次緊急輸送道路のうち近隣市町及び隣接県外市町相互に連絡する「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

11　避難の受入れ・情報提供活動への備え

⑴　避難対策のための整備関係

ア　指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがる状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ　指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ｱ) 空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(ｲ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ（マンホールトイレ等）、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

(ｳ) 要配慮者※に配慮した施設・設備

(ｴ) テレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等被災者による災害情報の入手に資する機器

(ｵ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難場所又はその近傍で確保できるよう努める）

(ｶ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(ｷ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｸ) 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研究施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

⑵ 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の確保、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

資料編　6－6　応急仮設住宅建設予定地一覧

12　食料供給関係

⑴ 市は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、その際には、県の行った「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき必要量を検討するものとする。

⑵ 市は、防災関係機関や販売業者等と協力体制の確立に努め、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

13　給水関係

⑴ 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

ア　水道施設の耐震性向上

(ｱ) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(ｲ) 老朽管路の更新等

イ　緊急時の給水確保

(ｱ) 配水池の増強

(ｲ) バックアップ機能の強化

(ｳ) 応急給水拠点の整備

(ｴ) 遊休井戸等緊急時用の水源の確保・管理等

ウ　迅速な緊急対応体制の確立

(ｱ) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(ｲ) 訓練の実施

(ｳ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

⑵ 知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

14 生活必需品等供給関係

市は、生活必需品等※を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄を行っているが、引き続き季節等を考慮した必要品目、必要量の備蓄に努めるとともに、市内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等※の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

また、市は、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

15 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

16 建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

17 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

18 男女共同参画の視点からの対応

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局等が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行わる体制整備に努めるものとする。

19 文教関係

⑴ 避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成する。

⑵ 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

⑶ 園児・児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、計画的に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

⑷ 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

⑸ 地域の避難所となる場合の対策

ア　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入れ場所・受入れ人員等の利用計画を作成する。

イ　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

⑹　教職員に対する研修

市教育委員会は、教職員に対して、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について研修を行う。

⑺　社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。

20　帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

21　孤立集落対策関係

地震等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

⑴　指定避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄

⑵　コミュニティＦＭやＩＰ通信網、ＣＡＴＶ網、衛星通信など情報通信手段の整備

⑶　臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

⑷　避難計画の整備や避難訓練の実施

22　り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第５節　危険物等災害予防計画

第１　方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等※の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して必要な指導を行う。

第２　実施内容

１　危険物施設の災害予防対策

⑴　施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

⑵　大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

⑶　保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑷　自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

２　高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

⑴　高圧ガス設備等の予防対策

高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化のため、県及び市が関係団体との連携の下に推進する対策は、次のとおりである。

ア　防災マニュアルの整備

イ　高圧ガス設備等の耐震化の推進

ウ　事業者間の相互応援体制の検討及び整備

エ　地震対策用安全器具の普及

オ　ＬＰガス集中監視システムの普及

⑵　火薬類取扱施設の予防対策

火薬類取扱施設の安全化のため、市が推進する対策は、次のとおりである。

ア　製造従事者に対する保安教育、技術指導及び定期自主検査の完全実施の指導

イ　火薬類取扱施設所有者への、地震災害時における被害状況の早期把握及び市への通報の指導

３　毒物劇物取扱施設の予防対策

⑴　毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア　危害防止規程の整備

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(ｱ)　毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(ｲ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

a 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

b 設備等の点検・保守を行う者

c 事故時における関係機関への通報を行う者

d 事故時における応急措置を行う者

(ｳ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(ｴ) 前記(ｳ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(ｵ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(ｶ) 前記(ｲ)に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

イ 防災訓練の実施

前記ア(ｵ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

⑵ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4 放射性同位元素を取り扱う事業所の災害予防対策

⑴ 放射性同位元素を取り扱う事業所の事前調査

放射性同位元素を取り扱う事業所の災害等は、放射性物質等による汚染（放射性物質が身体、資機材等に付着すること。）や被ばく（身体が放射線にさらされること。）のおそれがある点が一般の火災等と異なる。したがって、あらかじめ事業所側と十分に連絡を取り、施設の実態に関する的確な情報を事前に調査しておくものとする。

⑵ 放射線検出体制の整備

放射線危険区域の設定等の判断資料を得るための放射線検出体制及び連携方法について事業所側とあらかじめ協議し、定めておくものとする。

⑶ 被ばく防護資機材等の整備

消防職員の被ばく防止又は適切な被ばく管理を行うため、放射能防護服、酸素呼吸器、測定器、除染設備等の被ばく防護資機材を整備しておくものとする。

⑷ 消火活動体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の災害時における円滑な消防活動及び職員の被ばく、汚染防止並びに施設内外での汚染拡大防止のため、警防計画を作成しておくものとする。

⑸ 救急・救助体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の事故等で発生した負傷者等の救急搬送に係る受入れ体制等については、あらかじめ、放射性同位元素を取り扱う事業所、関係医療機関と協議し、定めておくものとする。

⑹ 職員等の被ばく管理、汚染検査、除染体制の整備

ア 放射性同位元素を取り扱う事業所の火災時等に活動することとなる職員等については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理が必要となるため、被ばく管理責任者をあらかじめ選任しておくものとする。

イ 汚染検査が効果的に行えるよう、あらかじめ、汚染検査場所、汚染検査要員、汚染検査資機材等

について事業所側と協議し、定めておくものとする。

ウ　隊員等の除染が効果的に行えるよう、あらかじめ、職員等の除染場所・施設、除染剤、除染担当要員、汚染した消防装備・資機材の管理、汚染物の処理について事業所側と協議し、定めておくものとする。

⑺　職員等に対する防災教育・訓練

職員等に対して放射性物質や放射線に関する一般的知識、消防活動上の基本的留意事項、防護資機材の取扱い要領を修得させるための研修を行う。

⑻　広報体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の火災等に際し、消防局が行うべき広報活動において使用する広報文例をあらかじめ作成しておくものとする。

第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第２章第８節　「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

第７節　ボランティア活動の環境整備計画

基本編第２章第４節第７「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第２章第９節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第９節　広域避難の受入に関する計画

基本編第２章第 10 節「広域避難の受入に関する計画」を準用する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　組織、動員計画

基本編第３章第２節「組織、動員計画」を準用する。

第２節　住民等の避難誘導に関する計画

第１　方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、津波等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ広島県地震被害想定等を基に避難場所・避難所の選定又は見直しを行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難指示、避難誘導、避難場所及び避難所の運用について定めるものとし、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第５節「住民等の避難誘導に関する計画」の定めるところによるものとする。

第２　避難の指示

１　避難等の指示権者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行う。

⑴　市長の措置

ア　火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立ち退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ　地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

ウ　強い地震（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合、津波による浸水のおそれがある地域に対し、速やかに避難指示を発令する。

⑵　警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

⑶　自衛官の措置

ア　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

イ　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

２　避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

⑴　津波避難対象地域※

⑵　避難指示等の発令理由

⑶　避難先及び避難経路

⑷　避難の方法及び携行品

⑸　その他必要な事項

3　住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

⑴　住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をコミュニティＦＭ、広報車、ＣＡＴＶ等により住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、要配慮者※や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

⑵　関係機関との相互連絡

市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

4　防災上重要な施設の避難対策

病院、学校等※の施設管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

学校等※並びに病院及び社会福祉施設等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

⑴　学校等※においては、児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

⑵　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第３　避難の誘導

1　避難誘導にあたる者

⑴　市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

⑵　自主防災組織のリーダー等

2　避難誘導の方法

⑴　避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、市長は、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

⑵　避難は幼少児、高齢者及び障がい者を優先する。

⑶　避難行動要支援者※に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

⑷　避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

⑸　避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

３　再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第３節　災害情報計画

第１　方針

この計画は、市域内に地震が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

第２　地震・津波情報の収集・伝達

１　地震動の観測施設

市内には計測震度計が設置され、県災害対策支部となる西部建設事務所東広島支所に設置した中継装置を経由して県庁へ送信する震度情報ネットワークシステムが整備されている。このため、市は地震発生時には、当該計測震度計により速やかに市内の震度を確認するとともに、広島県総合行政通信網やテレビ（ＣＡＴＶを含む。）・ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等により近隣市町の震度や震源地等を確認し、状況に応じた職員の配備・参集や必要な災害応急対策を行うものとする。

資料編　４－３　震度計設置状況

２　気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発　表　基　準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

３　地震及び津波に関する情報の種類と内容

⑴　発表基準

ア　県内で震度１以上の地震を観測したとき。

イ　広島県に津波予報が発表されたとき。

ウ　その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁本庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

⑵　種類及び内容

地震に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

種　　類	情　　報　　の　　内　　容
震度速報	地震発生約１分半後に震度３以上を観測した地域名と震度、地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町毎の観測した震度を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、２５０ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級１以上を観測した場合に高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に発表。）

資料編　４－４　気象庁震度階級関連解説表
　　４－５　気象庁長周期地震動階級関連開設表

地震・津波に関する情報発表の概要図

地震発生

震度２以下の地震で
津波予報が発表される場合

震度２以下の地震で
津波予報が発表されない場合

震度速報
発表：各津波予報実施官署
※地震発生後、約２分で発表される。

気象庁の気象資料自動編集中継装置（アデス）回線又は人工衛星を利用した通信により発表されます。上記の受信手段を持たない機関は、テレビなどの情報をご利用下さい。

震度３以上が観測されている地域

津　波　予　報　あ　り （発表：各津波予報実施官署）	津　波　予　報　な　し （発表：各津波予報実施官署）
津　波　予　報（発　表） ※地震発生後、約３分程度で発表される。	
津　波　情　報 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さ	
津　波　情　報 各地の満潮時刻及び津波到達予想時刻	地震情報「震源に関する情報」 ・　震源位置、規模 ・　「津波の心配はない」旨の発表
地震情報「震源・震度に関する情報」 ※地震発生後、約５～10分で発表される。 ・　震源要素、震央地名 ・　震度３以上が観測されている地域 ・　大きな揺れが観測された震度計のある市町 ・　震度５弱以上と考えられるが震度を入手していない震度計のある市町 ・　（参考事項）津波予報の発表状況	地震情報「震源・震度に関する情報」 ※地震発生後、約５～10分で発表される。 ・　震源要素、震央地名 ・　震度３以上が観測されている地域 ・　大きな揺れが観測された震度計のある市町 ・　震度５弱以上と考えられるが震度を入手していない震度計のある市町 ・　（参考事項）津波予報の発表状況
津　波　情　報 ・　第１波の観測値（実況） ・　最大の高さの観測値（実況）	（別表）

その地震による最大震度	発表する市町
「震度６弱」以上	「震度５弱」以上
「震度５強」又は「震度５弱」	「震度４」以上
「震度４」又は「震度３」	「震度３」以上

各地の震度に関する情報
（発表：各津波予報実施官署及び地方気象台等）
・　震源、規模及び各地の震度１以上の震度観測点
・　震度５弱以上と考えられるが震度を入手していない震度観測点

⑶　気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

・太枠の機関は気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達機関
・二重線の経路は気象業務法第 15 条の２により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
・NHK 広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する
・NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない
※1　あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。
※2　あらかじめ定められた通信系統の障害により NHK 報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台が NHK 大阪放送局に代替手段により通知する。
・広島地方気象台からの伝達経路のうち，点線は副次的な伝達経路である。

⑷　市の措置

ア　受領担当

県等の関係機関からの地震情報等の通知は、総務部情報収集班において受領する。

イ　住民等への周知

市は、必要によりコミュニティＦＭ等を活用して、速やかに正確な地震情報、とるべき必要な措置等について住民や関係団体等に周知する。

また、受信した緊急地震速報をコミュニティＦＭ等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

ウ　関係機関との連絡体制

市は、常に広島県総合行政通信網やラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶを含む。）等に注意するとともに、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

エ　勤務時間外の措置

勤務時間外に、県等からの地震情報等の通知は、宿日直者が危機管理課長に連絡し、危機管理課長が危機管理担当部長に連絡する。危機管理担当部長は、各部局長に連絡する。

第３　地震災害情報の収集伝達手段

市における地震災害情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

１　地震災害情報の収集手段

⑴　住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報

⑵　広報車等による巡回

⑶　コミュニティＦＭによる収集

⑷　消防局、警察からの電話、ファクシミリ等による通報

⑸　その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報

⑹　市内郵便局からの情報

⑺　タクシー会社等無線施設所有者からの情報

⑻　マスコミの報道

⑼　県震度情報ネットワークシステムの活用

⑽　県防災情報システムの活用

２　関係機関への伝達手段

⑴　電話、ファクシミリ、口頭による伝達

⑵　県総合行政通信網の活用

⑶　コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶの活用

⑷　登録制メール、緊急速報メールの活用

３　その他の収集伝達手段

パソコン通信やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

第４　地震災害情報の収集伝達経路

１　通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

⑴　災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

市は、災害対策基本法第54条第４項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に西部建設事務所東広島支所に通報する。

⑵　災害応急対策責任者※との相互の被害状況の情報交換

市は、他関係機関の災害応急対策責任者※と連携して、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

⑶　災害に関する民間団体への通知

市は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

２　県災害対策本部が設置された場合の経路

県災害対策本部（情報連絡k班）が設置された場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。

第５　地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、市域内で震度５強以上を記録したものについては、直接、消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を県及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

１　災害発生報告等の庶務

災害発生報告、被害状況報告に係る事務は、総務部総括班が担当する。

２　災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

⑴　伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

（県に報告できない場合）

⑵　被害状況の報告等

被害状況の報告は、資料編に掲げる被害総括表により、西部建設事務所東広島支所を通じて県に行うものとする。

資料編　１３−３　被害総括表

⑶　県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

⑷　人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

⑸　被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編　１３−４　被害程度の判定基準

第４節　通信運用計画

基本編第３章第７節「通信運用計画」を準用する。

第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第３章第８節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

基本編第３章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第７節　相互応援協力計画

基本編第３章第 10 節「相互応援協力計画」を準用する。

第８節　防災拠点に関する計画

基本編第３章第 11 節「防災拠点に関する計画」を準用する。

第９節　救出計画

第１　方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ、津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市は県、警察及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第12節「救出計画」の定めるところによるものとする。

第２　陸上における救出

１　救出活動

⑴　市

ア　消防局による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ　市による救出が困難なときは、速やかに警察に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ　前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明　示　事　項

⑺　災害の状況及び応援を必要とする理由
⑴　応援を必要とする期間
⑺　応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
⑵　応援を必要とする区域及び活動内容
⑶　その他参考となるべき事項

なお、自衛隊への派遣要請については、基本編第３章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ　救護機関及び警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

⑵　自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、消防局は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア　自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ　要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防局又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ　市、消防局、警察と可能な限り、連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第３　海上における救出

市長及び消防局長は、県、県警察※、第六管区海上保安本部、呉海上保安部等防災関係機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

第４　活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，職員の健康管理やマスク着用等，基本的な感染症対策を徹底する。

第10節　医療、救護計画

第１　方針

市は、地震が発生した場合、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会、広島県医師会等各関係機関と相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む。以下同じ。）、救護活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第13節「医療救護・助産計画」の定めるところによるものとする。

第２　医師会との連携による医療活動

地震災害発生後、特に初期の段階においては、市内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、医師会との協定に基づき連携して医療救護活動を実施する。

なお、地区医師会との連携のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

第３　医薬品・医療資機材の確保

１　震災発生後初期段階への対応

市は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品、医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

２　震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

市は医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合、県に関係業者等からの調達を要請する。

第４　救急搬送の実施

１　負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

２　救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

３　緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

４　迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

５　県は、広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、調整するものとする。

６　県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置、運営するものとする。

第５　救護所設置の広報

市は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第11節　消防計画

第１　方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防局の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第14節「消防計画」の定めるところによるものとする。

第２　消防活動体制の整備

１　消防局は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

⑴　出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

⑵　火災の拡大防止

火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

２　消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

⑴　地震発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

⑵　地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

⑶　地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水そう（耐震性）の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

⑷　地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水そう（耐震性）の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、消防水利の多元化を図る。

第３　消防活動

１　火災発生状況等の把握

消防局は、消防団と連携して、自主防災組織等から市域内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察と相互に連絡を行う。

⑴　延焼火災の状況

⑵　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

⑶　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

２　消防活動の留意事項

消防局は、消防団と連携して、次の事項に留意して活動する。

⑴　延焼火災件数の少ない地域は、集中的な消火活動を実施し、安全地域を確保する。

⑵　多数の延焼火災が発生している地域は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

⑶　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地域は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

⑷　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑸　要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

⑹　自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第４　事業所等の活動

消防局は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

１　火災予防措置

ＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

２　火災が発生した場合の措置

⑴　事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

⑵　必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

３　災害拡大防止措置

ＬＰガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

⑴　周辺地域の地区居住者等※に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

⑵　警察及び消防局等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

⑶　立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第12節　水防計画

第１　方針

大規模地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

第２　応急対策

１　河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

⑴　地震の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は市長は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、市長が立退きの指示を行う場合は、その旨を警察署長に通知する。

⑵　河川、海岸、ダム、ため池及び防潮扉等※の管理者は、大地震発生後、直ちに所管施設の被害状況

を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

資料編　２－１０　農業用ため池（防災重点ため池）の状況

２　市の措置

市は、大地震発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、防潮扉等※の操作その他適宜に水防活動を行う。

なお、水防活動を行う要員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

第３　津波、高潮対策

市及び防潮扉等※の管理者は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度４以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

１　防潮扉等※の管理者等の措置

⑴　防潮扉等※の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波予報を入手したとき、又はラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶを含む。）等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、臨機応変に防潮扉等※の開閉を行う。

⑵　水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

２　市の措置

⑴　各区域内の監視、警戒及び防潮扉等※の管理者への連絡通報

⑵　水防に必要な資機材の点検整備

⑶　防潮扉等※の遅滞のない操作及び防潮扉等※の管理者に対する閉鎖の応援

⑷　水防管理団体相互の協力及び応援

第４　水防活動の応援要請

１　市は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

２　市は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第13節　危険物等災害応急対策計画

基本編第３章第 16 節「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第14節　災害警備計画

基本編第３章第 17 節「災害警備計画」を準用する。

第15節　交通応急対策計画

基本編第３章第 18 節「交通応急対策計画」を準用する。

第16節　輸送応急対策計画

第１　方針

地震が発生した場合には、市は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

第２　緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

１　被災者
２　災害対策要員
３　救助用物資・資機材
４　救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
５　食料、飲料水、生活必需品等※
６　応急復旧用資機材
７　その他必要な人員、物資等

第３　輸送車両等の確保

１　市は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

２　市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

⑴　輸送区域及び借り上げ期間
⑵　輸送人員又は輸送量
⑶　車両等の種類及び台数
⑷　集結場所及び日時
⑸　車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
⑹　その他必要事項

資料編　１１−５　市有自動車一覧

第17節　在港船舶対策計画

基本編第３章第 20 節「在港船舶対策計画」を準用する。

第18節　避難計画

基本編第３章第 21 節「避難計画」を準用する。

第19節　災害広報・被災者相談計画

第１　方針

地震発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある。

なお、住民への情報伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

第２　広報活動

１　広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

なお、県災害対策本部を設置した場合において、県が関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は、県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して、広報事項を示して、放送の要請を行う。

２　広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。その際、要配慮者※、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

３　広報機関による広報の内容

⑴　市

市は、県警察※、その他の関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を行う。

ア　広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

(ｱ)　津波に関する予警報及び情報

(ｲ)　地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）

(ｳ)　避難に関する情報（避難場所、避難指示等）

(ｴ)　医療、救護所の開設に関する情報

(ｵ)　災害発生状況に関する情報

(ｶ)　出火防止、初期消火に関する情報

(ｷ)　二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）

(ｸ)　その他安心情報等必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

(ｱ)　食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報

(ｲ)　電気、ガス、水道の復旧に関する情報

(ｳ) 交通機関、道路の復旧に関する情報

(ｴ) 電話の利用と復旧に関する情報

(ｵ) ボランティア活動に関する情報

(ｶ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報

(ｷ) 臨時相談所に関する情報

(ｸ) 被災建物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報

(ｹ) その他生活情報等必要な情報

イ　広報の方法

(ｱ) コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶの活用

(ｲ) 登録制メール、緊急速報メールの活用

(ｳ) 災害一斉緊急通報システム

(ｴ) 広報車、ハンドマイク等による広報

(ｵ) 市ホームページによる広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む。）

(ｶ) 住民自治協議会等を通じての連絡

(ｷ) 報道機関への情報提供、放送要請

(ｸ) ビラ配布等による広報

(ｹ) インターネット・ＳＮＳ等を利用した広報

(ｻ) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報

(ｼ) 文字、手話、外国語等を用いた広報

(ｽ) 県に対する広報の要請

第３　被災者相談活動

１　被災者相談機関

各防災関係機関は、地震災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

２　相談方法

各防災関係機関は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

第20節　住宅応急対策計画

第１　方針

基本編第３章第23節「住宅応急対策計画」の定めによるが、特に、大規模地震が発生した場合に、余震等に伴

う倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第２　被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、建築判定※を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

１　事前対策

⑴　市長は、的確な建築判定※を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　建築判定実施の決定と建築判定実施本部※の設置

イ　建築判定※の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　建築判定※対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ　建築判定士等※の確保、建築判定※の実施体制等

オ　建築判定士等※の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　建築判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　建築判定※実施の事前準備

⑴　市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定※を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

⑵　市は、地震被害に備え、建築判定実施本部※をあらかじめ整備しておく。

３　応急危険度判定の実施

⑴　市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定※の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部※の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定※のための支援を知事に要請することができる。

⑵　市は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等※の速やかな確保に努めるものとする。

⑶　市は、建築判定※の実施の決定後速やかに、建築判定士等※の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

４　市と県間の連絡調整等

⑴　市は、建築判定実施本部※の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　建築判定実施本部※は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第３　民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（社）広島県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

また、市は当該情報提供に努める。

第４　被災宅地危険度判定

大地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、宅地判定※を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

１　事前対策

⑴　市は、的確な宅地判定※を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ　宅地判定※の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　宅地判定実施方法の決定等の基準

エ　初動体制整備のための宅地判定士※の確保

オ　宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は、宅地判定※に関し県が開催する講習会及び、宅地判定士※の養成に協力するとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　宅地判定実施の事前準備

⑴　市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

⑵　市長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

３　宅地判定の実施

⑴　市長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定※の実施を決定する。

⑵　被災の規模等により市が宅地判定※の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、市長は、必要な支援を県に要請する。

⑶　市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

４　県と市間の連絡調整

⑴　市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第21節　食料供給計画

第１　方針

基本編第３章第24節「食料供給計画」に定めるとおりとするが、大規模地震発生時に被災者に対して基本的な

生活を確保するため、避難所で食料及び生活必需品に対する要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な供給活動を行うものとする。

第２　食料、生活必需品等の供給

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、市内業者等より調達した食料を被災者等に供給するものとする。

第３　救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

１　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　６－２　救援物資集積場所

２　救援物資の供給

⑴　物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当班
市有車両の確保及び緊急車両の調達	財産管理班
調達・救援物資の仕分け、配分	配給班
主食及び食料品の調達	農林水産班
生活必需品、燃料等の調達	商工班
炊き出し	教育班

⑵　物資は、つぎの流れで避難者へ配送する。

第22節　給水計画

基本編第３章第25節「給水計画」を準用する。

第23節　生活必需品等供給計画

基本編第３章第 26 節「生活必需品等供給計画」を準用する。

第24節　保健衛生計画

基本編第３章第 27 節「保健衛生計画」を準用する。

第25節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画

基本編第３章第 28 節「遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画」を準用する。

第26節　公共施設等災害応急復旧計画

第１　公共施設等の応急復旧活動

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

また、次表に掲げる避難所やヘリポート等防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

防災活動拠点	施設名	管理担当部
災害対策活動拠点	東広島市役所	財務部
避難対策拠点	資料編参照	総務部、学校教育部等
救援物資集積拠点	東広島運動公園体育館	都市部
輸送拠点（ヘリポート）	資料編参照	都市部、学校教育部等

第２　道路、港湾等の応急復旧活動

１　道路等の管理者

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急輸送道路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

２　港湾等の管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が震災により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

第３　治水施設等の応急復旧活動

１　河川、海岸

河川、海岸管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

２　砂防設備等

市は、県と協力して、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急

工事を実施する。

第４　治山施設等の応急復旧活動

市は、県及び近畿中国森林管理局と協力して、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第５　その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第６　住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第27節　電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

第１　方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第２　電力施設の応急対策

１　実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

２　震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

３　復旧方針

復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

⑴　人命救助に関わる病院

⑵　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、下水道、交通、通信、報道等の機関

⑶　被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

４　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・援受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報活動

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第３　ガス施設の応急対策

1　実施責任者

一般ガス事業者

2　情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

3　二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては、請負工事業者等に応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第４　水道施設の応急対策

1　実施責任者

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者

2　二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

3　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合を想定した手順や方法を明確にした計画の策定、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

⑵　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定給水装置工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

⑶　応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

4　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

第５　下水道施設の応急対策

1　実施責任者

市長（下水道管理者）及び広島県上下水道部（下水道管理者）

2　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

また、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

⑵　あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

⑶　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

3　広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

第28節　その他施設災害応急対策計画

基本編第３章第 30 節「その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第29節　廃棄物処理計画

基本編第３章第 31 節「廃棄物処理計画」を準用する。

第30節　ボランティアの受入れ等に関する計画

基本編第３章第 32 節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第31節　文教計画

基本編第３章第 33 節「文教計画」を準用する。

第32節　災害救助法適用計画

基本編第３章第 34 節「災害救助法適用計画」を準用する。

第４章　災害復旧計画

第１節　目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画

基本編第４章第２節「災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画」を準用する。

第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第４章第３節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第４節　被災者の生活確保に関する計画

基本編第４章第４節「被災者の生活確保に関する計画」を準用する。

第５節　施設災害復旧計画

基本編第４章第５節「施設災害復旧計画」を準用する。

第６節　激甚災害の指定に関する計画

基本編第４章第６節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画

基本編第４章第７節「救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画」を準用する。

第８節　災害復興計画（防災まちづくり）

基本編第４章第８節「災害復興計画（防災まちづくり）」を準用する。

津波災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、市全域において発生が想定されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、更に、住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第２節　基本方針

第１　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により作成している「東広島市地域防災計画」の震災対策編・津波災害対策計画とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用することとした。

第２　この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進していくものである。

第３　この計画に基づき、各部課等は、細部の実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

第４　この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第１章第５節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第４節　被害想定

第１　地震被害想定調査

県は、東日本大震災（H23. ３）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

第２　調査内容

１　想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

⑴　既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次のア、イ、ウを基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

ア　歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

イ　地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ウ　地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

⑵　どこでも起こりうる直下の地震

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参　考】

■　選定した想定地震

■　想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1　プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和 21 年（1946 年）南海地震 安政元年（1854 年）安政南海地震 宝永 4 年（1707 年）宝永地震
1)南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2　プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年（2001 年）芸予地震 昭和 24 年（1949 年）安芸灘 明治 38 年（1905 年）芸予地震 安政 4 年(1857 年)芸予地震
2)安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3　地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 明治 5 年（1872 年）浜田地震
3)讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4)石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5)石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6)五日市断層		○	○	○		
7)己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8)岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9)主部		○	○	○	○	
10)広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	

長者ヶ原断層帯							
	11)長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震							
	どこでも起こりうる直下の地震（23 市町役場直下に震源を配置）	－	－	○	○	－	

※選定基準

① 歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度，経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	－ － ， －	－	－	－	－	－	9.0	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	－ － ， －	－	－	－	－	－	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10′， 134° 39′	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20－30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58′， 133° 25′	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	東端 33° 56′， 133° 14′	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29′， 132° 23′	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27′， 132° 27′	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15′， 132° 13′	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07′， 132° 25′	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19′， 132° 24′	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40′， 133° 29′	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	－	－	7.4 (松田 (1975) の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算	－
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	－	－	－	－	6.9	－

注:表中の数値等は，内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」，地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は，第Ⅳ編に整理した。
※1：気象庁マグニチュード。ただし，南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード
※2：端部の位置，長さは岡村断層部分
※3：己斐－広島西縁断層帯（M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略
※4：長者ヶ原断層－芳井断層は，本調査による結果を表示
※5：どこでも起こりうる直下の地震は，震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

【出 典】

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
地震調査研究推進本部（2009）：全国地震動予測値図
地震調査研究推進本部（2010）：全国地震動予測値図
地震調査研究推進本部（2011）：中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価（一部改訂）について
地震調査研究推進本部（2004）：五日市断層帯の長期評価について
地震調査研究推進本部（2004）：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について
地震調査研究推進本部（2004）：岩国断層帯の長期評価について
地震調査研究推進本部（2009）：安芸灘断層群の長期評価について

2 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの強震断層モ

デルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

3　津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース１」を選定。
- 三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース５」を選定。
- 福山市は、津波断層モデル「ケース４」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- 石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- 安芸灘断層群（主部）
- 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地　震						津　波		
	基本ケース	東側ケース	西側ケース	陸側ケース	経験的手法	重ね合わせ	ケース1	ケース4	ケース5
広島県	－	－	－	○	－	－	○	－	－
広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
呉市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
竹原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三原市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
尾道市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
福山市	－	－	－	○	－	－	－	○	－
府中市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三次市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
庄原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大竹市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
東広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
廿日市市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸高田市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
江田島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
府中町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
海田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
熊野町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
坂町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸太田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－

北広島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大崎上島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
世羅町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
神石高原町	－	－	－	○	－	－	○	－	－

地震ケース
基本：基本となるケース
東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定
重ね合わせ：上記４ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース
１：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
４：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
５：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

４　想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※　平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差σを加えたもの（２σを加えることで正規分布の 95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 （平均：風速　8m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・　多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・　オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12 時 （平均：風速　7m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・　オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・　木造建物内滞留人口は、１日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・　海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18 時 （平均：風速　8m/ｓ 最大：風速 11m/ｓ）	・　住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・　オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・　鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

５　被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度，最大速度，最大加速度，SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値，沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位，最大波到達時間，津波影響開始時間，浸水深別面積，浸水開始時間，流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと

	地震火災 ＊	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物，非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	津波 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒，屋外落下物 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒，屋内落下物 ＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） ＊	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者 ＊	要救助者数，要捜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数，断水人口	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長，機能支障人口	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	電力 ＊	電柱被害本数，停電軒数	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	通信 ＊	電柱被害本数，固定電話の不通回線数，携帯電話の不通ランク	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道，直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線，在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 ＊	避難者数（避難所，避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者 ＊	帰宅困難者数，滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料，飲料水，毛布，仮設トイレ） ＊	食料，飲料水，毛布，仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 ＊	要転院患者数，医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物，津波堆積物 ＊	災害廃棄物発生量，津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	避難行動要支援者※	避難行動要支援者数（避難所）	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 ＊	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと

	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数，かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設　＊	災害対策拠点施設，避難拠点施設，医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害　＊	被害額	市町ごと
	間接被害　＊	被害額	県域

＊：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)，燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生，防疫，遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期堪水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

第３　想定結果

１　地震動等の予測

⑴　地震動

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合(既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震	地震動					
	震度					
	面積割合(%)					
	４以下	５弱	５強	６弱	６強	7
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	6.1	69.3	24.6	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	5.6	60.7	33.2	0.5	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	21.9	0.9	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	2.1	0.2	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	29.2	1.0	0.0	0.0	0.0
五日市断層（北から破壊）	72.4	27.3	0.2	0.0	0.0	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	24.2	1.3	0.0	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	31.5	2.5	0.0	0.0	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	23.8	0.2	0.0	0.0	0.0

震度別の面積割合(どこでも起こりうる直下の地震)

地震動					
震度					
積割合(%)					
４以下	５弱	５強	６弱	６強	7
0.5	15.4	44.5	32.8	6.8	0.0

※1：津波ケース１『駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

⑵　液状化

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すPL値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度５弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のPL値分布の想定を行い、これらの中から最もPL値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの地震動のPL値分布の想定を行い、このうちPL値が大きくなるケースについて記した。

PL値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度別の面積割合（ＰＬ値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震	液状化					
	PL 値					
	面積割合(%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL≦30	30<PL
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	53.2	30.1	15.5	0.7	0.5
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	53.2	1.2	38.5	6.6	0.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	0.8	21.0	0.8	0.2	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	0.1	1.8	0.4	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	8.9	20.5	0.6	0.2	0.0
五日市断層（北から破壊）	72.4	1.0	24.9	1.4	0.2	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	1.3	22.4	1.8	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	0.2	4.9	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	6.4	25.8	1.6	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	1.5	21.7	0.7	0.1	0.0

液状化危険度別の面積割合（ＰＬ値）（どこでも起こりうる直下の地震）

液状化					
PL 値					
面積割合(%)					
対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL≦30	30<PL
0.5	52.7	7.2	32.9	6.2	0.5

⑶　津波

想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル11ケースのうち、広島県にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深30cm以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース１の場合を示す。

浸水深別面積

想定地震	津波				
	浸水深				
	面積（ha）				
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	113	90	39	16	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	96	70	34	12	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	46	38	21	3	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	－	－	－	－	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	48	38	21	3	0
五日市断層（北から破壊）	－	－	－	－	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	－	－	－	－	－
岩国断層帯（東から破壊）	－	－	－	－	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	37	30	17	1	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	38	30	17	1	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	－	－	－	－	－

２　広島県全域で想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

⑴　南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース１）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は9.8%である。更に県南部の大半の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

⑵　安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度５強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深１cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

⑶　讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.3%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約９割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆

円となる。

⑷　石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度５強以上の強い揺れとなるが、６弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が３人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

⑸　石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の６強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.1%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約１兆円となる。

⑹　五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.1%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約３万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑺　己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は1.6%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約３万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑻　岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.9%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約１万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

⑼　安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の６強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.2%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

⑽　安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は3.1%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深１cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その９割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

⑾　長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は7.6%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

⑿　（参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.8%である。更に県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約５万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

３　被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次のとおりである。

⑴　自然環境

想定地震	地震動						液状化											
	震度						沈下量						PL値					
	面積割合(%)						面積割合(%)						面積割合(%)					
													対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7	対象外	S＝0.0m	0.0m＜S＜0.1m	0.1m≦S＜0.3m	0.3m≦S＜0.5m	0.5m≦S		PL=0	0<PL≦5	5<PL≦15	15<PL≦30	30<PL
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0.0	6.1	69.3	24.6	0.0	0.0	0.0	53.2	45.6	1.2	0.0	0.0	0.0	53.2	30.1	15.5	0.7	0.5
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0.0	5.6	60.7	33.2	0.5	0.0	0.0	53.2	45.6	1.2	0.0	0.0	0.0	53.2	1.2	38.5	6.6	0.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	77.2	21.9	0.9	0.0	0.0	0.0	77.2	0.9	21.0	0.9	0.0	0.0	77.2	0.8	21.0	0.8	0.2	0.0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	97.7	2.1	0.2	0.0	0.0	0.0	97.7	0.1	1.5	0.7	0.0	0.0	97.7	0.1	1.8	0.4	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	69.8	29.2	1.0	0.0	0.0	0.0	69.8	8.9	20.4	0.8	0.0	0.0	69.8	8.9	20.5	0.6	0.2	0.0
五日市断層（北から破壊）	72.4	27.3	0.2	0.0	0.0	0.0	72.4	1.1	25.9	0.6	0.0	0.0	72.4	1.0	24.9	1.4	0.2	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	74.5	24.2	1.3	0.0	0.0	0.0	74.5	1.3	23.8	0.4	0.0	0.0	74.5	1.3	22.4	1.8	0.0	0.0
岩国断層帯（東から破壊）	94.9	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	94.9	0.2	4.8	0.1	0.0	0.0	94.9	0.2	4.9	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	97.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0	97.6	0.0	2.1	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	66.0	31.5	2.5	0.0	0.0	0.0	66.0	6.4	26.5	1.1	0.0	0.0	66.0	6.4	25.8	1.6	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76.0	23.8	0.2	0.0	0.0	0.0	76.0	1.6	21.7	0.7	0.0	0.0	76.0	1.5	21.7	0.7	0.1	0.0

想定地震	土砂災害			津波				
	危険度ランクAの箇所数			浸水深				
				面積（ha）				
	（箇所）			1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
	急傾斜地	地すべり	山腹崩壊					
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	43	0	36	113	90	39	16	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	52	0	38	96	70	34	12	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	0	0	46	38	21	3	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	0	0	48	38	21	3	0
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	37	30	17	1	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	0	0	38	30	17	1	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	－	－	－	－	－

※1：津波ケース1『駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※2：津波ケース4『四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※3：津波ケース5『四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」』を設定したケース

※4：エレベータ内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※5：原因別の被災施設件数（延べ数）は、重複して計上している。

⑵　人的被害

想定地震	死者	負傷者	重傷者（負傷者の内数）	要救助者		要捜索者
				揺れによる	津波による	津波による
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	33	978	38	64	11	32
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	85	1,792	112	209	4	37
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	1	13	0	0	0	1
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	－	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	10	0	0	0	1
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	0	－	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	1	0	0	－	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	－	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	1
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	2	0	0	0	1
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	1	0	0	－	－

⑶　建物被害

想定地震	全壊					半壊					火災による建物被害		
	（棟）					（棟）					（件）	（件）	（棟）
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	315	891	3	51	1260	4826	2716	7	481	8030	2	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	1019	345	3	49	1416	8486	694	7	342	9530	3	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	1	119	1	1	122	65	232	1	6	305	0	0	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	48	0	－	48	2	88	0	－	90	0	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	100	0	1	101	49	199	1	7	256	0	0	0
五日市断層（北から破壊）	0	90	0	－	90	0	187	1	－	188	0	0	0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	86	0	－	86	6	181	1	－	188	0	0	0
岩国断層帯（東から破壊）	0	21	0	－	21	0	42	0	－	42	0	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	28	0	1	29	0	54	0	1	55	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	121	0	1	122	11	246	1	2	260	0	0	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	101	1	－	101	3	195	2	－	199	0	0	0

⑷　ライフライン被害

想定地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	（人）	（人）	（軒）	（回線）	（戸）
	断水人口	支障人口	停電件数	不通回線	供給停止戸数
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	76,515	22,297	4,245	2,961	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	34,752	22,490	6,558	4,584	－
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	6,281	15	11	－
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	659	0	0	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	4,935	8	6	－
五日市断層（北から破壊）	0	6,252	6	4	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	6,175	6	4	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	652	0	0	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	274	2	1	－
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	7,244	10	7	－
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	7,221	6	4	－

⑸　道路・鉄道被害

想定地震	道路被害（箇所）		鉄道路被害（箇所）	
	直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	13	186	6	73
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	14	195	7	76
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	2	22	0	12
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	2	0	3
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	2	22	0	9
五日市断層（北から破壊）	2	25	0	5
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	2	25	0	7
岩国断層帯（東から破壊）	0	5	0	1
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	3	0	1
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	3	31	0	8
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	2	20	0	10

⑹　生活への影響

想定地震	生活への影響										
	避難者数(当日・1日後)			帰宅困難者※2		物資需要量(当日・1日後)				災害廃棄物発生量	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（食）	（リットル）	（枚）	（基）	（万 t）	（万 t）
	避難所	避難行動要支援者※1	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	仮設トイレ	可燃物	不燃物
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	4,261	817	2,508	16,542	14,623	15,339	229,545	8,522	261	2	7
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	4,410	845	2,649	16,542	14,623	15,876	104,257	8,820	264	3	8
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	814	156	434	16,542	14,623	2,931	0	1,628	71	0	1
石鎚山脈北縁（西から破壊）	60	12	40	16,542	14,623	217	0	121	7	0	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	818	157	431	16,542	14,623	2,946	0	1,637	57	0	1
五日市断層（北から破壊）	113	22	75	16,542	14,623	405	0	225	64	0	1
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	109	21	72	16,542	14,623	391	0	217	63	0	1
岩国断層帯（東から破壊）	26	5	18	16,542	14,623	95	0	53	7	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	513	98	262	16,542	14,623	1,846	0	1,025	8	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	637	122	344	16,542	14,623	2,292	0	1,273	79	0	1
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	127	24	85	16,542	14,623	456	0	254	73	0	1

⑺　その他被害

想定地震	エレベータ	危険物施設被害			文化財被害※5					
	（人）	（箇所）	（箇所）	（箇所）	国宝、国指定重要文化財（件）			県指定重要文化財（件）		
	閉じ込め者数※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	津波浸水	揺れ	火災	津波浸水
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	16	0	0	6	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	17	0	1	8	0	0	0	0	0	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層（北から破壊）	1	0	0	0	0	0	－	0	0	－
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	2	0	0	0	0	0	－	0	0	－
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－

想定地震	孤立集落		ため池（危険性が高い）		重要施設（機能支障あり）		
	（集落）	（集落）	（箇所）	（人）	（棟）	（棟）	（棟）
	農業集落	漁業集落	箇所	影響人口	災害対策	避難	医療
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	0	0	15	494	2	22	3
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	0	0	138	6,978	4	31	4
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
石鎚山脈北縁（西から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
五日市断層（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
岩国断層帯（東から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	0	0	0	0	0	1	0
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	0	0	0	0	0	0	0

⑻　経済被害

想定地震	直接被害		
	（億円）	（億円）	（億円）
	民間	準公共	公共
南海トラフ巨大地震（陸側ケース 津波ケース１）	1,781	31	537
安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）	1,968	39	540
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）	101	3	138
石鎚山脈北縁（西から破壊）	34	1	15
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）	84	2	111
五日市断層（北から破壊）	72	1	134
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）	71	2	133
岩国断層帯（東から破壊）	16	0	15
安芸灘断層群（主部）（北から破壊）	21	0	9
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）	96	2	159
長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）	76	2	153

４　被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

⑴　人的被害

死者	負傷者	重傷者 （負傷者の内数）	要救助者 揺れによる
213	2,942	352	688

⑵　建物被害

全壊				半壊				火災による建物被害		
（棟）				（棟）				（件）	（件）	（棟）
揺れ	液状化	土砂災害	合計	揺れ	液状化	土砂災害	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
3,343	325	3	3,671	12,436	650	7	13,094	6	0	27

⑶　ライフライン被害

上水道 （人） 断水人口	下水道 （人） 支障人口	電力 （軒） 停電件数	通信 （回線） 不通回線	ガス （戸） 供給停止戸数
73,804	24,986	9,477	6,713	－

⑷　道路・鉄道被害

道路被害 （箇所）		鉄道路被害 （箇所）	
直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
14	193	7	78

⑸　その他被害

エレベータ	危険物施設被害			文化財被害				孤立集落	ため池 （危険性が高い）		重要施設 市町 （機能支障あり）		
（人）	（箇所）	（箇所）	（箇所）	国宝、国指定 重要文化財 （件）		県指定 重要文化財 （件）		（集落）	（箇所）	（人）	（棟）	（棟）	（棟）
閉じ込め者数※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	揺れ	火災	農業集落	箇所	影響人口	災害対策	避難	医療
18	0	1	10	0	0	0	0	1	140	7,240	3	39	9

⑹　経済被害

直接被害		
（億円）	（億円）	（億円）
民間	準公共	公共
3,248	51	626

【参　考】

■　中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード（M）6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年７月１日に公表した。

この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の５つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成29年２月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。（既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。）

（１）宇津戸断層

区　分	内　容
位　　置	府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布
長　　さ	約12km
地震の規模	M6.7程度
最 大 震 度	震度６強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

予測震度分布（簡便法計算結果）

（２）安田断層

区　分	内　容
位　　置	三次市に分布
長　　さ	約５km
地震の規模	M6.0程度
最 大 震 度	震度６弱（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

（３）筒賀断層

区　分	内　容
位　　置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長　　さ	約58ｋｍ
地震の規模	M7.8程度
最 大 震 度	震度６強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

（４）黒瀬断層

区　分	内　容
位　　置	東広島市に分布
長　　さ	約５km
地震の規模	M6.0程度
最 大 震 度	震度７（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明

（注）予測震度分布（簡便法計算結果　平成28年12月地震調査研究推進本部作成）について

・予測震度分布（簡便法）は、強い揺れになる地域の広がりの目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
・地震の規模の評価結果がM6.8未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限M6.8を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

第５節　津波浸水想定

第１　基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成25年３月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

第２　津波浸水想定

本県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる８ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震を５ケース選定している。

1　南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区　　分	地　　震	規　　模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○　南海トラフ巨大地震 ・　内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた８ケース	マグニチュード：Mw＝９．１
津波到達時間が短い津波	○　瀬戸内海域活断層等 ・　安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・　讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部 ・　石鎚山脈北縁西部―伊予灘 ・　安芸灘層群（主部） ・　安芸灘層群（広島湾―岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw＝７．５ マグニチュード：Mw＝７．６ マグニチュード：Mw＝７．４ マグニチュード：Mw＝６．６ マグニチュード：Mw＝６．９

2　南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

⑴　津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

・　初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
・　地震による地盤の沈下を考慮
・　構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25％の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

⑵　浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10ｍメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

浸水面積（最大の場合）　　（単位：ha）

浸 水 面 積（浸水深別）				
１㎝ 以上	30㎝ 以上	１ｍ 以上	２ｍ 以上	５ｍ 以上
113	90	39	16	―

※　河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

3　南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

⑴　南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による最高津波水位等

最高津波水位（※１）		最大波到達時間（分）	津波影響開始時間（分）（※２）
	うち津波の高さ（m）		
3.2	1.3	370	25

※１　「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２　「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間

⑵　瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等によるの最高津波水位等

最高津波水位（※１）		最大波到達時間（分）	津波影響開始時間（分）（※２）
	うち津波の高さ（m）		
2.5	0.4	67	18

※１　「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２　「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

①　浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

②　浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③　津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※　標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.＋m）として表示しています。

④　津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤　最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥　津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

⑦　水位変動

津波による水位変化の様子

⑧　浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

第６節　地震被害軽減のための基本的な施策

第１　方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震・津波被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震・津波が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。市はこの目標に対してその達成を支えるべく、協力していく。

なお、広島県地震防災戦略（平成 20 年３月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止された。

第２　目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

第３　施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施策体系	
（1）命を守る対策	
	ア　建物倒壊対策
	イ　土砂災害対策
	ウ　津波浸水対策
	エ　地震火災対策
	オ　落下物等対策
（2）生活と社会機能を維持する対策	
	ア ライフライン施設被害対策
	イ 交通施設被害対策
	ウ 避難者等への対応
	エ 帰宅困難者等への対応
	オ 物資等確保対策
	カ 医療機能確保対策
	キ 災害廃棄物等対策
	ク その他の課題への対応
（3） 防災力の向上対策	

第４　対策内容

１　命を守る対策

⑴　建物倒壊対策

ア　住宅・建築物等の耐震化

イ　病院の耐震化

ウ　社会福祉施設の耐震化

エ　市有施設等の耐震化

オ　警察庁舎の耐震化

カ　建築物等の老朽化対策

キ　耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

⑵　土砂災害対策

ア　土砂災害対策施設の整備

イ　山地災害対策施設の整備

ウ　土砂災害警戒区域等の指定

エ　大規模盛土造成地の耐震化の推進

オ　農地・森林等の保全の取組

⑶　津波浸水対策

ア　津波・浸水、高潮対策施設の整備

イ　洪水、高潮対策施設の整備

ウ　津波避難体制の整備

エ　津波避難意識の向上等

⑷　地震火災対策

ア　装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

イ　消防団の充実・強化

ウ　自主防災組織の充実・強化

エ　市街地での防災機能の確保等

⑸　落下物等対策

ア　既存建築物等の総合的な安全対策

イ　家具固定の促進

２　生活と社会機能を維持する対策

⑴　ライフライン施設被害対策

ア　水道管の耐震化等供給体制の強化

イ　下水道施設の防災・減災対策

ウ　電力設備の耐震化

エ　通信施設の整備

(ｱ) ケーブルの２ルート化・分散収容の推進

(ｲ) ケーブルの地下化・洞道への収容替え

(ｳ) 中継ケーブルの信頼性向上

オ　ガス導管の耐震化

⑵　交通施設被害対策

ア　災害に強い道路ネットワークの構築

イ　交通安全施設等の整備

ウ　新幹線高架橋柱の耐震補強

エ　港湾を利用した緊急輸送網の確保

オ　緊急輸送体制の整備

⑶　避難者等への対応

ア　要配慮者※に対する支援

イ　心のケアなどの支援体制の整備・強化

ウ　被災者の住宅確保

エ　建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

オ　避難所の防災機能強化

カ　避難先の確保

キ　分散避難の啓発

ク　特定動物や被災動物への対応

⑷　帰宅困難者等への対応

ア　帰宅困難者対策の周知

イ　事業所等との協定

⑸　物資等確保対策

ア　非常用物資の備蓄の推進

イ　物資調達・供給の連携体制の整備

ウ　民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

⑹　医療機能確保対策

ア　医療救護体制の強化

イ　病院の防災機能強化

ウ　医療・介護人材の育成

エ　福祉支援ネットワークの構築

オ　感染症対策の司令塔機能の整備

カ　予防接種の促進

キ　検査体制の強化

ク　遺体への適切な対応

⑺　災害廃棄物等対策

ア　災害廃棄物処理計画に基づく対応

イ　浄化槽対策

⑻　その他の課題への対応

ア　石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上

イ　有害物質流出対策

ウ　文化財の保護

エ　孤立化防止のためのインフラ整備

オ　農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

カ　地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

キ　事業継続の取組の推進

ク　業務継続性の確保

ケ　執務環境、実施体制の維持確保

コ　道の駅の活用促進

サ　治安の維持

シ　事業用地の確保

ス　水産業の生産基盤等の災害対応力強化

セ　警察の災害対応機能の強化

3　防災力の向上対策

⑴　自助・共助の取組強化

⑵　災害情報伝達手段の多様化

⑶　情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

4　災害対処能力の向上

5　広域応援体制の構築

6　ボランティア体制の構築等

7　災害に強い都市構造の形成

8　平時からの連携体制構築

9　地籍調査の推進

10　建設業の担い手確保

11　デジタル技術を活用した生産性の向上

第５　対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、市は、県の施策の見直しに応じて、協力していく。

第２章　災害予防計画

第１節　防災まちづくりに関する計画

第１　方針

地震・津波発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

第２　防災上重要な公共施設の整備

１　防災上重要な建築物の整備

⑴　市有建築物の耐震性の向上

市は、市庁舎、市消防庁舎、市民文化センター、学校等※、生涯学習センター、集会所など地震・津波発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する公共施設の耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

⑵　民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、県と連携して医療機関やスーパーマーケットなど民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊・浸水防止に努める。

⑶　学校の津波対策

市は、津波浸水想定地域における児童・生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

２　緊急輸送道路等の整備

⑴　橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、施設管理者と協議等して、順次補修、補強、架替等を行う。

⑵　緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築している。緊急輸送道路に選定された道路については、重点的に整備を進めるほか、河川空間を活用した緊急用河川敷道路等の整備を図っている。

⑶　緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

⑷　沿道建築物の耐震化対策の推進

市は、広島県耐震改修促進計画（第３期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

３　河川・海岸等の整備

⑴　堤防等の耐震性強化

地震・津波による堤防決壊による二次災害を防止するため、河川・海岸等について、堤防の強化、地盤改良等の耐震性向上対策を実施するよう、施設管理者に働きかけていく。

⑵　消火用水、生活用水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議等して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

４　港湾の整備

⑴　防災拠点港湾の整備

ア　震災時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、安芸津湾、大芝北漁港に耐震岸壁を整備し、海上からフェリー等の接岸を可能とする。

イ　背後に避難場所や物資の保管など多目的な利用が可能なオープンスペースとして、港湾緑地や埠頭用地、更には、緊急通行路として臨海道路を一体的に整備し、臨海部における防災拠点としての機能整備を推進する。

⑵　海上緊急輸送ネットワークの構築

安芸津地域は、陸路による交通が途絶し、周囲から孤立した場合、海上からの緊急物資や救援隊の輸送が要請される。したがって、前記⑴の港湾の整備に伴わせて、緊急通行路とアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを県と連携して構築する。

⑶　港湾施設の耐震性の向上

港内の港湾施設のうち重要度の高い施設を重点的に点検し、耐震性の向上や液状化対策が必要な施設の補強、補修、改築等の対策を推進する。

また、中型船舶が接岸可能である造船施設等については、所有する民間企業との密接な連携のもと施設を整備する。

第３　住宅、建築物等の安全性の確保

１　一般建築物の耐震性の向上

⑴　建築物の耐震性の向上

不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報紙等により耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

⑵　落下・倒壊防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下・倒壊防止対策について周知徹底し、指導を行う。

物件等	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

２　文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、寺や神社等の所有者等に対しては、必要に応じ、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。

３　宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の安全性を必要に応じ点検する。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。

４　市営住宅の改修・建替の推進

既設市営住宅については、昭和55年以前に建設された住宅を中心に耐震診断、改修を行うとともに、防災性の向上を図るため、老朽市営住宅の建替えを推進する。

５　土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、地すべり、県調査結果以外の危険箇所の把握に努めるとともに、必要なパトロール等を行い、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している地域について、地震による土砂災害の発生を未然に防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び治山事業を、県と協力して推進する。

第４　ライフラインの整備

１　上水道（広島県水道広域連合企業団）

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置等を推進する。

２　下水道（下水道部）

⑴　耐震性の向上

既設の下水道施設については、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

⑵　耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

⑶　災害復旧の迅速化

災害復旧の迅速化を図るため、危機管理マニュアルを策定し、ポンプ場、マンホールポンプの中央監視システムや下水道終末処理場への通信機器等の整備に努める。

３　電力（中国電力ネットワーク（株）東広島ネットワークセンター）

⑴　耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

⑵　災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

４　ガス（広島ガス株式会社）

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上ができるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

５　通信（西日本電信電話（株）広島支店）

⑴　電気通信設備等の高信頼化

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

⑵　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　災害時優先電話について、加入者と協議し、２ルート化を推進する。

キ　移動体通信設備の高信頼化

第５　防災性の高い都市構造の形成

市は、市域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と協力を得て防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

１　防災上重要な公共施設等の整備

⑴　防災公園等の整備

市は県と連携して、災害発生時には避難場所ともなり、また火災発生時には焼け止まり効果があるオープンスペースを各地域に適正に配置するため、総合運動公園の整備促進とともに、公園施設に備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

⑵　避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化など避難路ネットワークを計画的に整備する。

⑶　防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発を推進する。

⑷　防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所等を平素から整備するとともに、インターチェンジ周辺、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

⑸　民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

⑹　所有者不明土地の活用等

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

２　市の不燃化の促進

⑴　防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災危険率の高い区域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

⑵　建築物の防火の促進

公共建築物については、新築、増改築等の際に耐火構造にするとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善に努めるものとする。また、新築、増改築等の建築物については、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導啓発に努めるものとする。

⑶　延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わ

せにより延焼遮断帯の形成を図る。

⑷　住宅密集地における防災性の向上

住宅密集地について防災性の向上を図るとともに、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図るものとする。

第２節　市民の防災活動の促進に関する計画

第１　防災教育

１　方針

地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者※及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

２　実施内容

⑴　防災思想の普及、徹底

防災関係機関は、市民が、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など地震災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めるものとする。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者※を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

⑵　市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震・津波災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

ア　啓発内容

(ｱ)　想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果

(ｲ)　地震・津波・土砂災害に対する心得

市民等に対して、次の内容を周知すること。

＜地震・津波のときの心得＞

ア　家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

イ　火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

ウ　テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、緊急地震速報、インターネット、コミュニティＦＭにより気象台等が発表する津波予報や地震・津波に関する情報を入手すること。

エ　海岸にいるときに強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりと

した揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

オ　野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

カ　切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

キ　車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

ク　避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

ケ　地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

コ　地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、懐中電灯などの防災用品、３日分程度、可能な限り１週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

イ　地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで津波避難ビル（３階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

ウ　正しい情報をラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、緊急地震速報、インターネット、コミュニティＦＭ、広報車等を通じて迅速に入手すること。

エ　津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

オ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注１）に退避すること。

イ　地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、直ちに港外（注１）に退避すること。

ウ　港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて（注２）固縛するなど最善の措置をとること。

エ　正しい情報をラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、無線等を通じて入手すること。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注１）港外：水深の深い、広い地域。

（注２）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

⑺　地震・津波に関する一般知識

⑻　非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

⑼　建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

⑽　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について、ゲージの準備等の家庭での予防・安全対策

⑾　災害情報の正確な入手方法

⑿　災害時の家庭内の連絡体制の事前確保

⒀　出火の防止及び初期消火の心得

⒁　外出時における地震発生時の対処方法

⒂　自動車運転時の心得

(ｼ) 救助・救援に関する事項

(ｽ) 安否情報の確認に関する事項

(ｾ) 津波浸水想定図

(ｿ) 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

(ﾀ) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

(ﾁ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

(ﾂ) 高齢者、障がい者などへの配慮

(ﾃ) 避難行動要支援者※に対する避難支援

(ﾄ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

(ﾅ) その他必要な事項

(3) 啓発方法

ア 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発

イ 広報車、ＣＡＴＶによる普及啓発

ウ 防災センターによる普及啓発

エ 広報紙等による普及啓発

オ 映画、スライド等による普及啓発

カ 学校教育を通じての児童・生徒等に対する周知徹底

キ 幼少年女性消防クラブの育成・指導

ク 社会教育及び地域集会等各種会合等を通じての普及啓発

ケ その他時宜に即した方法による普及啓発

(4) 職員に対する教育

市は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

ア 東広島市地域防災計画（震災対策編）及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(5) 児童・生徒等に対する教育

市は、児童・生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(6) 自動車運転者に対する啓発

市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(7) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

第２ 防災訓練

1　方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第２章第６節「防災訓練計画」の定めるところによるものとする。

2　実施内容

⑴　防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的に次のような防災訓練を行うものとする。

また、想定する訓練地震は、広島県地震被害想定の想定地震とする。

なお、訓練の実施項目ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討するとともに、訓練実施後には訓練実施結果について、評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

ア　災害対策本部の設置・運営

イ　災害広報

ウ　避難誘導

エ　消火活動

オ　交通規制

カ　救護活動

キ　非常無線通信

ク　消防広域応援

ケ　自衛隊派遣

コ　行方不明者の捜索活動

サ　食料供給・給水活動

シ　緊急道路の確保

ス　緊急物資の輸送

セ　通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧

ソ　緊急地震速報の利活用

タ　他市町との広域応援等

⑵　職員の動員訓練

市は、地震災害時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

なお、実施に際しては、勤務時間外に地震発生を想定して実施するなど、実践的即応体制の強化に努めるものとする。

⑶　通信運用訓練

市は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

⑷　津波避難訓練

ア　市は、県及び防災関係機関と連携して、津波避難訓練を適宜実施する。

イ　避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防機関※、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係

者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者※の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

ウ　避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難等の点検等を実施するものとする。

⑸　防災訓練に対する協力等

消防局は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

第３　消防団への入団促進

基本編第２章第４節第３「消防団への入団促進」に定めるところによる。

第４　地区防災計画の策定等

基本編第２章第４節第４「地区防災計画の策定等」に定めるところによる。

第５　自主防災組織の育成、指導

基本編第２章第４節第５「自主防災組織等の育成、指導」に定めるところによる。

第６　自主防災組織の活動

基本編第２章第４節第６「自主防災組織の活動」に定めるところによる。

第７　ボランティア活動の環境整備

基本編第２章第４節第７「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第８　企業等防災の促進

基本編第２章第４節第８「企業等防災の促進」に定めるところによる。

第３節　調査、研究に関する計画

第１　方針

この計画は、地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第２　実施項目

１　市は、県及び防災関係機関が行う地震・津波災害の原因及び地震・津波災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究に協力する。

２　調査研究の結果の公表

第３　地震・津波被害想定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震・津波に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第４　地震・津波に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が県内に大きな被害を与える可能性の高い地震についての調査研究に協力し、収集した各種情報を公表するので、市は、必要に応じこれらの情報を住民に対し公表するものとする。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第１　方針

市は、地震・津波が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策が実施できるよう、必要な備えを行っていくものとする。

第２　内容

１　配備動員体制の整備関係

地震・津波の規模によっては災害対策本部が設置される市庁舎が被災することもあるため、あらかじめ次の事項について定めておくとともに、本部員、市職員のほか、防災関係機関に対しても周知しておくものとする。

⑴　災害対策本部の本部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。

⑵　市長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

⑶　各実施部は、災害対策本部が設置された場合における各実施部の担当事務、配備体制等について、措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底させておくものとする。

⑷　業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

２　津波警報の伝達関係

⑴　市は、市民等に対して津波警報等が迅速に伝わるよう、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、サイレン、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

⑵　市は、津波警報等や避難指示等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者※や一時滞在者等に配慮するものとする。

⑶　市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民が避難の意識を喚起しな

い状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

3　情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management)）に集約できるよう努める。

4　通信機能の整備関係

⑴　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本※に非常通話又は非常電報の申込みを行っている。

防災担当職員等に、災害時における非常通話又は非常電報の使用方法等について周知徹底を図っておくものとする。

⑵　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本※に災害時優先電話の申込みを行っている。なお災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本※に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

⑶　市は、コミュニティＦＭ等の整備に努めるとともに、他の防災関係機関の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

⑷　市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、他市町、消防機関等を通じた一体的な整備に努めることとする。

⑸　地震・津波による被害により、広島県総合行政通信網の県庁統制局が使用できなくなった場合に備えて、代替通信機能の確保に努めるものとする。

⑹　市は、各種の情報連絡を行うため、移動体通信（携帯電話等）の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

⑺　市は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

⑻　市は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

⑼　市は、水防、消防、救急及び救助に関する通信施設の整備に努める。

資料編　３－１　消防関係無線設置状況

5　災害派遣、広域的な応援体制への備え

⑴　自衛隊災害派遣関係

ア　市は、平素から市における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当連絡職員の指定及び配置を行って

おくものとする。

イ　市は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ　市は、あらかじめ選定している臨時ヘリポートについて、平素から整備に努めておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとしており、指定避難所に指定されている施設については、ヘリコプターの出動を要請した際の、避難者の取り扱い等について協議しておくものとする。

資料編　１１-１　ヘリポート適地の状況

⑵　相互応援協力関係

ア　市は、関係機関と相互応援協定を締結しているが、大地震発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ　市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ　市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

資料編　１２-４　災害協定一覧（県内市町村の災害時の相互応援に関する協定） １２-４　災害協定一覧（広島県内広域消防相互応援協定書）

6　避難対策のための整備関係

市は、都市公園、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

⑴　指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ご

とに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

⑵　指定避難所の指定・周知

市は、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

ア　指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ　福祉避難所

(ｱ)　市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

(ｲ)　市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ｳ)　市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

⑶　避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

⑷　避難計画の作成

病院、学校、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

学校等※並びに病院及び社会福祉施設等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア　学校等※においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

資料編　5－1　指定緊急避難場所・広域避難場所等一覧 5－2　避難所一覧

⑸　ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

ハザードマップの作成にあたっては、広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア　地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ　指定緊急避難場所に関する事項

ウ　その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

⑹　津波避難対象地域※を明示するとともに、津波避難対象地域別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、津波避難対象地域※の選定にあたっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。更に、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

⑺　指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営についてあらかじめ計画を策定しておくものとする。

⑻　避難の誘導

ア　避難行動要支援者※の避難にあたっては、住民自治協議会、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、ピクトグラム（案内用図記号）を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする

ウ　興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7　水防業務従事者等の安全確保対策

市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

8　医療、救護活動関係

市は、地震・津波災害の発生に備え、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合に備え、防災関係機関との連携体制の確保や市内関係業者との調達体制の確保を図るものとする。

資料編　5－3　医療機関一覧

9　消防活動体制の整備関係

⑴　消防局は、大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア　出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ　火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、お互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

⑵　消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア　地震・津波発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ　地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成等について定める。

ウ　地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

エ　地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ　救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ　緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

10　緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

特に、近隣市町との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から、第１次緊急輸送道路のうち近隣市町及び隣接県外市町相互に連絡する「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

11　避難の受入れ・情報提供活動への備え

⑴　避難対策のための整備関係

ア　指定避難所の開設・運営

市は、避難場所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ　指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ｱ) 空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(ｲ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

(ｳ) 要配慮者※に配慮した施設・設備

(ｴ) テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等被災者による災害情報の入手に資する機器

(ｵ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難場所又はその近傍で確保できるよう努める）

(ｶ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(ｷ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｸ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、変常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

⑵　住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

資料編　６－６　応急仮設住宅建設予定地一覧

12　食料供給関係

⑴　市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、その際には、県の行った「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき必要量を検討するもの

とする。

⑵　市は、防災関係機関や販売業者等と協力体制の確立に努め、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

13　給水関係

⑴　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて次のとおり水道システム全体の安定性向上に努めるものとする。

ア　水道施設の耐震性向上

(ｱ) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(ｲ) 老朽管路の更新等

イ　緊急時の給水確保

(ｱ) 配水池の増強

(ｲ) バックアップ機能の強化

(ｳ) 応急給水拠点の整備

(ｴ) 遊休井戸等緊急時用の水源の確保・管理等

ウ　迅速な緊急対応体制の確立

(ｱ) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(ｲ) 訓練の実施

(ｳ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

⑵　知事は、地震災害時に備えて、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

14　生活必需品等供給関係

市は、生活必需品等※を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄を行っているが、引き続き季節等を考慮した必要品目、必要量の備蓄に努めるとともに、市内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等※の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

また、市は、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

15　災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

16　建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

17　空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

18　男女共同参画の視点からの対応

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局等が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

19　文教関係

⑴　避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成する。

⑵　応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

⑶　園児・児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、計画的に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて、地震・津波の基礎的な知識及び地震発生時の対策などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

⑷　文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

⑸　地域の避難所となる場合の対策

ア　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入れ場所・受入れ人員等の利用計画を作成する。

イ　学校又は生涯学習センター等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

⑹　教職員に対する研修

市教育委員会は、教職員に対して、生徒等※に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について研修を行う。

⑺　社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震・津波防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震・津波防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震・津波災害から守るため、平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。

20　帰宅困難者対策関係

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

21　孤立集落対策関係

地震・津波等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

⑴　指定避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄

⑵　コミュニティＦＭやＩＰ通信網、ＣＡＴＶ網、衛星通信など情報通信手段の整備

⑶　臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

⑷　避難計画の整備や避難訓練の実施

22　り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第４節の２　迅速かつ円滑な避難体制の確保に関する計画

第１　方針

防災関係機関は、津波が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

第２　津波災害計画区域の指定

市は地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

１　津波に関する予報等の伝達方法

２　避難場所及び避難経路に関する事項

３　避難訓練に関する事項

４　その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事

５　津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

⑴　施設の名称及び所在地

⑵　当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

第３　ハザードマップの作成

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

１　市地域防災計画において定められた津波に関する予報等の伝達方法

２　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

３　その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

第４　避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

第５　住民等への周知等

市は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した津波ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

第５節　危険物等災害予防計画

第１　方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等※の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して必要な指導を行う。

第２　実施内容

１　危険物施設の災害予防対策

⑴　施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

⑵　大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

⑶　保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑷　自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

２　高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

⑴　高圧ガス設備等の予防対策

高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化のため、県及び市が関係団体との連携の下に推進する対策は、次のとおりである。

ア　防災マニュアルの整備

イ　高圧ガス設備等の耐震化の推進

ウ　事業者間の相互応援体制の検討及び整備

エ　地震対策用安全器具の普及

オ　ＬＰガス集中監視システムの普及

⑵　火薬類取扱施設の予防対策

火薬類取扱施設の安全化のため、市が推進する対策は、次のとおりである。

ア　製造従事者に対する保安教育、技術指導及び定期自主検査の完全実施の指導

イ　火薬類取扱施設所有者への、地震・津波災害時における被害状況の早期把握及び市への通報の指導

3　毒物劇物取扱施設の予防対策

⑴　毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア　危害防止規程の整備

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(ｱ)　毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(ｲ)　次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

a　毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

b　設備等の点検・保守を行う者

c　事故時における関係機関への通報を行う者

d　事故時における応急措置を行う者

(ｳ)　次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(ｴ)　前記(ｳ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(ｵ)　事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(ｶ)　前記(ｲ)に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

イ　防災訓練の実施

前記ア(ｵ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

⑵　毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4　放射性同位元素を取り扱う事業所の災害予防対策

⑴　放射性同位元素を取り扱う事業所の事前調査

放射性同位元素を取り扱う事業所の災害等は、放射性物質等による汚染（放射性物質が身体、資機材等に付着すること。）や被ばく（身体が放射線にさらされること。）のおそれがある点が一般の火災等と異なる。したがって、あらかじめ事業所側と十分に連絡を取り、施設の実態に関する的確な情報

を事前に調査しておくものとする。

⑵　放射線検出体制の整備

放射線危険区域の設定等の判断資料を得るための放射線検出体制及び連携方法について事業所側とあらかじめ協議し、定めておくものとする。

⑶　被ばく防護資機材等の整備

消防隊員の被ばく防止又は適切な被ばく管理を行うため、放射能防護服、酸素呼吸器、測定器、除染設備等の被ばく防護資機材を整備しておくものとする。

⑷　消火活動体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の災害時における円滑な消防活動及び隊員の被ばく、汚染防止並びに施設内外での汚染拡大防止のため、警防計画を作成しておくものとする。

⑸　救急・救助体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の事故等で発生した負傷者等の救急搬送に係る受入れ体制等については、あらかじめ、放射性同位元素を取り扱う事業所、関係医療機関と協議し、定めておくものとする。

⑹　隊員等の被ばく管理、汚染検査、除染体制の整備

ア　放射性同位元素を取り扱う事業所の火災時等に活動することとなる隊員等については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理が必要となるため、被ばく管理責任者をあらかじめ選任しておくものとする。

イ　汚染検査が効果的に行えるよう、あらかじめ、汚染検査場所、汚染検査要員、汚染検査資機材等について事業所側と協議し、定めておくものとする。

ウ　隊員等の除染が効果的に行えるよう、あらかじめ、隊員等の除染場所・施設、除染剤、除染担当要員、汚染した消防装備・資機材の管理、汚染物の処理について事業所側と協議し、定めておくものとする。

⑺　隊員等に対する防災教育・訓練

隊員等に対して放射性物質や放射線に関する一般的知識、消防活動上の基本的留意事項、防護資機材の取扱要領を修得させるための研修を行う。

⑻　広報体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業所の火災等に際し、消防局が行うべき広報活動において使用する広報文例をあらかじめ作成しておくものとする。

第６節　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第２章第８節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

第７節　ボランティア活動の環境整備計画

基本編第２章第４節第７「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第８節　要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第２章第９節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第９節　広域避難の受入に関する計画

基本編第２章第 10 節「広域避難の受入に関する計画」を準用する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　組織、動員計画

基本編第３章第２節「組織、動員計画」を準用する。

第２節　住民等の避難誘導に関する計画

第１　方針

津波が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努めることとする。

この計画では、津波避難のための事前の準備及び津波発生時の応急対策について定める。

第２　津波避難のための事前の準備

１　津波浸水想定図等の作成及び周知

地区居住者等※が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。なお、津波ハザードマップ作成にあたっては、県から必要な情報提供を受けることとする。

２　避難場所・避難路の選定

⑴　基本原則

市は、地区居住者等※が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定にあたっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定にあたって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、広島県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として３階以上とする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、必要に応じて、整備方針を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

更に、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、海抜表示板等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

⑵　避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、概ね次による。

ア　避難場所

(ｱ)　津波避難対象地域※から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）

(ｲ)　十分な地盤標高を有すること。

(ｳ)　原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定

することが望ましい。）

(ｴ) 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。

(ｵ) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。

(ｶ) 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限１人当たり１㎡以上を確保すること）。

(ｷ) 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。

(ｸ) 避難場所表示があり、入口等が明確であること。

(ｹ) 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

イ　津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準は概ね次による。

(ｱ) ３階建て以上かつ耐震性（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してＲＣ（鉄筋コンクリート）又はＳＲＣ（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること（津波の高さや地域の状況によっては２階建ても選定できる）。

(ｲ) 海岸に直接面していないこと。

(ｳ) 収容スペースとして、１人当たり１㎡以上を確保すること。

(ｴ) 避難路等に面していること。

(ｵ) 夜間照明や情報機器が備わっていること。

(ｶ) 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく必要がある。

ウ　避難路

避難路の選定基準は、概ね次による。

(ｱ) 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

(ｲ) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

(ｳ) 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

(ｴ) 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。

(ｵ) 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）

(ｶ) 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。

(ｷ) 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。

(ｸ) 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

(ｹ) 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

(ｺ) 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

資料編　５－１　指定緊急避難場所・広域避難場所等一覧

5－2　避難所一覧

3　津波避難計画の作成

市は、津波避難対象地域※を明示するとともに、津波避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定にあたっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。更に、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

4　防災上重要な施設の避難対策

⑴　学校等※、病院等の施設設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

その際、避難行動要支援者※の避難に特に配慮するものとする。

⑵　学校等※並びに病院及び社会福祉施設等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア　学校等※においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第３　津波発生時の応急対策

1　避難指示等の発令

⑴　発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示等を発令する。

ア　報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第２項及び気象業務法第１５条の２第２項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

イ　強い地震（概ね震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ　気象業務法施行令第１０条の規定により市長が自ら津波警報等をした場合

⑵　発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示等を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示等の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

⑶　指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

ア　津波避難対象地域※

イ　避難指示等の発令理由

ウ　避難先及び避難路

エ　避難の方法及び携行品

オ　その他必要な事項

⑷　解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示等を解除する基準を定める。

ア　報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

イ　気象業務法施行令第１０条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

⑸　解除時期及び解除手順

避難指示等の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

⑹　発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

ア　伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

イ　伝達手段

伝達手段としては、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、サイレン、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音により注意を喚起した上で、広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。

２　避難の誘導

⑴　避難誘導にあたる者

ア　市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者

イ　自主防災組織のリーダー等

⑵　避難誘導の方法

ア　避難は、原則徒歩とする。

イ　避難場所・避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

ウ　避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。

エ　高齢者、障がい者等自力で避難の困難な避難行動要支援者※に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難にあたっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

オ　避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

カ　避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

⑶　再避難の措置

誘導にあたる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる

第３節　災害情報計画

第１　方針

この計画は、市域内に地震が発生し、又は地震による津波が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

第２　地震・津波情報の収集・伝達

１　地震動の観測施設

市内には計測震度計が設置され、県災害対策支部となる西部建設事務所東広島支所に設置した中継装置を経由して県庁へ送信する震度情報ネットワークシステムが整備されている。このため、市は地震発生時には、当該計測震度計により速やかに市内の震度を確認するとともに、広島県総合行政通信網やテレビ（ＣＡＴＶ含む。）・ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等により近隣市町の震度や震源地等を確認し、状況に応じた職員の配備・参集や必要な災害応急対策を行うものとする。

資料編　４－３　震度計設置状況

２　津波警報等の種類及び内容

⑴　種類

ア　大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

⑵　津波警報等

<table>
<tr><th rowspan="2">種　類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr>
<tr><th>数値での発表（予想される津波の高さ区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し人は津波により流れに巻き込まれます。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</td><td>10m超
（10m＜予想される津波の最大派の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想される津波の最大派の高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５m
（3m＜予想される津波の最大派の高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１メートルを超え、３メートル以下の場合</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</td><td>３m
（1m＜予想される津波の最大派の高さ≦3m）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、１メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きます。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。</td><td>１m
（0.2m≦予想される津波の最大派の高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td></tr>
</table>

（注）津波警報等の留意事項

1　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3　地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

4　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。

5　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

⑶　津波予報

区　分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発　表　基　準
緊急地震速報（警報）	最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

４　地震及び津波に関する情報の種類と内容

⑴　発表基準

ア　県内で震度１以上の地震を観測したとき。

イ　広島県に津波予報が発表されたとき。

ウ　その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁本庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

⑵　種類及び内容

ア　津波に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
その他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

※　広島県の津波観測点は広島港及び呉港に第六管区海上保安本部が管理している検潮所がある。

＜地震・津波に関する情報発表の概念図＞

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
※４　気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
※５　気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

5　津波警報等の伝達経路

⑴　気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

（注）1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。

2 民間報道機関は，㈱中国放送・㈱中国新聞社である。

⑵　広島地方気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

（注）１　広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

２　民間報道機関は、テレビ新広島、中国放送、広島ホームテレビ、広島テレビ放送、広島エフエム放送、中国新聞社である。

⑶　ＮＴＴ西日本は、次の経路により大津波警報・津波警報を伝達する。

⑷　市の措置

ア　受領担当

県等の関係機関からの地震情報等の通知は、総務部情報収集班において受領する。

イ　住民等への周知

市は、必要によりコミュニティＦＭ等を活用して、速やかに正確な地震情報、とるべき必要な措置等について住民や関係団体等に周知する。

また、受信した緊急地震速報をコミュニティＦＭ等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

ウ　関係機関との連絡体制

市は、常に広島県総合行政通信網やラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）等に注意するとともに、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

エ　勤務時間外の措置

勤務時間外に、県等からの地震情報等の通知は、宿日直者が危機管理課長に連絡し、危機管理課長が危機管理担当部長に連絡する。危機管理担当部長は、各部局長・支所長に連絡する。

⑸　津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波予報の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、震度４以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア　津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ　市に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも１時間はＮＨＫ放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

⑹　緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報をコミュニティＦＭ等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

⑺　地区居住者等への情報の伝達

市は、津波警報等及び津波に関する情報が、地区居住者等※に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。この場合において、地区居住者等※が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア　聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ　観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、コミュニティＦＭラジオを配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、屋外拡声器により伝達する。

ウ　海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

⑻　情報の伝達方法

市は、津波警報等及び情報の伝達手段として、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者※となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

第３　地震・津波災害発生及び被害状況報告・通報

地震・津波災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震・津波発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、市域内で震度５弱以上を記録したものについては、直接、消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を県及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

１　災害発生報告等の庶務

災害発生報告、被害状況報告に係る事務は、総務部総括班が担当する。

２　災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

⑴　伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）

（県に報告できない場合）

内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

区　分 回線別		平日（９：00～17：45） ※応急対策室	左　記　以　外 ※　宿　直　室
ＮＴＴ回線	電　話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553
消防防災無線	電　話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	ＦＡＸ	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	ＦＡＸ	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

⑵　地震・津波災害発生報告の様式

地震・津波災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、資料編掲載の「災害発生報告」をもって行う。

⑶　消防局への通報が殺到した場合の報告

地震・津波により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防局への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

⑷　県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

資料編　１３-２　災害発生報告

３　被害状況の報告及び通報

市長（本部長）は、関係法令等の規定に基づき、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼として、次により関係機関に被害状況を報告及び通報する。

⑴　伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

⑵　被害状況の報告等

被害状況の報告は、資料編に掲げる被害総括表により、西部建設事務所東広島支所を通じて県に行うものとする。

資料編　１３−３　被害総括表

⑶　県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

⑷　人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理総監）に伝達する。

⑸　被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編　１３−４　被害程度の判定基準

第４節　通信運用計画

基本編第３章第７節「通信運用計画」を準用する。

第５節　ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第３章第８節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

基本編第３章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第７節　相互応援協力計画

基本編第３章第 10 節「相互応援協力計画」を準用する。

第８節　防災拠点に関する計画

基本編第３章第 11 節「防災拠点に関する計画」を準用する。

第９節　救出計画

第１　方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ、津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市は県、警察及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第 12 節「救出計画」の定めるところによるものとする。

第２　陸上における救出

1　救出活動

⑴　市

ア　消防局による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ　市による救出が困難なときは、速やかに警察に連絡し、合同して救出にあたる。

ウ　前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明　示　事　項

(ｱ)　災害の状況及び応援を必要とする理由
(ｲ)　応援を必要とする期間
(ｳ)　応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
(ｴ)　応援を必要とする区域及び活動内容
(ｵ)　その他参考となるべき事項

なお、自衛隊への派遣要請については、基本編第３章第９節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ　救護機関及び警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

⑵　自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、消防局は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア　自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ　要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防局又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ　市、消防局、警察と可能な限り、連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第３　海上における救出

市長及び消防局長は、県、県警察※、第六管区海上保安本部、呉海上保安部等防災関係機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

第４　活動時における感染症対策

災害現場で活動する部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第10節　医療、救護計画

第１　方針

市は、地震・津波が発生した場合、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会、広島県医師会等各関係機関と相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む。以下同じ。）、救護活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第13節「医療救護・助産計画」の定めるところによるものとする。

第２　医師会との連携による医療活動

地震・津波災害発生後、特に初期の段階においては、市内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、医師会との協定に基づき連携して医療救護活動を実施する。

なお、地区医師会との連携のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

第３　医薬品・医療資機材の確保

１　地震・津波発生後初期段階への対応

市は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品、医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

２　地震・津波発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

市は医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合、県に関係業者等からの調達を要請する。

第４　救急搬送の実施

１　負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

２　救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

３　緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

４　迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

５　県は、広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、調整するものとする。

６　県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置、運営するものとする。

第５　救護所設置の広報

市は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第11節　消防計画

第１　方針

市は、地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防局の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第14節「消防計画」の定めるところによるものとする。

第２　消防活動体制の整備

１　消防局は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

⑴　出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

⑵　火災の拡大防止

火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等※を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

2　消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

⑴　地震・津波発生直後の消防職員・消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

⑵　地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

⑶　地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水そう（耐震性）の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

⑷　地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水そう（耐震性）の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、消防水利の多元化を図る。

第３　消防活動

1　火災発生状況等の把握

消防局は、消防団と連携して、自主防災組織等から市域内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察と相互に連絡を行う。

⑴　延焼火災の状況

⑵　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

⑶　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

2　消防活動の留意事項

消防局は、消防団と連携して、次の事項に留意して活動する。

⑴　延焼火災件数の少ない地域は、集中的な消火活動を実施し、安全地域を確保する。

⑵　多数の延焼火災が発生している地域は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

⑶　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地域は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

⑷　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑸　要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

⑹　自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第４　事業所等の活動

消防局は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

1　火災予防措置

ＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2　火災が発生した場合の措置

⑴　事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

⑵　必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

３　災害拡大防止措置

ＬＰガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

⑴　周辺地域の地区居住者等※に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

⑵　警察及び消防局等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

⑶　立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第12節　水防計画

第１　方針

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、津波到達等に備え、これらの施設の管理者は地震・津波発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

第２　応急対策

１　河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

⑴　地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による津波や洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は市長は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、市長が立退きの指示を行う場合は、その旨を警察署長に通知する。

⑵　河川、海岸、ダム、ため池及び防潮扉等※の管理者は、大地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

資料編　２-１０　農業用ため池（防災重点ため池）の状況

２　市の措置

市は、大地震発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、防潮扉等※の操作その他適宜に水防活動を行う。

なお、水防活動を行う要員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

第３　津波対策

市及び防潮扉等※の管理者は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度４以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

１　防潮扉等※の管理者等の措置

⑴　防潮扉等※の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波予報を入手したとき、又はラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、臨機応変に防潮扉等※の開閉を行う。

⑵　水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

2　市の措置

⑴　各区域内の監視、警戒及び防潮扉等※の管理者への連絡通報

⑵　水防に必要な資機材の点検整備

⑶　防潮扉等※の遅滞のない操作及び防潮扉等※の管理者に対する閉鎖の応援

⑷　水防管理団体相互の協力及び応援

第４　水防活動の応援要請

1　市は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

2　市は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第13節　危険物等災害応急対策計画

基本編第３章第 16 節「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第14節　災害警備計画

基本編第３章第 17 節「災害警備計画」を準用する。

第15節　交通応急対策計画

基本編第３章第 18 節「交通応急対策計画」を準用する。

第16節　輸送応急対策計画

第１　方針

地震・津波が発生した場合には、市は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

第２　緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

1　被災者

2　災害対策要員

3　救助用物資・資機材

4　救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具

5　食料、飲料水、生活必需品等※

6　応急復旧用資機材

7　その他必要な人員、物資等

第３　輸送車両等の確保

1　市は、あらかじめ定める地震・津波発生時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

2　市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

⑴　輸送区域及び借り上げ期間

⑵　輸送人員又は輸送量

⑶　車両等の種類及び台数

⑷　集結場所及び日時

⑸　車両等の燃料の給油場所及び給油予定量

⑹　その他必要事項

資料編　１１−５　市有自動車一覧

第17節　在港船舶対策計画

基本編第３章第 20 節「在港船舶対策計画」を準用する。

第18節　避難計画

基本編第３章第21節「避難計画」を準用する。

第19節　災害広報・被災者相談計画

第１　方針

地震・津波発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある

なお、住民への情報伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

第２　広報活動

1　広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

なお、県災害対策本部を設置した場合において、県が関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は、県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して、広報事項を示して、放送の要請を行う。

2　広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者※、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

3　広報機関による広報の内容

⑴　市

市は、県警察※、その他の関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を行う。

ア　広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

(ｱ)　津波に関する予警報及び情報

(ｲ)　地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）

(ｳ)　避難に関する情報（避難場所、避難指示等）

(ｴ)　医療、救護所の開設に関する情報

(ｵ)　災害発生状況に関する情報

(ｶ)　出火防止、初期消火に関する情報

(ｷ)　二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）

(ｸ)　その他安心情報等必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

(ｱ)　食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報

(ｲ)　電気、ガス、水道の復旧に関する情報

(ｳ)　交通機関、道路の復旧に関する情報

(ｴ)　電話の利用と復旧に関する情報

(ｵ)　ボランティア活動に関する情報

(ｶ)　仮設住宅、ホームステイ等に関する情報

(ｷ)　臨時相談所に関する情報

(ｸ)　被災建物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報

(ｹ)　その他生活情報等必要な情報

イ　広報の方法

(ｱ)　コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶの活用

(ｲ)　登録制メール、緊急速報メールの活用

(ｳ)　災害一斉緊急通報システム

(ｴ)　広報車、ハンドマイク等による広報

(ｵ)　市ホームページによる広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む。）

(ｶ)　住民自治協議会等を通じての連絡

(ｷ)　報道機関への情報提供、放送要請

(ｸ)　ビラ配布等による広報

(ｹ)　インターネット・ＳＮＳ等を利用した広報

(ｺ)　立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報

(ｻ) 文字、手話、外国語等を用いた広報

(ｼ) 県に対する広報の要請

第３　被災者相談活動

１　被災者相談機関

各防災関係機関は、地震・津波災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

２　相談方法

各防災関係機関は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

第20節　住宅応急対策計画

第１　方針

基本編第３章第23節「住宅応急対策計画」の定めによるが、特に、大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第２　被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、建築判定※を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

１　事前対策

⑴　市長は、的確な建築判定※を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　建築判定実施の決定と建築判定実施本部※の設置

イ　建築判定※の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ　建築判定士等※の確保、建築判定※の実施体制等

オ　建築判定士等※の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　建築判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　建築判定実施の事前準備

⑴　市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定※を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

⑵　市は、地震被害に備え、建築判定実施本部※をあらかじめ整備しておく。

3　応急危険度判定の実施

⑴　市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定※の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部※の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定※のための支援を知事に要請することができる。

⑵　市は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等※の速やかな確保に努めるものとする。

⑶　市は、建築判定※の実施の決定後速やかに、建築判定士等※の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

4　県と市間の連絡調整等

⑴　市は、建築判定実施本部※の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　建築判定実施本部※は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第3　民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（社）広島県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

また、市は当該情報提供に努める。

第4　被災宅地危険度判定

大地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、宅地判定※を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

1　事前対策

⑴　市は、的確な宅地判定※を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ　宅地判定※の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　宅地判定実施方法の決定等の基準

エ　初動体制整備のための宅地判定士※の確保

オ　宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は、宅地判定※に関し県が開催する講習会及び、宅地判定士※の養成に協力するとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

2　宅地判定実施の事前準備

⑴　市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

⑵　市長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

3　宅地判定の実施

⑴　市長は、地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、

宅地判定実施本部を設置し、宅地判定※の実施を決定する。

⑵　被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、市長は、必要な支援を県に要請する。

⑶　市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

4　県と市間の連絡調整

⑴　市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第21節　食料供給計画

第１　方針

基本編第３章第24節「食料供給計画」に定めるとおりとするが、大規模地震・津波発生時に被災者に対して基本的な生活を確保するため、避難所で食料及び生活必需品に対する要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な供給活動を行うものとする。

第２　食料、生活必需品等の供給

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、市内業者等より調達した食料を被災者等に供給するものとする。

第３　救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　6－2　救援物資集積場所

2　救援物資の供給

⑴　物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当班
市有車両の確保及び緊急車両の調達	財産管理班
調達・救援物資の仕分け、配分	配給班
主食及び食料品の調達	農林水産班
生活必需品、燃料等の調達	商工班
炊き出し	教育班

⑵　物資は、つぎの流れで避難者へ配送する。

第22節　給水計画

基本編第３章第25節「給水計画」を準用する。

第23節　生活必需品等供給計画

基本編第３章第 26 節「生活必需品等供給計画」を準用する。

第24節　保健衛生計画

基本編第３章第 27 節「保健衛生計画」を準用する。

第25節　遺体の捜索、取り扱い、埋火葬計画

基本編第３章第 28 節「遺体の捜索、処理、埋葬等計画」を準用する。

第26節　公共施設等災害応急復旧計画

第１　公共施設等の応急復旧活動

地震・津波によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害に備え、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

また、次表に掲げる避難所やヘリポート等防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

防災活動拠点	施設名	管理担当部
災害対策活動拠点	東広島市役所	財務部
避難対策拠点	資料編参照	総務部、学校教育部等
救援物資集積拠点	東広島運動公園体育館	都市部
輸送拠点（ヘリポート）	資料編参照	都市部、学校教育部等

第２　道路、港湾等の応急復旧活動

１　道路等の管理者

道路、橋梁等の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急輸送道路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

２　港湾等の管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

第３　治水施設等の応急復旧活動

１　河川、海岸

河川、海岸管理者は、地震・津波により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

２　砂防設備等

市は、県と協力して、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第４　治山施設等の応急復旧活動

市は、県及び近畿中国森林管理局と協力して、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第５　その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第６　住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第27節　電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

第１　方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第２　電力施設の応急対策

1　実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

2　津波災害時における危険防止措置

津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

3　復旧方針

復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

⑴　人命救助に関わる病院

⑵　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、下水道、交通、通信、報道等の機関

⑶　被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・援受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報活動

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶ含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第３　ガス施設の応急対策

1　実施責任者

一般ガス事業者

2　情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

3　二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては、請負工事業者等に応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第４　水道施設の応急対策

1　実施責任者

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者

2　二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

3　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合を想定した手順や方法を明確にした計画の策定、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

⑵　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定給水装置工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

⑶　応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

4　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

第５　下水道施設の応急対策

1　実施責任者

市長（下水道管理者）及び広島県上下水道部（下水道管理者）

2　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

また、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

⑵　あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

⑶　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

3　広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報については、広報車をはじめ、必要に応じてテレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

第28節　その他施設災害応急対策計画

基本編第３章第 30 節「その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第29節　廃棄物処理計画

基本編第３章第 31 節「廃棄物処理計画」を準用する。

第30節　ボランティアの受入れ等に関する計画

基本編第３章第 32 節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第31節　文教計画

基本編第３章第 33 節「文教計画」を準用する。

第32節　災害救助法適用計画

基本編第３章第 34 節「災害救助法適用計画」を準用する。

第４章　災害復旧計画

第１節　目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第２節　災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画

基本編第４章第２節「災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施計画」を準用する。

第３節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第４章第３節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第４節　被災者の生活確保に関する計画

基本編第４章第４節「被災者の生活確保に関する計画」を準用する。

第５節　施設災害復旧計画

基本編第４章第５節「施設災害復旧計画」を準用する。

第６節　激甚災害の指定に関する計画

基本編第４章第６節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第７節　救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画

基本編第４章第７節「救援物資、義援金及び寄附金の受入れ等に関する計画」を準用する。

第８節　災害復興計画（防災まちづくり）

基本編第４章第８節「災害復興計画（防災まちづくり）」を準用する。

南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　目的

本計画は、南海トラフ特措法※第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法※第３条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された広島県内の区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）」

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第３節　基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合あることを考慮しつつ、防災関係機関※、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、震災対策編・地震災害対策計画の第２章から第４章及び津波災害対策計画の第２章から第４章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の７点である。

第１　各般にわたる甚大な被害への対応

１　南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

２　市は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

３　ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

第２　津波からの人命の確保

１　南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、市及び住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

２　市は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練を実施する。避難行動要支援者※の支援等の総合的な対策を推進する。

　また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

第３　超広域にわたる被害への対応

１　南海トラフ巨大地震では、震度６弱以上または浸水深３０㎝以上の浸水面積が１０ha 以上となる市区町村は、３０都府県の７３４市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

　このため、市は、災害応急対策を行うに当たって、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。

２　市は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、３日分程度、可能な限り１週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

第４　時間差発生等への対応

１　南海トラフ沿いでは、１８５４年の安政東海地震・安政南海地震は３２時間の間隔を置いて発生し、１９４４年の東南海地震・１９４６年の南海地震は約２年間の間隔を置いて発生している。

　このため、市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

２　国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

⑴　南海トラフ地震臨時情報（調査中）

⑵　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

⑶　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

３　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

4　世界の事例では、Ｍ８．０以上の地震発生後に隣接領域で１週間以内にＭ８クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に１回程度とされており、また、Ｍ７．０以上の地震発生後に同じ領域で１週間以内にＭ８クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に１回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

⑴　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

⑵　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

⑶　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

5　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

6　後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

⑴　後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

⑵　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

⑶　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

7　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに１週間（対象地震発生から３３６時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

8　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ７．０以上Ｍ８．

０未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

9　後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。

⑴　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

⑵　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

10　国、県及び市町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

⑴　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

⑵　国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

11　国、県及び市町等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

12　国、県及び市町等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

13　県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

第５　外力レベルに応じた対策

1　南海トラフ地震は、レベル１の地震・津波※から、レベル２の地震・津波※までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

2　地震動による揺れへの対策は、東広島市におけるレベル２の地震は震度５強から震度６弱の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

3　災害応急対策について、市は、オールハザードアプローチ（できるだけ多くの危機や脅威に対応できるような包括的アプローチ）の考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

4　経済的な被害への対策について、市及び企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

5　対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

第６　戦略的な取組の強化

1　津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、市は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

2　防災・減災目標を達成するため、市は他の地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

　また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、市は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的

な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

3　市は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

4　市及びライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

5　津波対策の推進に関する法律（平成２３年法律第７７号）において、１１月５日は津波防災の日とされており、市は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

第７　訓練等を通じた対策手法の高度化

1　防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、市は、行政・住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

2　津波からの避難について、市は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第４節　南海トラフ地震の概要

第１　地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、２つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が１６０５年慶長地震をはじめ、１７０７年宝永地震、１８５４年安政南海地震、１９４６年昭和南海地震等、１００～１５０年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

第２　今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和４年１月１日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ地震（M8～M9 クラス）	令和４年１月１日	30%程度	70％～80％	90%程度もしくはそれ以上

第３　想定結果

広島県が、東日本大震災（平成２３年３月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき見直しを行った、広島県地震被害想定の結果は次のとおりである。

１　地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

2　津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している 11 ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定。

・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定。

・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地　震						津　波		
	基本ケース	東側ケース	西側ケース	陸側ケース	経験的手法	重ね合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	**－**	**－**	**－**	**○**	**－**	**－**	**○**	**－**	**－**
広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
呉市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
竹原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三原市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
尾道市	－	－	－	○	－	－	－	－	○
福山市	－	－	－	○	－	－	－	○	－
府中市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
三次市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
庄原市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大竹市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
東広島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
廿日市市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸高田市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
江田島市	－	－	－	○	－	－	○	－	－
府中町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
海田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
熊野町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
坂町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
安芸太田町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
北広島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
大崎上島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
世羅町	－	－	－	○	－	－	○	－	－
神石高原町	－	－	－	○	－	－	○	－	－

地震ケース
基本：基本となるケース
東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定
重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース
1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

3　想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※　平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差σを加えたもの（2σ を加えることで正規分布の 95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 （平均：風速　8m/ s 最大：風速 11m/ s）	・多くが自宅で就寝中に被災するため，家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く，また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12 時 （平均：風速　7m/ s 最大：風速 11m/ s）	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており，自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は，１日の中で最も少ない時間帯であり，老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18 時 （平均：風速　8m/ s 最大：風速 11m/ s）	・住宅，飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で，出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか，ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道，道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり，交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4　被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）(1/2)

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度，最大速度，最大加速度，SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値，沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位，最大波到達時間，津波影響開始時間，浸水深別面積，浸水開始時間，流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災　＊	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物，非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	土砂災害　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	津波　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒，屋外落下物　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒，屋内落下物　＊	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）　＊	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者　＊	要救助者数，要捜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）(2/2)

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数，断水人口	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長，機能支障人口	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	電力 ＊	電柱被害本数，停電軒数	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	通信 ＊	電柱被害本数，固定電話の不通回線数，携帯電話の不通ランク	10m メッシュ(津波)，250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道，直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線，在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 ＊	避難者数（避難所，避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者 ＊	帰宅困難者数，滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料，飲料水，毛布，仮設トイレ） ＊	食料，飲料水，毛布，仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 ＊	要転院患者数，医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物，津波堆積物 ＊	災害廃棄物発生量，津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	災害時要援護者	災害時要援護者数（避難所）	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 ＊	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数，かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 ＊	災害対策拠点施設，避難拠点施設，医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 ＊	被害額	市町ごと
	間接被害 ＊	被害額	県域

＊：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)，燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生，防疫，遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期堪水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

5　想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース１）

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は 0.8%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は 9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 12,474ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 69,210 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 14,759 人で、その約 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人は約 59 万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が 1,069,382 人、停電が 119,836 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 8.9 兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（H24）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

震度分布（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※１）		最大波到達時間（分）	津波影響開始時間（分）（※２）
		うち津波の高さ（m）		
広島市	3.6	1.5	246	37

呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※１　「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２　「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

市は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成している地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、同計画に基づく事業の推進に協力する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第１　計画作成主体

県

第２　計画年度

平成２８年度～平成３２年度（第５次）

第３　対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市事業を含む。）

１　避難地

２　避難路

３　消防用施設

４　消防活動が困難である区域の解消に資する道路

５　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

６　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

７　医療法第３１条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

８　社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
９　公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
10　公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
11　キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
12　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設又は河川法第３条第２項に規定する河川管理施設
13　砂防法第１条に規定する砂防設備、森林法第４１条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第２条第２項第１号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
14　地震・津波災害時において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設
15　地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な施設又は設備
16　地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
17　地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
18　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
19　老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

第６節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

第１　津波からの防護のための施設の整備等

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
２　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮提、水門等を越流し、提内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
３　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
⑴　防潮堤、防波堤、水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
⑵　防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
⑶　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順
水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を

具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね２時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。

⑷　水門等の閉鎖訓練

防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。

４　県及び市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

第２　水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

第３　港湾、漁港の船舶対策

１　漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、津波警報が発表された場合を想定して、次の内容等について、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

⑴　停泊中の大型、中型船舶は、港外に退避する。

⑵　避難できない船舶について、係留を安全に実施する。

⑶　大型、中型船舶は、入港を差し控える。

⑷　避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

２　漁船の処置

津波の到達時間まで十分な余裕（１０時間以上）がある場合は、水深の深い場所（１００ｍ程度）へ避難させることが望ましいが、本市への津波到達予想時間を考慮すると、このような沖合避難は、非常に危険を伴うものと考えられる。よって、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

第４　津波に関する情報の伝達等

１　市内の地震動等の観測施設

資料編　４－３　震度計設置状況

２　津波に関する情報の種類と内容

⑴　発表基準

ア　広島県に津波警報等が発表されたとき。

イ　その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

⑵　種類及び内容

震災対策編・津波災害対策計画第３章第３節第２の２「津波警報等の種類及び内容」による。

３　津波警報等の伝達経路

震災対策編・津波災害対策計画第３章第３節第２の５「津波警報等の伝達経路」による。

４　津波警報等の住民等への伝達方法

⑴　市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、テレビ（CATV 含む）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

⑵　市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者※や一時滞在者等に配慮するものとする。

⑶　市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

５　地区居住者等の避難行動等

市は、津波警報等及び津波に関する情報が、地区居住者等※に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。この場合において、地区居住者等※が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

⑴　聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

⑵　観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、緊急告知ラジオ等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、コミュニティＦＭの屋外拡声子局等により伝達する。

６　船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

７　船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

⑴　停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

⑵　港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。

⑶　避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

⑷　津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）

８　情報の収集伝達経路

震災対策編・津波災害対策計画第３章第３節「災害情報計画」による。

第５　津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、津波避難対象地域※を推進計画※に明示するととも

に、津波避難対象地域別の避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画※に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

1　津波避難計画の作成

市は、津波避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

2　津波ハザードマップの作成及び周知

市は、地区居住者等※が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図をもとに、指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を行い、住民等に周知するものとする。なお、市の津波ハザードマップ作成にあたって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

3　指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

⑴　指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

⑵　指定避難所の指定・周知

市は、生涯学習センター、地域センター、学校等※の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者※を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者※の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

4　避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加の

ワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

5　防災上重要な施設の避難対策

⑴　病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

⑵　学校等※並びに病院及び社会福祉施設等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア　学校等※においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

6　津波発生時の応急対策

⑴　避難指示等の発令

ア　発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示等を発令する。

(ｱ) 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第１５条第２項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

(ｲ) 強い地震（概ね震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

(ｳ) 気象業務法施行令第１０条の規定により市長が自ら津波警報をした場合

イ　発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報を認知した場合又は大津波警報・津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示等を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発表された場合について、避難指示等の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

ウ　避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ｱ) 津波避難対象地域※

(ｲ) 避難指示等の発令理由

(ｳ) 避難先及び避難路

(ｴ) 避難の方法

(ｵ) その他必要な事項

エ　解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示等を解除する基準を定める。

(ｱ) 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報の解除の通知を受けた場合

(ｲ) 気象業務法第１０条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ　解除時期及び解除手順

避難指示等の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手

順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ　発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

(ｱ) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関※及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

(ｲ) 伝達手段

伝達手段としては、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、広報車、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音等により注意を喚起した上で、広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。

⑵　避難の誘導

ア　避難誘導に当たる者

(ｱ) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者

(ｲ) 自主防災組織のリーダー等

イ　避難誘導の方法

(ｱ) 避難は、原則徒歩とする。

(ｲ) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(ｳ) 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。

(ｴ) 避難行動要支援者※に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

(ｵ)　避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

(ｶ)　避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ウ　再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関※及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる

エ　指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画※に定められた内容と十分調整のとれたものと

するよう留意するものとする。

オ　安全確保対策

強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（３階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施するものとする。

7　指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

⑴　避難後の救護の内容は基本編第３章第 13 節医療救護・助産計画によるものとする。

⑵　市は、指定避難所の開設時における、次の事項について別に定めるものとする。

ア　応急危険度判定を優先的に行う体制

イ　各指定避難所との連絡体制

ウ　各指定避難所における避難者リストの作成

エ　その他あらかじめ準備すべき事項

⑶　市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

8　指定避難所の開設

市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

⑴　指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努める。自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア　情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ　食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、

良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ　避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ　指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等※の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ　要配慮者※の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

キ　やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

ク　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

⑵　市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報収集班）に報告する。

ア　開設の日時

イ　開設の場所

ウ　収容人員

エ　開設期間の見込み

オ　その他必要と認められる事項

⑶　県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

⑷　避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように次の方法により津波からの避難に関する意識を啓発する。

ア　ハザードマップの作成・見直し・配布・周知

イ　出前講座・ワークショップの開催

ウ　広報紙への記事掲載

エ　マスコミ（コミュニティＦＭ・ＣＡＴＶを含む）の活用

9　広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

10　避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者※を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者※に関する情報を把握の上、避難支援等関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者※が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者※の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市の社会福祉施設等へ避難させる。

市は、避難行動要支援者※を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、他の市町や他都道府県との連絡調整等を県へ要請する。

第６　消防活動及び水防活動

１　消防活動

市は、消防局が津波からの円滑な避難の確保等を実施するため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防局の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

⑴　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

⑵　津波からの避難誘導

⑶　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

⑷　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立　等

２　水防活動

防潮扉等※の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度４以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

⑴　防潮扉等※の管理者等

ア　防潮扉等※の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等※の開閉を行う。

イ　水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

⑵　水防管理団体

ア　各区域内の監視、警戒及び防潮扉等※の管理者への連絡通報

イ　水防に必要な資機材の点検整備

ウ　防潮扉等※の遅滞のない操作及び防潮扉等※の管理者に対する閉鎖の応援

エ　水防管理団体相互の協力及び応援

3　県の措置

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

⑴　地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

⑵　地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行う。

第７　電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

1　電力施設の応急対策

⑴　実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

⑵　電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

⑶　地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑷　復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア　人命救助に関わる病院

イ　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ　被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

⑸　要員及び資機材等の確保

ア　復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・援受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

イ　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

⑹　広報活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含む

インターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

2　ガス施設の応急対策

⑴　一般ガス事業者

ア　実施責任者

一般ガス事業者

イ　情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ　二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ　要員及び資機材等の確保

(ｱ) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(ｲ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

オ　広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

⑵　簡易ガス事業

ア　実施責任者

簡易ガス事業者

イ　応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ　相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

⑶　液化石油ガス販売事業

ア　実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ　応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

3　水道施設の応急対策

⑴　実施責任者

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者

⑵　二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

⑶　応急復旧対策

ア　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定給水装置工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ　応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

⑷　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

4　下水道施設の応急対策

⑴　実施責任者

「市長（下水道管理者）及び広島県上下水道部（下水道管理者）」

⑵　応急復旧対策

ア　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

また、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ　あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

⑶　広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

⑷　要員及び資機材等の確保

ア　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、 必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

イ　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

5　通信

⑴　通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

⑵　指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

ＮＴＴグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア　通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ　非常通信の確保

(ｱ) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(ｲ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ　通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ　災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」の運用

震度６弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」の周知等を図るものとする。

オ　広報活動（拡大防止策）

(ｱ) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のための措置と復旧見込時期

(ｲ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

⑶　指定公共機関ＮＴＴドコモ中国支社※が行う措置

ＮＴＴドコモ中国支社※は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア　通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

イ　非常通信の確保

(ｱ) 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ｲ) 西日本電信電話株式会社が特設公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

ウ　通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ　「災害用伝言板サービス」の運用

震度６弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、

「災害用伝言板サービス」を運用する。

オ　広報活動（拡大防止策）

(ｱ) 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びＮＴＴドコモ中国支社※のホームページを通じて行う。

(ｲ) 災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

⑷　市町等が行う支援の措置

市町、県、県警察※、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア　要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ　応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

6　放送

放送事業者※は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

⑴　放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

⑵　中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

⑶　放送番組中継回線及び防災関係機関※との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

⑷　発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関※や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

第８　交通対策

1　道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察※との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両※以

外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

2　海上

⑴　第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

⑵　第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

3　鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

4　乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

第９　県及び市が管理又は運営する施設関係

1　不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県及び市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等※の管理上の措置は概ね次のとおりである。

⑴　各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑵　個別事項

ア　病院

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を定める。

イ　学校等※

(ｱ) 市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を定める。

(ｲ) 保護を必要とする生徒等※がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を定める。

ウ　社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

⑴　災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、（１）アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

⑵　県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

⑶　県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

3　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第７節　関係者との連携協力の確保に関する計画

第１　相互応援協力計画

1　方　　針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

2　実施内容

市、県、県警察※、防災関係機関※は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

⑴　市

ア　知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ｱ)　災害の状況及び応援を必要とする理由

(ｲ)　応援を必要とする職種別人員

(ｳ)　応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(ｴ)　応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(ｵ)　応援を必要とする期間

(ｶ)　その他必要な事項

イ　他の市町村に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定及び瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定等に基づき他の市町村長に応援を求める。

ウ　緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

⑵　県

ア　他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

イ　市町に対する応援

(ｱ)　知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

(ｲ)　知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

a　災害の状況及び応援を必要とする理由

b　応援を必要とする職種別人員

c　応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

d　応援を必要とする場所及び応援場所への経路

e　応援を必要とする期間

f　その他必要な事項

ウ　指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ｱ)　災害の状況及び応援を必要とする理由

(ｲ)　応援を必要とする職種別人員

(ｳ)　応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(ｴ)　応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(ｵ)　応援を必要とする期間

(ｶ)　その他必要な事項

第２　自衛隊災害派遣計画

１　方　　針

旅団長等※は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条及び災害対策基本法第６８条の２の規定により、要請者※から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

２　自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

⑴　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

⑵　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

⑶　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

⑷　その他災害に際し、前記（１）から（３）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

３　災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

⑴　被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関※に通報する。

なお、震度５弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。

⑵　遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

⑶　人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等※若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

⑷　炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等※若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

⑸　道路及び水路の啓開

緊急交通路※及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

⑹　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑺　その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

⑴　警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

⑵　市の区域内の他人の土地等の一時使用等

⑶　現場の被災工作物等の除去等

⑷　市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

５　災害派遣要請の手続等

⑴　派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１０６条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

⑵　派遣要請先、要請者※連絡先及び連絡方法

ア　要請先及び連絡方法

(ｱ)　陸上自衛隊第１３旅団長

陸上自衛隊第１３旅団司令部　安芸郡海田町寿町２－１

第３部（防衛班）

電話　０８２－８２２－３１０１　　内線２４１０

（夜間・土・日・祝祭日等）

内線２４４０（当直幕僚）

(ｲ)　海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部　呉市幸町８－１

オペレーション

電話　０８２３－２２－５５１１

内線２８２３、２２２２（当直）

(ｳ)　航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊　福岡県春日市原町３－１－１

司令部防衛部運用課

電話　０９２－５８１－４０３１　　内線２３４８

（課業時間外）内線２２０３（ＳＯＣ当直）

イ　要請者連絡先及び連絡方法

(ｱ)　県危機管理監危機管理課　広島市中区基町１０－５２

電話　０８２－２２８－２１１１　内線２７８３～２７８６

０８２－２２８－２１５９　　（直通）

０８２－５１１－６７２０　　（直通）

(ｲ)　第六管区海上保安本部　広島市南区宇品海岸三丁目 10－17

電話　０８２－２５１－５１１１　内線３２７１～３２７５

０８２－２５１－５１１５、５１１６　（直通）（当直）

(ｳ)　大阪航空局広島空港事務所　三原市本郷町善入寺 64－34

電話　０８４８－８６－８６５０

⑶　災害派遣の要請の要求等

ア　市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ　市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第１３旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等をすることができる。

ウ　市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

⑷　生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者※と旅団長等※が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6　災害派遣部隊の受け入れ

⑴　自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者※は、市又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

⑵　災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア　派遣部隊到着前

(ｱ)　市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(ｲ)　派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供

(ｳ)　派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備（平常時から宿営地候補地の検討を含む。）

(ｴ)　派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準　　備

(ｵ)　臨時ヘリポートの設定（基本編第３章第８節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

(ｶ)　艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ　派遣部隊到着後

(ｱ)　派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(ｲ)　他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ｳ)　派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7　派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者※の負担とする。

⑴　部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

⑵　隊員の給与

⑶　隊員の食糧費

⑷　その他の部隊に直接必要な経費

8　災害派遣部隊の撤収要請

⑴　要請者※は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

⑵　災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第３　救援物資の調達・供給活動計画

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、生活必需品等※を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

１　食料供給関係

⑴　県及び市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

⑵　県及び市は、防災関係機関※や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

２　給水関係

⑴　市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて、浄水場、幹線管路等の基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、水道施設の耐震性の向上等に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備、バックアップ機能の強化等、水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震・津波災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮するものとする。

⑵　知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

３　生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、生活必需品等※を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等※の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

４　救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、

備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第４　帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第８節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第３章第３節２項「地震・津波情報の収集・伝達」による。

注　太枠の機関は南海トラフ地震防災対策推進基本計画により伝達されるべき機関

２　市の配備体制

市の配備体制は、基本編第３章第２節「組織、動員計画」による。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前第１の１による。

２　市の配備体制

市の配備体制は、基本編第３章第２節「組織、動員計画」による。

3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は震災対策編・津波災害対策計画第３章第１９節「災害広報・被災者相談計画」による。

4　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は震災対策編・津波災害対策計画第３章第３節「災害情報計画」による。

5　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

6　地域住民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

7　消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

8　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

⑴　正確な情報の収集及び伝達

⑵　不法事案等の予防及び取締り

⑶　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

9　水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

１０　交通対策

⑴　道路

ア　県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ　県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

⑵　海上及び航空

ア　第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

イ　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ　空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

⑶　鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

１１　市が管理又は運営する施設関係

⑴　不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

ア　各施設に共通する事項

a　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b　入場者等の安全確保のための退避等の措置

c　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d　出火防止措置

e　水、食料等の備蓄

f　消防用設備の点検、整備

g　非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h　各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

a　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

c　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

d　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

e　社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

⑵　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

市は、屋内施設に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を図る。

⑶　工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前第１の１による。

２　市の配備体制

市の配備体制は、基本編第３章第２節「組織、動員計画」による。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前第２の３による。

４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前第２の４による。

５　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

６　地域住民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

７　防災関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第９節　防災訓練に関する計画

第１　防災訓練

１　県は、国、市町、防災関係機関※、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な訓練を実施する。

訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

２　市は、防災関係機関※、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

３　各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

４　災害予防責任者※は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

５　県、市等は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警

戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

第２　職員の動員訓練

県、市及び防災関係機関※は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

第３　通信運用訓練

県、市及び防災関係機関※は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

第４　津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

１　津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

２　津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実に起こりうる想定の中で訓練を実施する。

⑴　誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

⑵　津波到達時間内に操作完了が可能か。

⑶　地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

３　津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

４　津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者※の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

第５　津波避難訓練

１　市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

２　避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港

湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者※の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

3　避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

第６　防災訓練に対する協力等

1　市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

2　各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

第７　実施方法

それぞれの災害予防責任者※において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者※が実施する防災訓練の調整を行う。

1　大規模災害発生時における防災関係機関※、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

2　大規模災害発生時における市及び防災関係機関※との連携強化を図るための図上訓練

第１０節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関※、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１　市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

3　地震及び津波に関する一般的な知識

4　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

5　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情　報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

6　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

7　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２　住民等に対する教育・広報

県及び市は、防災関係機関※や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、生涯学習センター、地域センター等を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

１　啓発内容

⑴　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

⑵　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効　　果

⑶　地震・津波に対する地域住民への周知

⑷　様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

ア　家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

イ　火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

ウ　テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネットにより、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

エ　海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

オ　野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

カ　切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

キ　車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

ク　避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

ケ　地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

コ　地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、３日分程度、可能な限り１週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

イ　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（３階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、広報車等を通じて迅速に入手すること。

エ　津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

オ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じた　ときは、直ちに港外（注１）に退避すること。

イ　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注１）に退避すること。

ウ　港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注２）固縛するなど最善の措置をとること。

エ　正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手すること。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注１）港外：水深の深い、広い地域

注２）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

⑸　地震・津波に対する一般知識

⑹　非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

⑺　建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

⑻　災害情報の正確な入手方法

⑼　災害時の家族内の連絡体制の事前確保

⑽　出火の防止及び初期消火の心得

⑾　ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法

⑿　自動車運転時の心得

⒀　救助・救援に関する事項

⒁　安否情報の確認に関する事項

⒂　津波浸水想定図

⒃　津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

⒄　避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

⒅　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

⒆　高齢者、障がい者などへの配慮

⒇　避難行動要支援者※に対する避難支援

(21)　各防災関係機関が行う地震災害対策

(22)　その他必要な事項

２　啓発方法

⑴　ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

⑵　テレビ、ラジオ等放送施設の活用

⑶　新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用

⑷　映画、スライド等の活用

⑸　防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催

⑹　その他の方法

第３　児童、生徒等に対する教育

県及び市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

第４　自動車運転者に対する教育

県、県警察※及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

第５　船舶関係者に対する周知

１　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。

２　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

３　港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

４　正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手すること。

５　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

第６　相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

用語解説（五十音順）

用　　語	解　　説
NTT コム	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社をいう。
NTT ドコモ中国社	株式会社 NTT ドコモ中国支社をいう。
NTT 西日本	西日本電信電話株式会社をいう。
学校等	保育所・認定こども園、幼稚園、小・中学校をいう。
危険物等	危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物及び放射線等の危険性の高い物質をいう。
緊急交通路	緊急通行車両※の交通路をいう。
緊急通行車両	道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車及び災害対策基本法施行令で定める車両をいう。
呉港長等	呉港長又は呉海上保安部長をいう。
警戒区域	土砂災害防止法第 6 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域をいう。
県警察	広島県警察本部をいう。
現地本部	現地災害対策本部をいう。
建築判定	被災建築物応急危険度判定をいう。
建築判定実施本部	被災建築物応急危険度判定実施本部をいう。
建築判定士等	応急危険度判定士及びその他判定業務従事者をいう。
洪水時等	その他洪水時、雨水出水時又は高潮時をいう。
災害応急対策責任者	市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及び市の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
災害予防責任者	市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
市	東広島市をいう。
支援等	東広島市社会福祉協議会が設置する東広島市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援及び専門ボランティアの派遣をいう。
自主防災組織	地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織をいう。
消防機関	東広島市消防局及び東広島市消防団をいう。（水防法での定義）
消防局	東広島市消防局をいう。
浸水想定区域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域をいう。
浸水想定区域等	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域をいう。
推進計画	南海トラフ地震防災対策推進計画をいう。
生徒等	園児、児童、生徒及び学生をいう。
生活必需品等	被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品をいう。

専門ボランティア	医療業務、看護業務、介護業務、通訳・翻訳、無線通信、被災建築物の応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者をいう。
宅地判定	被災宅地危険度判定をいう。
宅地判定士	被災宅地危険度判定士をいう。
地区居住者等	市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者をいう。
天災融資法	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法をいう。
道路管理者等	道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者をいう。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律をいう。
南海トラフ特措法	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
東広島地区医師会等	東広島地区医師会、賀茂東部医師会、竹原地区医師会、東広島市薬剤師会及び竹原薬剤師会をいう。
避難行動要支援者	要配慮者うち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
津波避難対象地域	津波により避難が必要となることが想定される地域をいう。
防災関係機関	市、県、警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関をいう。
放送事業者	日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム株式会社、株式会社ＦＭ東広島及び株式会社東広島ケーブルメディアをいう。
防潮扉等	水門、樋門、閘門及び防潮扉をいう。
旅団長等	陸上自衛隊第１３旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等をいう。
レベル１の地震・津波	発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波をいう。
レベル２の地震・津波	発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波をいう。
やさしい日本語	災害が起きたときに有効なことばとして考案された外国人にわかりやすい日本語をいう。
要請者	知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者をいう。

平成 11 年 12 月 20 日全部改訂
平成 13 年　２月 23 日修正
平成 14 年　２月　６日修正
平成 18 年　２月 21 日全部改訂
平成 26 年　５月 29 日全部改訂
平成 27 年　１月 27 日修正
平成 27 年　５月 27 日修正
平成 28 年　２月　８日修正
平成 30 年　１月 29 日修正
平成 31 年　４月 26 日修正
令和　３年　５月 31 日修正
令和　５年　３月 28 日修正
令和　６年　５月 30 日修正
令和　６年 12 月 18 日修正
令和　７年　５月 30 日修正

東広島市地域防災計画　基本編・震災対策編

編集　東 広 島 市 防 災 会 議